

土浦市環境白書

令和 3 年度年次報告書

土 浦 市



土浦市地球温暖化防止
シンボルキャラクター
つーちゃん

目 次

第1章 土浦市のあらまし	1
1 地勢	1
2 地形・地質	1
3 気候	1
4 人口	1
5 土地利用	2
6 交通	2
7 産業	2
(1) 商業	3
(2) 工業	3
(3) 農業	3
(4) 漁業	3
(5) 観光	3
第2章 土浦市の環境保全施策	4
1 環境関連条例	4
(1) 環境基本条例	4
(2) 公害防止条例	4
(3) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	4
(4) さわやか環境条例	4
(5) 廃棄物の処理及び再利用に関する条例	4
(6) 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	4
(7) 安全な飲料水の確保に関する条例	4
2 環境基本計画	5
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の期間	5
(3) 計画の体系	6
(4) 計画の進行管理	7
(5) 計画の推進体制	11

第3章 土浦市の環境概況及び施策の実施状況	12
1 自然環境	12
(1) 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう	12
(2) 豊かな自然に命を育む生物と共生しよう	14
2 生活環境	17
(1) 公害のないまちをつくろう	17
(2) 新たな汚染物質の心配がないまちをつくろう	41
(3) ものを大切にし、ごみを少なくしよう	45
3 快適環境	49
(1) 水郷の文化と歴史を感じる景観を守ろう	49
(2) 市民の憩いの場となる空間をつくろう	53
(3) 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう	54
(4) きれいで清潔なまちをつくろう	57
4 地球環境	59
(1) 二酸化炭素の排出が少ないまちをつくろう	59
(2) 地球規模で考え、できることから行動しよう	64
5 人づくり	66
(1) 環境について知り、学び、情報を共有しよう	66
(2) 各主体が各場面で連携し、行動しよう	69
第4章 土浦市役所環境保全率先実行計画と省エネ法及び環境マネジメントシステム	73
1 土浦市役所環境保全率先実行計画	73
(1) 対象範囲	73
(2) 温室効果ガス総排出量と活動量の削減実績	74
2 省エネ法への対応	75
(1) 対象範囲	75
(2) エネルギー消費原単位の削減実績	75
3 環境マネジメントシステム	76
(1) 対象範囲	77
(2) 環境目標の達成状況	77
(3) 内部監査	77
(4) マネジメントレビュー	78

資料編	80
1 環境保全年表	81
2 環境保全に係る基準等一覧	87
3 公害関係法令に基づく届出状況	100
4 大気の状態	107
5 水質の状態	108
6 放射性物質の状態（令和3年度）	111
7 その他の環境の状態	113
8 助成制度等（令和3年度）	120
9 土浦市環境基本条例	126
10 土浦市公害防止条例	134
11 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	138
12 土浦市さわやか環境条例	146
13 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	153
14 土浦市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	162
15 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例	164

第1章 土浦市のあらまし

1 地勢

本市は、東経 140 度 12 分、北緯 36 度 4 分に位置しています。日本第二の面積を有する湖である「霞ヶ浦」の西岸にあり、市の西に筑波山麓が広がっています。東京から 60 km、成田空港から 40 km、筑波研究学園都市に隣接し、県都水戸から 45 km の距離にあります。面積は 122.89 km²（霞ヶ浦部分 9.27 km² を含む）となっています。市内には桜川など 8 本の一級河川が流れ、霞ヶ浦から筑波山麓まで、豊かな自然環境を有しています。台地は関東ローム層であり、台地の間を帯状に谷津田が伸び、桜川沿いには低地が広がっています。

2 地形・地質

本市の地形は、北部の新治台地と南部の稲敷台地及び両台地に挟まれた中央の低地部により形成されています。筑波山系に連なる新治地区北側が標高 200～400 m と高くなっていますが、それ以外は起伏の少ない平坦な地形となっています。

下層部の地質は、海進・海退の繰り返しの途中で堆積した砂層・砂れき層により形成され、桜川の伏流水などを水源とする豊かな地下水を含んでいます。また、台地部の表層は関東ローム層が覆い、このローム層に蓄えられた雨水が台地下からしみ出し、谷津田やため池の水源ともなっています。

3 気候

本市の年平均（過去 10 年間）気温は 15.2℃、年間降水量は 1,274 mm となっており、比較的温暖な気象条件に恵まれています。

令和 3 年の年間平均気温は 15.6℃で、年間降水量は 1,390 mm となっており、気温、降水量ともに年平均（過去 10 年間）を上回っています。水戸地方気象台土浦観測所における平成 3 年から令和 3 年までの年間平均気温と、年間降水量の推移を見ると、どちらも増加している傾向が見られます。

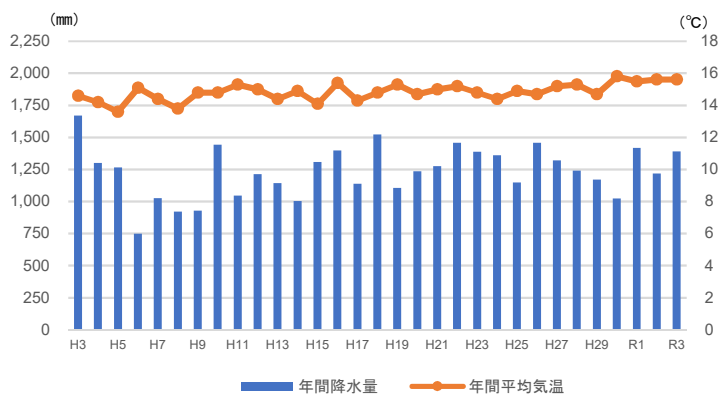


図 1-3-1 土浦観測所における年間平均気温・年間降水量の推移（気象庁）

4 人口

本市の人口の推移は、平成 21 年度を境にして微減傾向であるのに対して、世帯数は増加傾向であり、令和 3 年 10 月 1 日現在の人口は 141,844 人、世帯数は 63,995 世帯となっています。

以前は、県南地域の中心的な都市として、さらには都心通勤者の住宅地としても発展し、人口増加が続いていました。近年の傾向としては、少子化や周辺市の発展、通勤者の都心回帰などにより、微減傾向を示していますが、令和 2 年には、増加に転じています。

一方、「単身世帯」や「夫婦のみの世帯」などの増加により世帯数は増加傾向にあります。また、高齢者（65 歳以上）人口の推移を見ると、土浦市の 65 歳以上の人口は、令和 3 年 10 月 1 日現在で 41,199 人、市民全体の 29.7%（高齢化率）となっており、高齢化が進んでいる状況となっています。

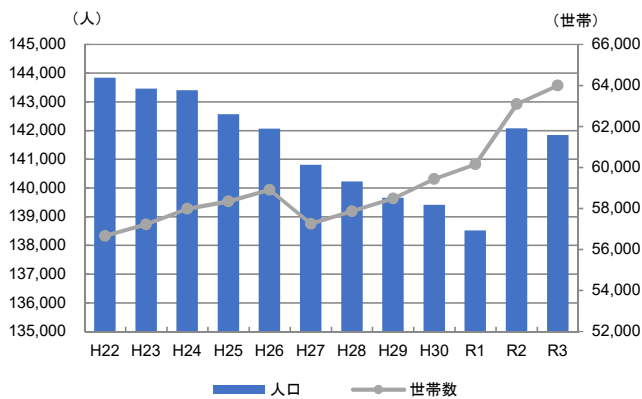


図 1-4-1 人口と世帯数の推移
各年 10 月 1 日現在（統計つちうら）

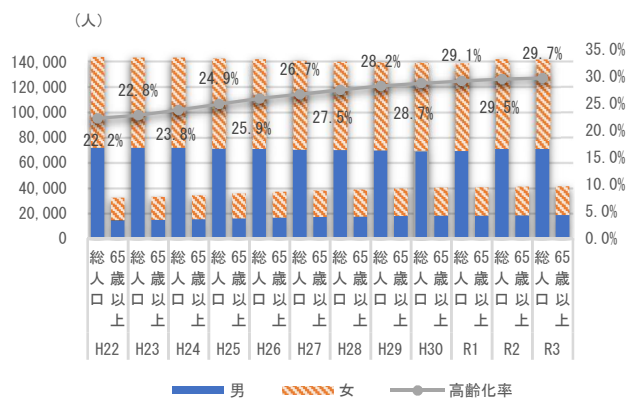


図 1-4-2 高齢者人口の推移 各年 10 月 1 日現在
（茨城県の年齢別人口（茨城県常住人口調査 四半期報））

5 土地利用

本市の地目別面積は、農地（田・畑）が 31.1%、山林が 12.2%、宅地・その他が 56.6%となっており、田・畑、山林の緑と、宅地・その他の割合が、おおよそ半分ずつとなっています。

推移を見ると、平成 14 年度以降、田・畑、山林の緑の割合が減少してきており、近年においても同傾向となっています。

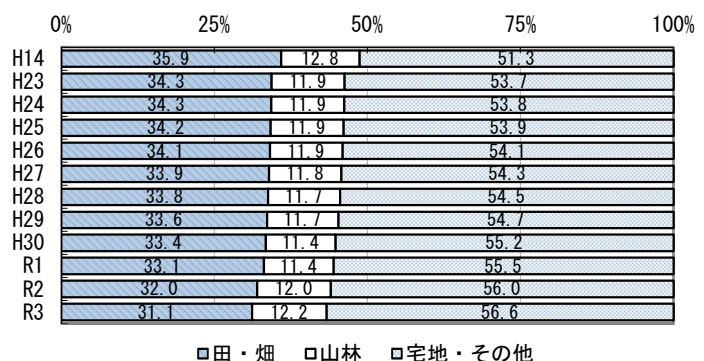


図 1-5-1 地目別面積の推移(統計つちうら)

6 交通

令和 3 年度において、市内には市道のほか県道や国道の予定も含めて都市計画道路が 44 路線あり、そのうち 21 路線について整備済みになっています。国道は、国道 6 号が南北に、国道 125 号と 354 号が東西に通っています。高速道路については、常磐自動車道が市内を通過しており、東京及び県北部へつないでいます。

公共交通機関の状況として、鉄道は、JR 常磐線が乗り入れ、市内には荒川沖駅、土浦駅、神立駅が設置されています。バスについては、民間 5 事業者によるバス路線が運行されています。中心市街地の活性化と公共交通不便地域の緩和、公共交通利用の促進を目的として、平成 19 年 4 月より、まちづくり活性化バス「キララちゃん」が運行し、令和 3 年 10 月から、公共交通不便地域の解消、高齢者の移動手段の確保等を目的に、中村南・西根南地区において、「つちまるバス」が開始しています。

また、福祉政策の一環として、市内在住の 65 歳以上の市民を対象に、事前予約で自宅等から指定の場所まで乗合で利用してもらう「のりあいタクシー土浦」を運行しています。

7 産業

本市の産業構造は、右の図のように第三次産業の比率が高く、商業・業務都市としての特性がありますが、工業都市としての性格も併せ持っているといえます。一方で、第一次産業の農業と漁業の比率は低く、これらの比率は減少傾向にあります。

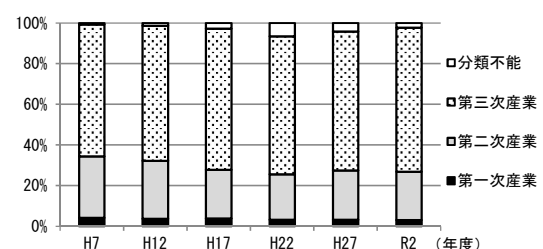


図 1-7-1 産業別人口の割合（統計つちうら）

（１）商業

本市の商業は、土浦駅を中心として県内有数の集積を誇っていましたが、近年、郊外型大規模店舗の進出などにより、中心市街地の空洞化が進んでいることから、土浦市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策事業を推進しています。

（２）工業

市内には、工業団地などに大規模工場が立地するほか、中小工場も数多く立地しています。また各種規制・基準の整備や企業努力により、大気汚染や水質汚濁などの産業型の公害は、大きく改善されてきています。しかし、事故の発生等により、環境へ大きな負荷を与える可能性を潜在的に持っていることもあり、日々の環境への配慮や施設の管理が重要であることはいまでもありません。

（３）農業

本市の農業は、日本一の生産量を誇る「れんこん」など、地域の特色ある産業となっています。また、田畑などからなる農地は、緑豊かな景観や多くの生物の生息を支え、地域の自然環境の基盤にもなっています。一方で農業は、使用する農薬や化学肥料によって環境へ悪影響を与える恐れがあります。このため、環境保全型農業など環境と共生する農業への転換が求められています。

（４）漁業

本市には、霞ヶ浦を特徴づけるワカサギ、シラウオ、エビ、ハゼ類などの水産物があり、煮干・佃煮など加工品の材料となっています。反面、近年の湖沼環境の様々な変化等によって水産資源の減少も見受けられるようになり、漁業従事者も少なくなっています。

こうしたことから、水産資源の増大を図るため、ワカサギの人工孵化や、食用等に供されている魚種（有用魚種）の放流に加え、外来魚の駆除対策など、豊かな霞ヶ浦を取り戻すための取組が行われています。

（５）観光

北西部の筑波山麓や東部に広がる霞ヶ浦といった豊かな自然、城下町として歴史的雰囲気を残す「まちかど蔵」、里山の風景が広がる中にある「小町の館」などに多くの方々が訪れています。地域資源を活かしたジオパーク事業、サイクリング事業による地域活性化を図る取組を進めています。



霞ヶ浦観光帆曳船



サイクリング

第2章 土浦市の環境保全施策

1 環境関連条例

(1) 環境基本条例

この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(2) 公害防止条例

この条例は、公害関係法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。

(3) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的としています。

(4) さわやか環境条例

この条例は、ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的としています。

(5) 廃棄物の処理及び再利用に関する条例

この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的としています。

(6) 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置または変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果等を縦覧する場合の手続及び一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する場合の手続に関して必要な事項を定めたものです。

(7) 安全な飲料水の確保に関する条例

この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道並びに飲用井戸等の設置者の責任を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

2 環境基本計画

平成 14 年 1 月に策定した環境基本計画は、旧新治村との合併（平成 18 年 2 月）を含む社会情勢や環境の変化などを踏まえ、平成 19 年 3 月に改訂を行いました。また、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間を計画期間とする第二期環境基本計画を策定し、平成 28 年度には計画の見直しを行い、令和 3 年度までの後期基本計画を策定しました。令和 4 年 3 月には、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を計画期間とした第三期土浦市環境基本計画を策定しました。

（１）計画の性格

環境基本計画は、現在と将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定められた「土浦市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び、それら施策を計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

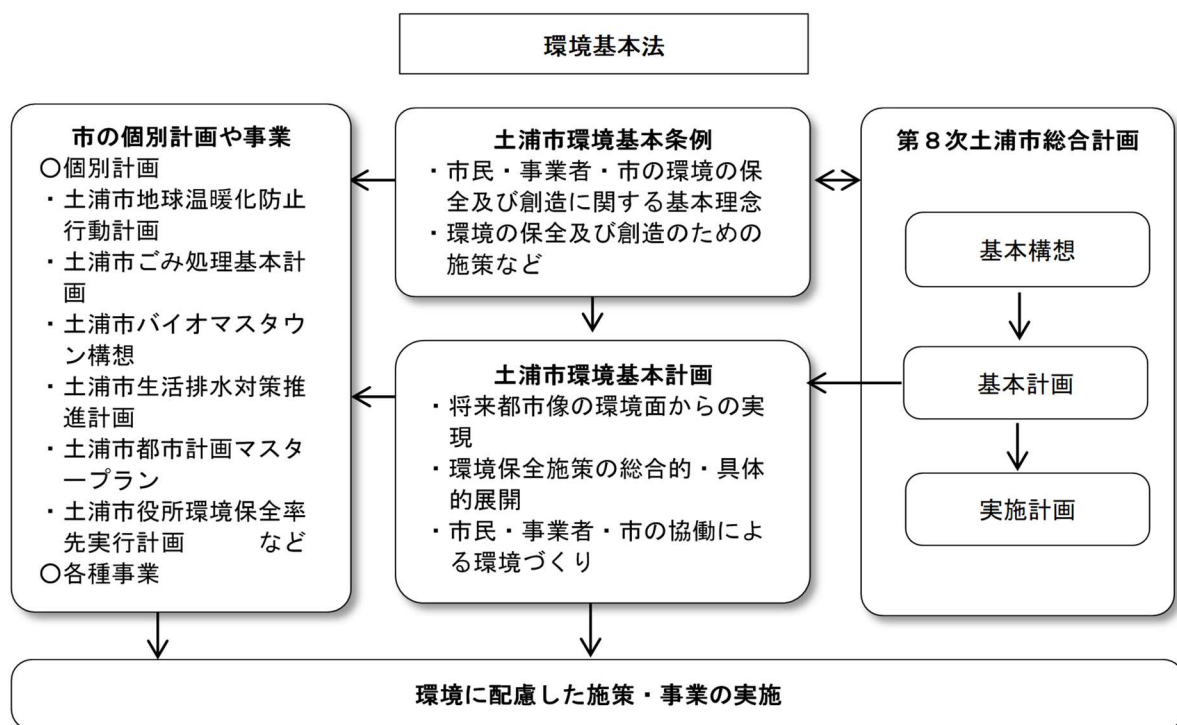


図 2-2-1 環境基本計画の性格

（２）計画の期間

平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間（平成 29 年 3 月改定）

(3) 計画の体系

市の目指すべき将来像を実現するための5つの基本目標に基づき、具体的な取組に対する13の行動方針を設定し、これらの方向性に基づき、環境保全と創造に向けた行動の展開を図ります。

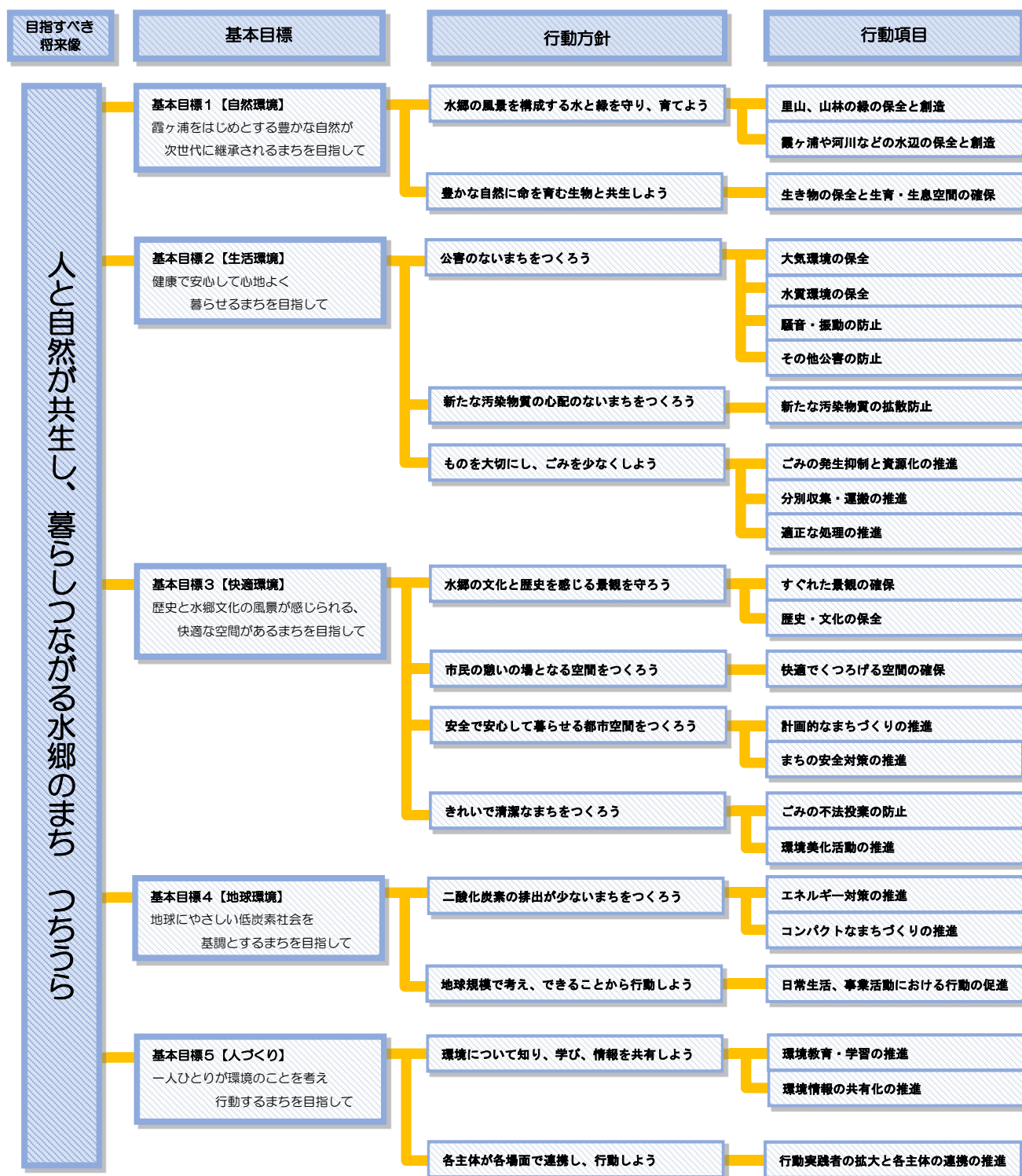


図 2-2-2 第二期土浦市環境基本計画（改訂版）の体系

(4) 計画の進行管理

①リーディング・プロジェクトと数値目標の設定

本市の環境の現状と課題、地球環境問題への貢献、地域特性を活かした豊かな暮らしの実現等を踏まえると、市が重点的に取り組むべき環境問題として、「低炭素社会の推進」、「霞ヶ浦の保全・再生」、「循環型社会の推進」の3つのテーマが特に重要と考えられます。

3つのテーマに関する環境施策を着実に実行するため、平成28年度の第二期土浦市環境基本計画改訂時に、各テーマに対応するリーディング・プロジェクトを設定しました。

また、リーディング・プロジェクトとして位置付けた施策については、関連計画との整合性を図りながら、定量的な評価指標となる具体的な数値目標も設定しています。

これにより、重点的に取り組むべき施策を明確にし、数値目標に近づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。

■リーディング・プロジェクト1：低炭素社会・ステップアップ・プロジェクト

目標項目	基準値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3年度)	達成率
市全体の温室効果 ガス排出量 〔排出量は環境省「部門別CO₂排出量の現況推計値」を引用〕	263万t-CO ₂ (H24) ※修正後(最新) 257万t-CO ₂ (H24)	203万t-CO ₂	199万t-CO ₂	194万t-CO ₂	-	-	土浦市地球温暖化防止 行動計画目標値 249万t-CO ₂ (R2) ※修正後(最新) 212万t-CO ₂ (R2)	—
市の事務事業に伴う 温室効果ガス排出量	44,464t-CO ₂ (H25)	45,448t-CO ₂	45,146t-CO ₂	30,031t-CO ₂	30,558t-CO ₂	39,587t-CO ₂	第四期土浦市役所環境保全 率先実行計画前期目標値 39,453t-CO ₂ (R2)	97% 未達成
(t-CO₂) 基準値(H25) H29 H30 R1 R2 R3 目標値(R3) 実績・目標値 基準値								
市の事務事業に伴う 省エネ法エネルギー 消費原単位削減率 (市長部局)	平成28年度 エネルギーの使 用に係る原単位	前年度比 3.9% 増加	前年度比 6.3% 減少	前年度比 0.3% 増加	前年度比 6.7% 減少	前年度比 2.8% 増加	5年度間平均原単位変化 (H28年度～R2年度) 1.0%以上削減	2.6% 削減 達成
市の事務事業に伴う 省エネ法エネルギー 消費原単位削減率 (教育委員会)		前年度比 6.3% 増加	前年度比 38.1% 減少	前年度比 10.9% 減少	前年度比 10.0% 増加	前年度比 2.2% 減少		12.2% 削減 達成

※エネルギー消費原単位＝エネルギー使用量（原油換算）／エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（建物延床面積等）

目標項目	基準値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	達成率														
防犯灯の LED 化率 (既設灯の交換)	40. 7% (H27)	70. 6%	81. 2%	93. 9%	99. 3%	99. 3%	100% (R2)	99% 未達成														
	(%) <table><tr><th>年度</th><th>実績・目標値 (%)</th></tr><tr><td>基準値 (H27)</td><td>40.7%</td></tr><tr><td>H29</td><td>70.6%</td></tr><tr><td>H30</td><td>81.2%</td></tr><tr><td>R1</td><td>93.9%</td></tr><tr><td>R2</td><td>99.3%</td></tr><tr><td>R3</td><td>99.3%</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>100.0%</td></tr></table> 実績・目標値 基準値								年度	実績・目標値 (%)	基準値 (H27)	40.7%	H29	70.6%	H30	81.2%	R1	93.9%	R2	99.3%	R3	99.3%
年度	実績・目標値 (%)																					
基準値 (H27)	40.7%																					
H29	70.6%																					
H30	81.2%																					
R1	93.9%																					
R2	99.3%																					
R3	99.3%																					
目標値 (R3)	100.0%																					
エコドライブ宣言者数	917 人 (H27)	1, 016 人	1, 197 人	1, 319 人	1, 747 人	1, 966 人	1, 500 人	180% 達成														
	(人) <table><tr><th>年度</th><th>実績・目標値 (人)</th></tr><tr><td>基準値 (H27)</td><td>917</td></tr><tr><td>H29</td><td>1,016</td></tr><tr><td>H30</td><td>1,197</td></tr><tr><td>R1</td><td>1,319</td></tr><tr><td>R2</td><td>1,747</td></tr><tr><td>R3</td><td>1,966</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>1,500</td></tr></table> 実績・目標値 基準値								年度	実績・目標値 (人)	基準値 (H27)	917	H29	1,016	H30	1,197	R1	1,319	R2	1,747	R3	1,966
年度	実績・目標値 (人)																					
基準値 (H27)	917																					
H29	1,016																					
H30	1,197																					
R1	1,319																					
R2	1,747																					
R3	1,966																					
目標値 (R3)	1,500																					
温暖化防止啓発人数	4, 070 人 (H27)	4, 500 人 /20, 000 人	10, 182 人 /20, 000 人	14, 693 人 /20, 000 人	17, 671 人 /20, 000 人	21, 894 人 /20, 000 人	延べ約 20, 000 人 (H29～R3)	112% 達成														
	(人) (H29-R3延人数) <table><tr><th>年度</th><th>実績・目標値 (人)</th></tr><tr><td>基準値 (H27)</td><td>4,070</td></tr><tr><td>H29</td><td>4,500</td></tr><tr><td>H30</td><td>10,182</td></tr><tr><td>R1</td><td>14,693</td></tr><tr><td>R2</td><td>17,671</td></tr><tr><td>R3</td><td>21,894</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>20,000</td></tr></table> 実績・目標値 基準値								年度	実績・目標値 (人)	基準値 (H27)	4,070	H29	4,500	H30	10,182	R1	14,693	R2	17,671	R3	21,894
年度	実績・目標値 (人)																					
基準値 (H27)	4,070																					
H29	4,500																					
H30	10,182																					
R1	14,693																					
R2	17,671																					
R3	21,894																					
目標値 (R3)	20,000																					
土浦エコパートナー 事業参加企業数	26 事業者 (H27)	31 事業者	32 事業者	33 事業者	34 事業者	34 事業者	35 事業者	89% 未達成														
	(事業者数) <table><tr><th>年度</th><th>実績・目標値 (事業者数)</th></tr><tr><td>基準値 (H27)</td><td>26</td></tr><tr><td>H29</td><td>31</td></tr><tr><td>H30</td><td>32</td></tr><tr><td>R1</td><td>33</td></tr><tr><td>R2</td><td>34</td></tr><tr><td>R3</td><td>34</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>35</td></tr></table> 実績・目標値 基準値								年度	実績・目標値 (事業者数)	基準値 (H27)	26	H29	31	H30	32	R1	33	R2	34	R3	34
年度	実績・目標値 (事業者数)																					
基準値 (H27)	26																					
H29	31																					
H30	32																					
R1	33																					
R2	34																					
R3	34																					
目標値 (R3)	35																					

■リーディング・プロジェクト2：霞ヶ浦の保全・再生プロジェクト

目標項目	基準値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	達成率
公共下水道水洗化率	93.8% (H27)	94.0%	94.1%	94.1%	94.2%	94.2%	94.4%	67% 未達成
(%) 93.8% 94.0% 94.1% 94.1% 94.2% 94.2% 94.4% 基準値 (H27) H29 H30 R1 R2 R3 目標値 (R3) 実績・目標値 基準値								
農業集落排水施設 水洗化率	86.5% (H27)	88.1%	89.0%	95.4%	95.4%	95.4%	90.0%	254% 達成
(%) 86.5% 88.1% 89.0% 95.4% 95.4% 95.4% 90.0% 基準値 (H27) H29 H30 R1 R2 R3 目標値 (R3) 実績・目標値 基準値								
高度処理型浄化槽 設置基数 (ちっ素・りん型、 ちっ素型の合計)	404 基 (H27)	598 基	628 基	649 基	679 基	698 基	660 基	115% 達成
(基) 404 598 628 649 679 698 660 基準値 (H27) H29 H30 R1 R2 R3 目標値 (R3) 実績・目標値 基準値								
事業場水質検査適合率	77.0% (H27)	65.0%	73.1%	76.4%	69.8%	64.2%	100%	-56% 未達成
(%) 77.0% 65.0% 73.1% 76.4% 69.8% 64.2% 100.0% 基準値 (H27) H29 H30 R1 R2 R3 目標値 (R3) 実績・目標値 基準値								
つちまるエコキッズ クラブ会員数	156 名 (H27)	518 名	561 名	676 名	723 名	806 名	565 名	159% 達成
(名) 156 518 561 676 723 806 565 基準値 (H27) H29 H30 R1 R2 R3 目標値 (R3) 実績・目標値 基準値								

■リーディング・プロジェクト3：循環型社会・ステップアップ・プロジェクト

目標項目	基準値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	達成率														
ごみ排出量 (資源回収を含む)	58,082t (H27)	55,778t	54,025t	50,722t	49,762t	49,017t	47,806t (約 18%減)	88% 未達成														
	(t)																					
	<table><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準値 (H27)</td><td>58,082</td></tr><tr><td>H29</td><td>55,778</td></tr><tr><td>H30</td><td>54,025</td></tr><tr><td>R1</td><td>50,722</td></tr><tr><td>R2</td><td>49,762</td></tr><tr><td>R3</td><td>49,017</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>47,806</td></tr></tbody></table> 実績・目標値 基準値								項目	値	基準値 (H27)	58,082	H29	55,778	H30	54,025	R1	50,722	R2	49,762	R3	49,017
項目	値																					
基準値 (H27)	58,082																					
H29	55,778																					
H30	54,025																					
R1	50,722																					
R2	49,762																					
R3	49,017																					
目標値 (R3)	47,806																					
1 人 1 日当たりの 排出量	1,124g (H27)	1,094g	1,062g	1,003g	960g	947g	946g 以下 (約 16%減)	99% 未達成														
	(g)																					
	<table><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準値 (H27)</td><td>1,124</td></tr><tr><td>H29</td><td>1,094</td></tr><tr><td>H30</td><td>1,062</td></tr><tr><td>R1</td><td>1,003</td></tr><tr><td>R2</td><td>960</td></tr><tr><td>R3</td><td>947</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>946</td></tr></tbody></table> 実績・目標値 基準値								項目	値	基準値 (H27)	1,124	H29	1,094	H30	1,062	R1	1,003	R2	960	R3	947
項目	値																					
基準値 (H27)	1,124																					
H29	1,094																					
H30	1,062																					
R1	1,003																					
R2	960																					
R3	947																					
目標値 (R3)	946																					
リサイクル率	21.7% (H27)	20.3%	21.9%	21.9%	21.4%	21.1%	24.6%以上 (約 3%増)	-21% 未達成														
	(%)																					
	<table><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準値 (H27)</td><td>21.7%</td></tr><tr><td>H29</td><td>20.3%</td></tr><tr><td>H30</td><td>21.9%</td></tr><tr><td>R1</td><td>21.9%</td></tr><tr><td>R2</td><td>21.4%</td></tr><tr><td>R3</td><td>21.1%</td></tr><tr><td>目標値 (R3)</td><td>24.6%</td></tr></tbody></table> 実績・目標値 基準値								項目	値	基準値 (H27)	21.7%	H29	20.3%	H30	21.9%	R1	21.9%	R2	21.4%	R3	21.1%
項目	値																					
基準値 (H27)	21.7%																					
H29	20.3%																					
H30	21.9%																					
R1	21.9%																					
R2	21.4%																					
R3	21.1%																					
目標値 (R3)	24.6%																					

※達成率の計算方法 (実績値－基準値)÷(目標値－基準値)×100 で算出

②PDCA体制の充実

数値目標の設定に伴い、PDCA サイクルに基づく、より効果的な進行管理体制の構築を図ることとします。

また、土浦市環境基本計画の推進には市民、事業者の協力が不可欠であり、そのためには市民、事業者、市が情報を共有し、共通の認識のもと、協働による取組を展開していく必要があります。

環境白書等を活用しながら、目標達成状況や進捗の評価、見直し方針を報告するなど、市民、事業者に関与した情報提供に対応することとします。

③リーディング・プロジェクトに対する総括

第二期環境基本計画（改訂版）では、リーディング・プロジェクトとして3つのテーマから、16項目の数値目標を定めました。この数値目標は、本計画の進捗を測るうえでの基本的な指標となることから、毎年度着実な進行管理を行ってきました。

その結果、最終年度である令和3年度において、16項目のうち、7つの項目で数値目標を達成しました。一方で、8つの項目では数値目標を達成することが出来ませんでした。未達成の理由としては、コロナ禍の影響もありますが、市民、事業者への啓発や意識改善等が不十分な項目もありました。これらの未達成の項目については、引き続き第三期環境基本計画においても数値目標を設定しているものもあることから、計画に基づき、取組のさらなる強化や新たな取組の展開など、担当課との協議を強化しながら、目標達成に向けて取り組んでいきます。

（５）計画の推進体制

計画及び施策の実施は、国や県、周辺自治体等と連携を取りながら、市民、事業者、市が一体となって展開していきます。

また、実施状況は、庁内の横断的な計画の推進組織である「環境政策推進会議」及び市民、事業者の行動の推進組織である「土浦市環境基本計画推進協議会」によって定期的に把握し、「環境白書」などにより公表を行います。さらに、「環境計画進行管理委員会」による調査・評価を行い、継続的に内容を改善していきます。

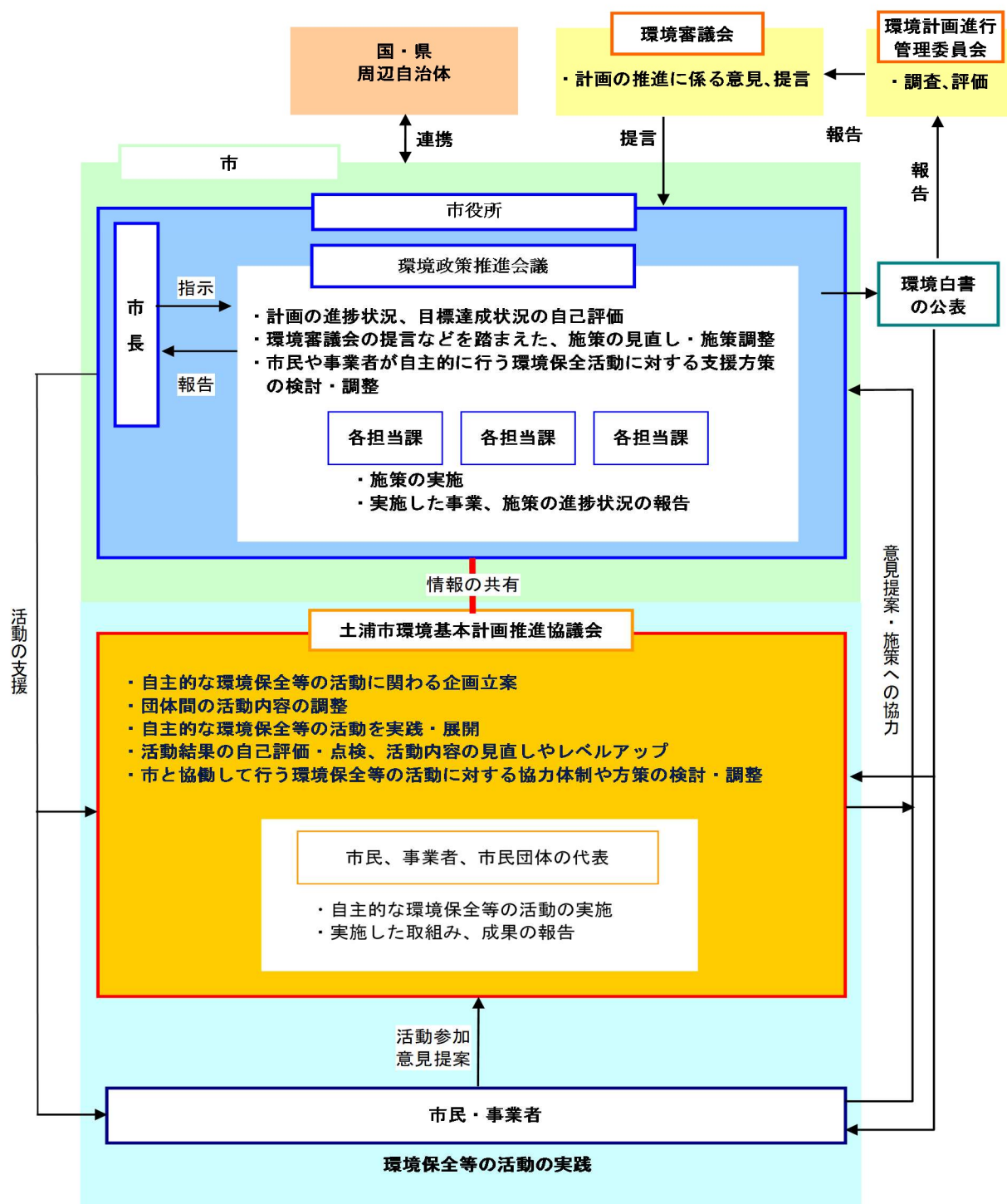


図 2-2-3 計画の推進体制

第3章 土浦市の環境概況及び施策の実施状況

1 自然環境

(1) 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう

概況

肥沃で平坦な土地に古くから人々が暮らしてきた本市では、農地や二次林などの里の植物により、地域の自然が形成されています。台地部に点在するスギ、ヒノキ等の植林地、コナラ等の雑木林は、地域の貴重なまとまりある緑地であり、ため池や谷津田とともに良好な里山環境が形成され、主要な構成要素となっています。また、台地縁辺の斜面林も、一部スダジイなど地域の潜在植生を含みながら、低地部や霞ヶ浦の背景となる重要な緑の帯を形成しています。

表 3-1-1 特定植物群落

件 名	選定基準	相観区分	面積 (ha)
土浦付近に見られる森林	・郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの ・乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群	暖温帯植生	25.00

(自然環境保全基礎調査 環境省)

本市は霞ヶ浦の湖畔に位置し、河川や水路、ため池などの多様な水辺に恵まれ、水郷として特徴のある景観を有しています。

霞ヶ浦や流入河川の水生植物は、水質の悪化、コンクリート護岸の整備等により減少してきましたが、ヨシ、マコモなどの抽水植物やヒシ、アサザなどの浮葉植物、マツモ、エビモなどの沈水植物をはじめ、現在、60 種類ほどが生育しているといわれています。これらの中には、国や県のレッドデータブックに記載されている動植物も確認されています。

穴塚大池及びその周辺は、市内の代表的な里山です。この地区では、国や県のレッドデータブックに記載されている数多くの動植物が報告されています。

表 3-1-2 霞ヶ浦（土浦周辺）で確認された水生植物の一例

湿性・抽水植物	ヨシ、マコモ、フトイ、ヒメガマ、ミクリ（国：準絶・県：準絶）、ミズアオイ（国：準絶・県：準絶）
浮葉植物	ヒシ、アサザ（国：準絶・県：危惧Ⅱ）、トチカガミ（国：準絶・県：危惧Ⅱ）、ヒルムシロ
沈水植物	コカナダモ、マツモ（県：準絶）、ササバモ（県：危惧Ⅱ）、イトモ（国：準絶・県：危惧Ⅱ）、エビモ

凡例 準絶滅危惧種：準絶 絶滅危惧Ⅱ類：危惧Ⅱ (茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012 年改訂版)

○農地の状況《農林水産課》

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ食料の安定供給にとって重要な基盤であります。また、多面的な機能としても、保水調整や生態系の保全などを有しています。しかし、農地は一旦荒廃すると、雑草の繁茂等により、病虫害の発生源やイノシシなどの有害鳥獣の住処になるなど、近隣の耕作地だけでなく、地域住民等にも悪影響を与えることとなり、更に耕作地として回復するためには、非常に大きな労力・年数が必要となります。

こうしたことから、耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、早期に耕作放棄地を解消し、再生・復元していくことが極めて重要な課題です。

本市においては、土浦市耕作放棄地解消計画を策定し、関係機関や農業生産者等の協力を得ながら、地域の実情に即した耕作放棄地の再生・利活用を図っています。

表 3-1-3 耕作放棄地の推移

年度	放棄面積 (ha)	備考
H29	436	※耕作放棄地全体調査
H30	346	
R1	308	
R2	321	
R3	353	

※耕作放棄地：耕地のうち、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作する考えのない土地

施策の実施状況

一都市と農村との交流事業《農林水産課》

農家以外の方でも農作物の栽培、農業体験ができる機会を設け、身近に農業を感じてもらうことができる事業を行っています。また、市内4か所（高津・摩利山・中村西根・虫掛）に市民農園を設けているほか、JAや民間事業者との連携による農業体験等を実施しています。

一身近なみどり整備推進事業《農林水産課》

市内の平地林や里山林については、一昔前まで、薪炭材や肥料となる落ち葉の供給源などの日常生活に密着した里山として、手入れされてきました。

しかし、現在は山林資源の利用が少なくなり、加えて用材としての林業が衰退し、林業従事者が大きく減少するなど、近年では里山との関わりが薄れ、平地林の荒廃が進んでいます。

平地林や里山林は、地域住民の身近なやすらぎの場であり、生活環境の保全や美しい景観の維持など、多くの公益的機能を持っています。

このようなことから、市では県森林湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業を推進し、手入れが行き届かない森林について、間伐、枝打ち、植栽等の整備を行い、適切な維持管理を図っていきます。

表 3-1-4 平地林・里山林整備実施状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
面積 (ha)	2.45	0.46	2.90	1.25	3.00

（２）豊かな自然に命を育む生物と共生しよう

概況

霞ヶ浦は、もともと利根川から海水の影響を受けていたため、淡水魚のほかに、汽水魚、海魚も生息しており、104 種類もの多彩な魚類が確認されています。特に霞ヶ浦名産として名高いワカサギやシラウオは、湖に取り残された海跡動物として知られています。常陸川水門がつくられ海とのつながりが閉ざされてからは、海魚や汽水魚が減少しています。

また、国内外から移入された外来種が在来種に与える影響が問題視されており、近年ではオオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、ペヘレイについては減少傾向がみられるものの、アメリカナマズなどの外来魚は未だ多く生息しているのが現状です。

内陸部の河川や沼では、ミナメダカやタナゴ等の魚類、タガメやホタル等の水生昆虫、イモリ等の両生類など、里の水辺で普通にみられていた動物類が減少しています。

河川や湖沼の底に生息するイトミミズなどの底生動物の調査では、38 科 52 種が確認されています。底生動物は水質の影響を受けやすく、水質環境の指標生物としての側面を持っていますが、そうした観点から、市内の各水辺では汚れた水を好むイトミミズ、ユスリカ類が多く確認されており、全般的に有機汚濁の進んだ水域であるといえます。

表 3-1-5 霞ヶ浦、市内河川で確認された魚類

霞ヶ浦 (土浦周辺)	アユ、ワカサギ、シラウオ、コイ類、フナ類、タナゴ類、ドジョウ、アメリカナマズ（特外）、スズキ、オオクチバス（特外）、ブルーギル（特外）、ハゼ類、クルマサヨリ（国：準絶・県：準絶）、ボラ
河川	コイ類、タナゴ類、ドジョウ、ナマズ、メダカ、オオクチバス（特外）、ブルーギル（特外）、ボラ、ハゼ類

凡例 準絶滅危惧種：準絶 特定外来種：特外 （茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016 年改訂版）

霞ヶ浦には鳥類も多く、四季を合わせると約 180 種類の鳥類を見ることができます。サギ類やガン・カモ等の水鳥やヨシキリなどヨシ原で繁殖する鳥などが多数おり、稲敷市の浮島付近には、全国でも珍しいコジュリンの繁殖地が見られます。

表 3-1-6 市内で確認された貴重な鳥類

カンムリカイツブリ、ヨシゴイ（国：準絶・県：危惧Ⅱ）、チュウサギ（国：準絶）、コハクチョウ、コアジサシ（国：危惧Ⅱ・県：危惧Ⅱ）
--

凡例 準絶滅危惧種：準絶 絶滅危惧Ⅱ類：危惧Ⅱ （茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016 年改訂版）

都市化の進展、生活様式の変化などにより、現在の霞ヶ浦、河川の水質は良好な状態であるとは言えず、市民生活における快適性が低下しているとともに、健全な生態系を維持するための動植物の生息空間が維持されていない状況になっているのが現状です。水質の保全を図るとともに、生物の生息空間としての水辺環境の保全と創造を図っていくことが必要です。

市内陸部等で確認されている特色ある生物としては、キツツキ類、オオルリ、オオタカ、ウソ等の森林性の鳥類、オオムラサキ、ハルゼミ等の樹林性の昆虫類などがあり、宍塚大池周辺や筑波山麓など、市内に残る比較的良好な樹林地により、これら貴重種の生息が支えられています。

イノシシやイタチ、ホンダタヌキ、ホンダギツネ、猛禽類など、生態系の豊かさを示す食物連鎖の上位種も確認されていますが、都市化などに伴い分布域は減少しつつあります。

平成 26 年から平成 28 年の 3 か年にかけて、市民参加により行われた自然環境調査では、国や県のレッドデータブックに記載されている貴重な種も確認されました。

表 3-1-7 茨城県版レッドデータブックに記載されている市内で記録された希少生物の例

	種	カテゴリー	備考
魚類	ミヤコタナゴ	情報不足	大正期に採集された標本あり
昆虫・クモ類	アカツキシロカゲロウ	準絶滅危惧	
	オオセスジイトトンボ	絶滅危惧IA類	
	オオモノサシトンボ	絶滅危惧IB類	
	リュウキュウチビスズ	絶滅危惧II類	
	キボンチビコツゲンゴロウ	絶滅危惧IB類	
	ヨツボシカミキリ	絶滅危惧IB類	
	ヤマトヒメメダカカコウムシ	準絶滅危惧	
	マエアカヒトリ	絶滅危惧IA類	
	オオシロテンクチバ	準絶滅危惧	
	ナミルリモンハナバチ	準絶滅危惧	
	ワスレナグモ	準絶滅危惧	
	キシノウエトタテグモ	準絶滅危惧	
	コガネグモ	準絶滅危惧	
	コアシダカグモ	準絶滅危惧	
巻貝類	ナタネキバサナギ	絶滅危惧IB類	
	ミズコハクガイ	絶滅危惧II類	
	ナガオカモノアラガイ	準絶滅危惧	
	マメタニシ	情報不足	土浦市真鍋をタイプ産地とする

(茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016 年改訂版)

市内では、霞ヶ浦（水郷地域）と筑波山（新治地区を含む筑波地域）が水郷筑波国定公園に指定されています。

表 3-1-8 自然公園の指定状況（平成 30 年度末）

区分	場所	名称	面積 (ha)
自然公園	霞ヶ浦等	水郷筑波国定公園（県内の水郷地域）	20,880
自然公園	筑波山等	水郷筑波国定公園（筑波地域）	10,921

表 3-1-9 鳥獣保護区の指定状況（令和 3 年度末）

No.	区分	場所	名称	面積 (ha)
1	鳥獣保護区（集団渡来地）	霞ヶ浦	霞ヶ浦	5,290
2	鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）	乙戸沼	乙戸沼	880
3	鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）	新治地区、かすみがうら市	中央青年の家	700
4	鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）	新治地区	新治	405
5	鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）	新治地区	新治ふるさとの森	18

開発に伴う樹林地や農地の減少、農業の担い手不足等による農地の荒廃、農薬や農業用水路のコンクリート化等により、里に生きる生物たちの生息環境が狭まりつつあります。樹林地を含めた農地の保全から環境保全型農業を振興するほか、里山管理や営農を地域で支えていくしくみを検討する必要があります。

施策の実施状況

一 外来生物・特定外来生物対策—《環境保全課・農林水産課》

外来生物による生活環境や農作物への被害は、早期発見、早期対策が必要となります。北米原産の特定外来生物であるアライグマについては、平成 22 年 5 月に「茨城県アライグマ防除実施計画」が茨城県により策定され、県と市が連携して計画的な防除を実施していました。しかし、捕獲数の増加や分布域の拡大に伴い、対策を強化するため、平成 28 年 3 月に「第 2 次茨城県アライグマ防除実施計画」、さらに、令和 3 年 3 月に「第 3 次茨城県アライグマ防除実施計画」を策定しており、引き続き計画的な防除を実施しています。令和 3 年度においては、市内で 103 頭が捕獲されています。

さらに、アライグマ注意喚起ポスターを作成し、アライグマ駆除の啓発に努めています。



捕獲されたアライグマ

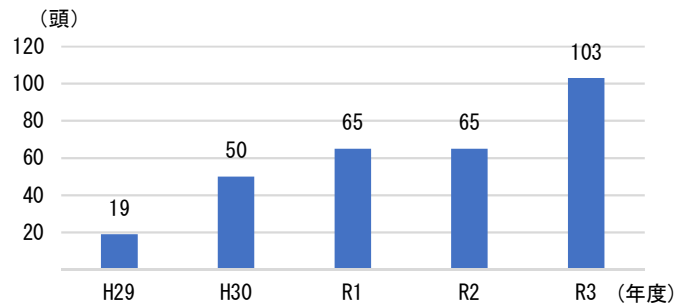


図 3-1-1 アライグマ捕獲頭数
(茨城県アライグマ防除実施計画)

北米原産の外来種であるオオキンケイギクについては、平成 18 年に特定外来生物に指定され、市内においても発生が確認されています。市では防除実施計画を策定し、平成 25 年 6 月から令和 3 年 3 月までの実施計画に基づく防除を実施しています。令和 3 年度においては、120 kg を除去しました。

また、平成 29 年度には南アメリカ大陸などを原産とするオオバナミズキンバイが、霞ヶ浦（田村町地内）で初めて確認されました。



オオキンケイギク除去作業



オオバナミズキンバイ防除作業

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000682546.pdf

ー筑波山地域ジオパークの推進ー《商工観光課》

平成 28 年 9 月、筑波山や霞ヶ浦などの特色ある自然・成り立ちを背景に、本市及び周辺 5 市が「筑波山地域ジオパーク」として、日本ジオパークに認定され、令和 3 年 2 月には再認定を受けました。

筑波山地域ジオパーク推進協議会と連携を図りながら「筑波山地域ジオパーク」を PR するとともに、ジオパークの見どころを活用した観光振興、教育分野での活用を通じた地域活性化や郷土愛の醸成を図る取組を進めています。

ー各種市民団体の活動ー

（一社）霞ヶ浦市民協会や認定 NPO 法人実塚の自然と歴史の会、NPO 法人ネイチャークラブにいはりなど、市内に拠点のある各種市民団体の主催や国、県、市町村との共催等により、野鳥など動植物の観察会や河川の水質調査及びヨシ植え事業などが実施されています。

2 生活環境

(1) 公害のないまちをつくろう

概況

公害に対する苦情や相談は、工場・事業場活動による産業型公害から、都市生活による騒音や悪臭等の都市生活型公害へと変わっています。

公害に対する苦情や相談件数は、図 3-2-1 のとおりですが、その内訳に着目すると、屋外燃焼行為（野焼き）によって発生する悪臭が最も多く、続いて近隣から発生する騒音が多くなっています。これらは、近隣関係の希薄化やマナー、モラルの低下等の自己中心的な風潮が大きな要因と考えられます。

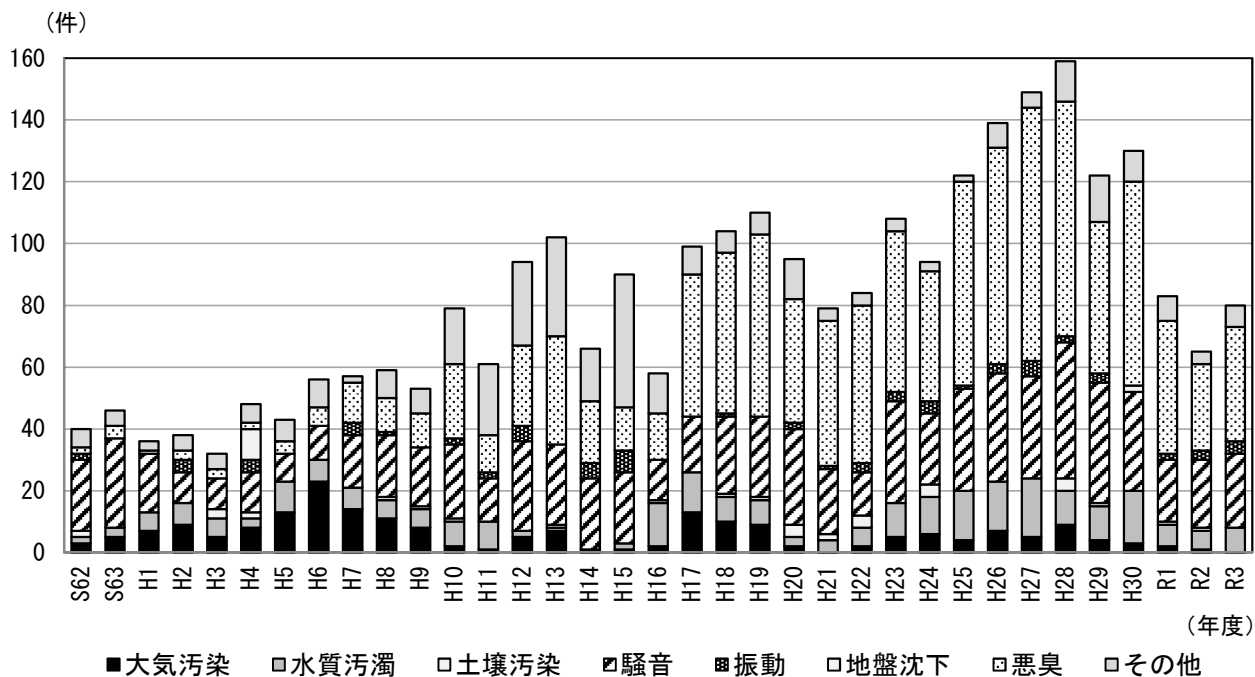


図 3-2-1 公害苦情・相談件数の推移



河川への油流出により吸着シートを使った対応



野焼き跡

○公害防止協定《環境保全課》

公害の未然防止と環境への配慮を目的に、昭和 46 年以降、土浦・千代田工業団地（神立工業団地）への進出企業を中心に、土浦北工業団地（テクノパーク土浦北）、東筑波新治工業団地等の企業と公害防止協定を締結しています。土浦・千代田工業団地（神立工業団地）の企業については、かすみがうら市側の企業も含めて本市、かすみがうら市、事業者との三者により協定を締結しています。

表 3-2-1 公害防止協定締結企業一覧

No.	企業名	所在	締結時期	No.	企業名	所在	締結時期
1	小野鍍金工業所	真鍋	S46.11	新1	(株)タナカ	下坂田	H10.12
2	高圧昭和ポンベ(株)	北神立町	S46.4	新2	ジャパンコーティングレジジン(株)	本郷	H14.12
3	ボッシュ・レックスロス(株)	東中貫町	S52.12	新3	日本特殊コーティング(株)	沢辺	H13.11
4	(株)東京精密	東中貫町	S46.4	新4	関東スチール(株)	大畑	H4.6
5	(株)日立インダストリアルプロダクツ機械システム事業部	神立町	S52.4	新5	東北特殊鋼(株)	本郷	H18.2
6	日立建機(株)土浦工場	神立町	S52.4	新6	(株)フルヤ金属	沢辺	H25.10
7	(株)日立金属ネオマテリアル	木田余	S46.4	新7	(株)日東エンジニアリング	沢辺	H29.3
8	(株)TOKIRON	北神立町	S46.4	千1	東京油脂工業(株)	上稲吉	S52.4
9	(株)IJTT	北神立町	S46.4	千2	陶々酒製造(株)	下稲吉	S52.4
10	オリエンタルモーター(株)	菅谷町	S52.4	千3	関鉄自動車工業(株)	上稲吉	S52.12
11	栗田アルミ工業(株)	北神立町	S46.4	千4	芝浦シヤリング(株)	上稲吉	S52.4
12	(株)アールビー	北神立町	S46.4	千5	オートリブ(株)	上稲吉	H4.4
13	(株)ノーリツ	紫ヶ丘	H9.2	千6	(株)日経首都圏印刷茨城工場	上稲吉	H5.2
14	(株)LIXIL	紫ヶ丘	H10.4	千7	入江金属工業(株)	上稲吉	S46.4
15	(株)不動テトラ総合技術研究所	東中貫町	S46.4	千8	神鋼ノース(株)	上稲吉	S46.4
16	東レ(株)	北神立町	S46.4	千9	(株)LIXIL	上稲吉	S46.4
17	積水樹脂(株)	東中貫町	S46.4	千10	東洋平成ポリマー(株)	下稲吉	S46.4
18	ロンシール工業(株)	東中貫町	S46.4	千11	マグ・イゾペール(株)	上稲吉	S46.4
19	茨城協同食肉(株)	中村町	S52.8	千12	オート化学工業(株)	上稲吉	S52.4
20	土浦食肉協同組合	田中	S52.8	千13	三菱ふそうトラック・バス(株) 茨城ふそう 土浦支店	上稲吉	H5.3
21	プリマハム(株)	中村町	S52.8	千14	(株)ローズコーポレーション	上稲吉	H19.1
22	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	東中貫町	S46.4	霞1	東京製綱(株)	穴倉	S46.4
23	柴沼醤油(株)	虫掛町	S52.8	霞2	クレハエクストロン(株)	穴倉	S46.4
24	(株)カスミ精肉加工センター	北神立町	S51.12	か1	ダイブラ(株)	下稲吉	R1.6
25	(株)GFF	東中貫	H7.3	新：旧新治村地区（現土浦市） 千：旧千代田村地区（現かすみがうら市） 霞：旧霞ヶ浦町地区（現かすみがうら市） か：かすみがうら市			
26	(株)マルモデリカ	北神立町	H10.1				
27	日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター	東中貫	H6.3				
28	(株)筑波銀行 土浦事務センター	中貫町	S52.4				
29	茨城スバル自動車(株)	東中貫	S52.4				
30	(株)あらた	紫ヶ丘	H11.3				
31	ハイビック(株)	紫ヶ丘	H15.10				
32	つくばグリーンパワープラント	木田余	H29.11				

施策の実施状況

一 公害苦情・相談の受付－《環境保全課》

市民からの公害等の苦情や相談を受け付け、現状を確認の上、原因者が判明した場合は、原因者に対して法令上の措置や指導を行うとともに、環境保全等への配慮をお願いしています。

表 3-2-2 公害苦情・相談の月別処理状況（令和3年度）

種 類 \ 月	R3 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R4 1	2	3	計
大 気 汚 染													0
水 質 汚 濁	2	1		1					1	1		2	8
土 壌 汚 染													0
騒 音	2	2	2	4	3	1		4	2	2		2	24
振 動	1				1		1		1				4
地 盤 沈 下													0
悪 臭		3	7	2	3	8	4	1	1	2	3	3	37
そ の 他			1		2					1	1	2	7
計	5	6	10	7	9	9	5	5	5	6	4	9	80

ア 大気環境

概況

本市における大気環境の状況は、市及び県による工場等の監視・規制体制も整備されており、概ね環境基準が達成されている状況にありますが、近年は、主要幹線道路の沿道において浮遊粒子状物質の環境基準未達成の地点が出るなど、自動車交通等に起因すると思われる都市型の大気汚染への対応が必要となってきました。

市内には、茨城県大気環境常時監視システムの測定局として土浦保健所観測局及び土浦中村南観測局が設置されており、県による大気汚染物質の測定が行われています。

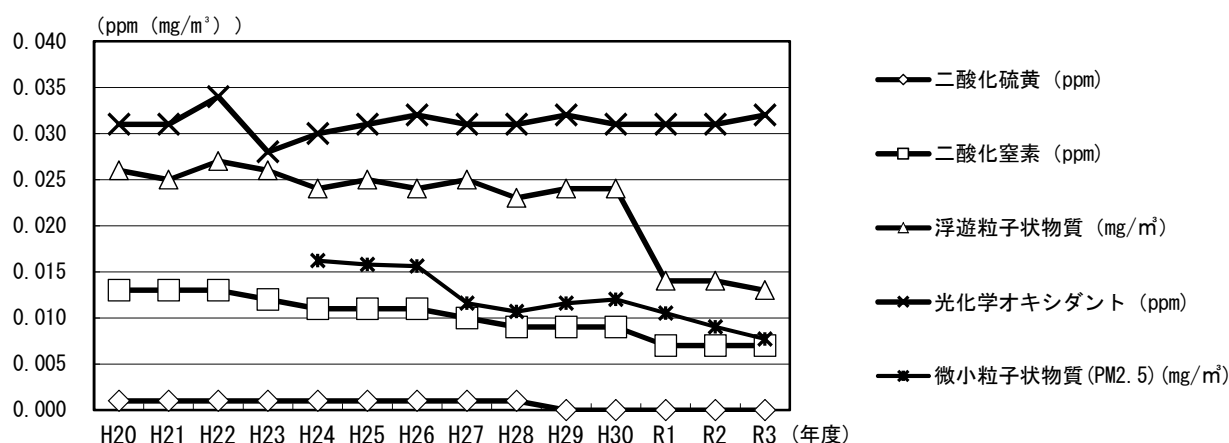


図 3-2-2 土浦保健所観測局（一般大気）における大気汚染物質（年平均値）

表 3-2-3 土浦保健所観測局（一般大気）における大気環境基準の達成状況

測定年	二酸化硫黄				二酸化窒素				浮遊粒子状物質				光化学オキシダント				非メタン炭化水素				微小粒子状物質 (PM2.5)			
	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値が2.10mg/m ³ を超えた日数の有無	環境基準の適否	昼間1時間値の年平均値	0.06ppmを超えた日数と時間数	環境基準の適否	6月9時～9時31分間の年平均値	3時間平均値(最高値)	6月9時～9時31分間の年平均値を超えた日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値の範囲	環境基準の適否			
(ppm)	(ppm)	適:○ 否:×	(ppm)	(ppm)	適:○ 否:×	(mg/m ³)	(mg/m ³)	適:○ 否:×	(ppm)	日	時間	適:○ 否:×	(ppmC)	(ppmC)	日	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	適:○ 否:×					
H20	0.001	0.002	無	○	0.013	0.029	○	0.026	0.058	無	○	0.031	81	422	×	-	-	-	-	-	-			
H21	0.001	0.003	無	○	0.013	0.032	○	0.025	0.046	無	○	0.031	61	311	×	-	-	-	-	-	-			
H22	0.001	0.003	無	○	0.013	0.025	○	0.027	0.057	無	○	0.034	90	501	×	-	-	-	-	-	-			
H23	0.001	0.003	無	○	0.012	0.028	○	0.026	0.066	無	○	0.028	57	213	×	-	-	-	-	-	-			
H24	0.001	0.002	無	○	0.011	0.027	○	0.024	0.049	無	○	0.030	54	211	×	-	-	-	16.2	39.1	2.2～69.7	×		
H25	0.001	0.002	無	○	0.011	0.029	○	0.025	0.062	無	○	0.031	64	302	×	-	-	-	15.8	43.2	0.8～64.9	×		
H26	0.001	0.002	無	○	0.011	0.024	○	0.024	0.055	無	○	0.032	81	369	×	-	-	-	15.6	39.6	0.8～48.5	×		
H27	0.001	0.002	無	○	0.01	0.023	○	0.025	0.056	無	○	0.031	59	285	×	-	-	-	11.6	27.5	1.3～55.1	○		
H28	0.001	0.002	無	○	0.009	0.025	○	0.023	0.041	無	○	0.031	46	178	×	-	-	-	10.7	29.8	0.5～39.7	○		
H29	0.000	0.002	無	○	0.009	0.025	○	0.024	0.049	無	○	0.032	63	285	×	-	-	-	11.6	34.4	－0.6～62.0	○		
H30	0.000	0.002	無	○	0.009	0.025	○	0.024	0.048	無	○	0.031	59	283	×	0.12	0.42	4	12.0	32.1	－0.1～44.4	○		
R1	0.000	0.002	無	○	0.007	0.019	○	0.014	0.033	無	○	0.031	47	216	×	0.06	0.28	0	10.5	26.2	0.5～51.2	○		
R2	0.000	0.001	無	○	0.007	0.02	○	0.014	0.037	無	○	0.031	51	215	×	0.06	0.33	1	9.0	24.0	1.1～33.9	○		
R3	0.000	0.001	無	○	0.007	0.02	○	0.013	0.025	無	○	0.032	39	178	×	0.06	0.33	1	7.7	17.2	1.0～28.4	○		

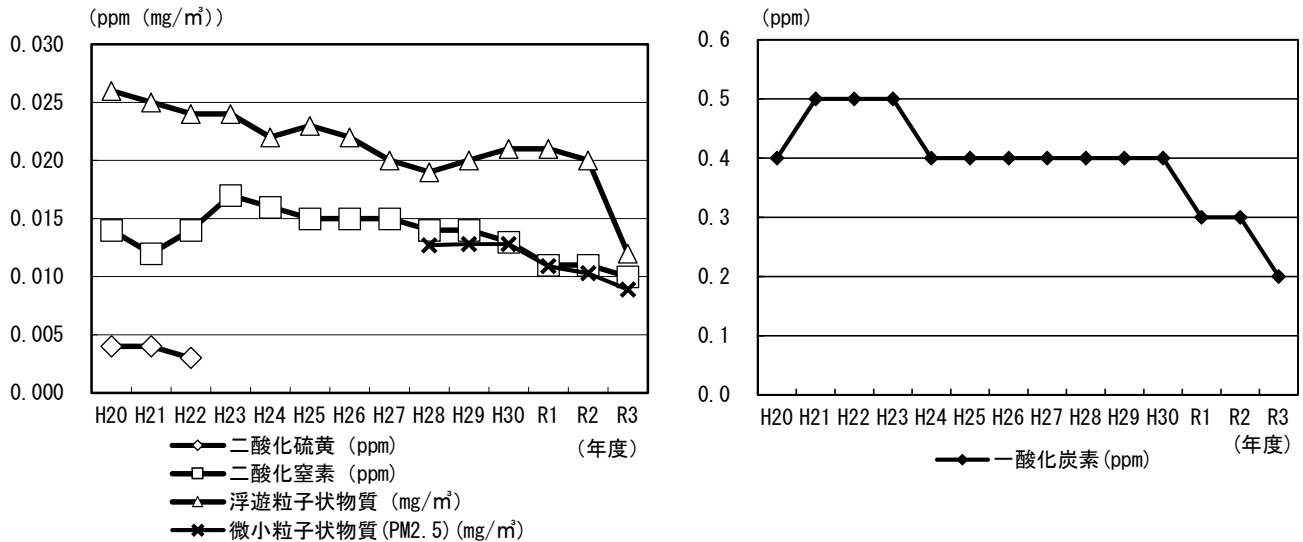


図 3-2-3 土浦中村南観測局（自動車排出ガス）における大気汚染物質

表 3-2-4 土浦中村南観測局（自動車排出ガス）における大気環境基準の達成状況

測定年	二酸化硫黄				二酸化窒素			浮遊粒子状物質				一酸化炭素			微小粒子状物質 (PM2.5)			
	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値が20日間連続したことが2日以上あり、かつ日平均値が0.04 ppmを超えた日数	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値が2日間連続したことが2日以上あり、かつ日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値の範囲	環境基準の適否
(ppm)	(ppm)		適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(mg/m ³)	(mg/m ³)		適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	適：○ 否：×	
H20	0.004	0.007	無	○	0.014	0.029	○	0.026	0.076	無	○	0.4	0.9	○	-	-	-	-
H21	0.004	0.008	無	○	0.012	0.030	○	0.025	0.057	無	○	0.5	1.0	○	-	-	-	-
H22	0.003	0.007	無	○	0.014	0.035	○	0.024	0.065	無	○	0.5	0.9	○	-	-	-	-
H23	-	-	-	-	0.017	0.035	○	0.024	0.070	無	○	0.5	0.8	○	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	0.016	0.036	○	0.022	0.056	無	○	0.4	0.8	○	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	0.015	0.036	○	0.023	0.072	有	×	0.4	0.8	○	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	0.015	0.033	○	0.022	0.062	無	○	0.4	0.7	○	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	0.015	0.032	○	0.020	0.047	無	○	0.4	0.7	○	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	0.014	0.035	○	0.019	0.037	無	○	0.4	0.7	○	12.7	31.3	1.1～41.5	○
H29	-	-	-	-	0.014	0.033	○	0.020	0.043	無	○	0.4	0.8	○	12.8	34.3	1.1～60.0	○
H30	-	-	-	-	0.013	0.035	○	0.021	0.041	無	○	0.4	0.6	○	12.8	30.7	1.9～38.8	○
R1	-	-	-	-	0.011	0.026	○	0.021	0.043	無	○	0.3	0.5	○	10.9	26	1.8～42.4	○
R2	-	-	-	-	0.011	0.027	○	0.020	0.045	無	○	0.3	0.5	○	10.3	26.4	1.6～34.0	○
R3	-	-	-	-	0.010	0.025	○	0.012	0.024	無	○	0.2	0.5	○	8.9	18.5	0.6～26.4	○

※二酸化硫黄の測定は、H23年度以降実施していない。

光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質（光化学オキシダント）が原因で発生します。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、目やのどに刺激を感じるなど、健康への影響があることから注意が必要です。光化学オキシダントの問題は、一次汚染物質の発生源が他県にも及び、発生源の実態がつかみにくい点です。県全域における令和 3 年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、1 日となっています。土浦地区（土浦市・つくば市・美浦村・阿見町・つくばみらい市）での光化学スモッグ注意報の発令は、ありませんでした。なお、茨城県内における光化学スモッグ情報については、茨城県環境対策課ホームページで確認できます。

(URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/smog/smog3.html>)

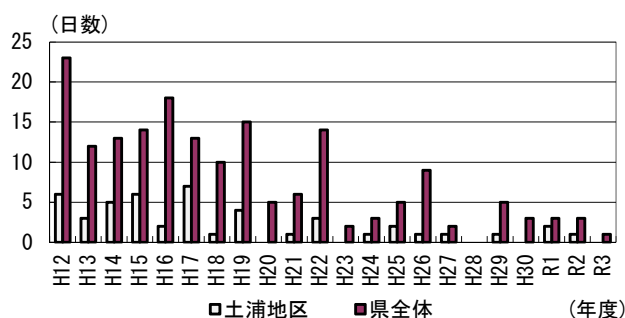


図 3-2-4 光化学スモッグ注意報発令状況

施策の実施状況

一 法律による規制－《環境保全課》

一般の大気環境保全に関しては、県が工場や事業場に対して、大気汚染防止法や茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づいて規制しており、市では県と連携して監視等を行っています。大気汚染防止法では、32 種類のばい煙発生施設、9 種類の揮発性有機化合物排出施設、9 種類の特定粉じん発生施設、5 種類の一般粉じん発生施設、9 種類の水銀排出施設を規制対象とし、これらの施設を設置する者に対して、事前届出、規制基準の遵守、自己監視等を義務付けています。また、市公害防止条例では、2 種類の粉じんに係る特定施設を規制対象とし、大気汚染防止法と同等の規制基準の遵守等を義務付けています。

大気汚染に係る物質のうち硫黄酸化物（SOx）については、煙突の高さに応じて排出許容量が決められる K 値により規制されています。K 値規制方式は、ばい煙の拡散理論を導入し、排出される硫黄酸化物の量を規制するもので、K 値が小さいほど規制が厳しいことを示しており、市内（旧新治村は除く）では、大気汚染防止法においては K 値 14.5（旧新治村では K 値 17.5）で規制されています。

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに県内一律の排出基準が定められており、窒素酸化物（NOx）については昭和 58 年 9 月に 5 次規制が行われ、これに基づき窒素酸化物の低減化を図っています。

また、法及び県条例に基づき、県が実施する市内事業所の立入検査に同行して、特定施設等の現況把握に努め、規制基準の遵守状況の監視を行っています。

一 協定による規制－《環境保全課》

土浦・千代田工業団地（神立工業団地）進出企業やその他の企業との公害防止協定では、K 値の上乗せ規制（ばい煙発生施設新設の場合 7.0、既設の場合 10.0）、煙突高さ規制、使用燃料の低硫黄化、燃料の転換や自己検査の報告の義務化などを定め、これに基づく指導やパトロールをしています。なお、煙突高さ規制については、近年の環境技術の向上と燃料の低硫黄化の状況を踏まえ、K 値規制をより厳しく設定することで、一部の企業において規制高さを緩和しています。

－自動車排ガス調査－《環境保全課》

市内主要道路における自動車排出ガスの現状を調査し、大気汚染防止対策の基礎資料としています。平成5年度までは2定点において継続的に調査を実施し、平成6年度から平成25年度までは8か所の道路交通主要地点を選定し、年次サイクルで2か所ずつ調査していましたが、現在は、国や県による調査結果等を収集しながら市内状況の把握に努めています。（詳細は資料編P106を参照）

－光化学スモッグ注意報等の伝達－《環境保全課》

土浦保健所観測局における観測により、県から光化学スモッグ注意報等が発令されたときに、市では、環境保全課、教育機関、福祉施設、消防本部等が事前に県の情報メール配信システムに登録することで迅速な情報収集を行い、被害の未然防止に努めています。また、県でも「茨城県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、発生源対策として一定規模以上のばい煙を排出する工場・事業場に対して、緊急時の燃料使用量等減少措置実施計画の届出を義務付け、ばい煙の発生量を抑制するように努めています。

－微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起の伝達－《環境保全課》

微小粒子状物質（PM2.5）は、平成21年に新たに大気環境基準が定められたもので、大気中に浮遊している2.5 μm 以下の小さな粒子の総称です。また、PM2.5は、粒径が微小であるため、呼吸器の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

我が国のPM2.5による大気汚染の状況は、大気汚染防止法による工場・事業場のばい煙の規制や自動車排ガスの規制強化に伴い、年間の平均濃度は減少傾向にあります。

県では県内19か所において常時監視を行っており、市内においては土浦保健所観測局と土浦中村南観測局に観測機器が設置されています。

なお、本県全域においてPM2.5の注意喚起情報が発信されたことはありませんが、市では注意喚起情報があつた場合は環境保全課、教育機関、福祉施設、消防本部等が光化学スモッグと同様に県の情報メール配信システムを利用して、被害の未然防止に努めています。

表 3-2-5 微小粒子状物質の測定結果（令和3年度）

	1年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値の範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
環境基準	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	—
土浦保健所（一般局）	9.0	24.0	1.1～33.9
土浦中村南（自排局）	10.3	26.4	1.6～34.0

－酸性雨のモニタリング－《環境保全課》

市では平成8年度から平成24年度まで独自に調査を行っていましたが、平成19年度から茨城県霞ヶ浦環境科学センター（土浦市沖宿町）においても調査が開始されたことから、市単独での調査を終了しました。

茨城県霞ヶ浦環境科学センターによる直近の調査結果（令和2年度）によると、月毎のpHは4.53～6.53、年度平均値は5.48であり、酸性雨の目安とされる5.6よりも低いものの、令和元年度酸性雨調査結果の全国平均値4.93より高い状況となっています。

イ 水環境

概況

霞ヶ浦は、海がせき止められてできた海跡湖で、平均水深 4 m 程度と極めて浅い湖です。また、霞ヶ浦は海拔 1 m 未満の低地にあり、56 の河川が流入しています。霞ヶ浦の流域面積は 2,157 km² で、茨城県の面積の 3 分の 1 にもなります。流域は、茨城県 (22 市町村)、千葉県 (1 市)、栃木県 (1 町) の 24 市町村にまたがり、この地域には約 94 万人の人々が暮らしています。

市内の雨水や生活排水等は、下水道等や市内を流れる河川などを経て、最終的にすべて霞ヶ浦 (西浦) に流れ込みます。

市では 9 河川で水質調査を行っています。河川ごとに県の環境基準の類型が指定され、水質の基準値が定められています。

霞ヶ浦は「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、昭和 60 年 12 月 16 日に指定湖沼となり、昭和 62 年 3 月から令和 2 年まで 7 期 35 年にわたり「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(茨城県)に基づく水質浄化対策が実施されており、令和 3 年度には、第 8 期計画が策定されました。第 5 期計画以前は、霞ヶ浦全体に対する施策の目標が設定されてきましたが、西浦 (常陸利根川を含む) と北浦では生活排水の処理状況や地域の産業などがそれぞれ異なることから、第 6 期計画以降は西浦、北浦ごとに施策の目標が設定されています。

市は、平成 3 年に県内で初めて水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定を受け、平成 4 年 3 月に「土浦市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策に取り組んできました。平成 21 年 5 月には、旧新治村との合併を踏まえ第二期計画を策定し、平成 26 年 3 月には、その中間年度の見直しとして第二期・後期計画に改訂、平成 31 年 3 月に第三期計画を策定し、更なる対策に取り組んでいます。

表 3-2-6 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第 8 期) の水質目標

水域	目標値(R2 現況→R7 目標値) (mg/L)		
	COD ※	全窒素	全りん
西浦	6.7 → 6.4	0.82 → 0.77	0.092 → 0.087
北浦	8.7 → 8.2	1.3 → 1.2	0.13 → 0.12
全水域平均	7.3 → 6.9	0.94 → 0.88	0.10 → 0.095

※ COD (化学的酸素要求量)

表 3-2-7 土浦市生活排水対策推進計画における霞ヶ浦 (市内) の目標水質 (mg/L)

採水地点		平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成29年度 実績	令和9年度 目標
大岩田	COD	8.5	8.5	7.8	—
	全窒素	1.3	1.5	1.4	—
	全りん	0.1	0.13	0.13	—
川口二丁目	COD	7.9	10.5	8.5	—
	全窒素	1.0	2.7	2.7	—
	全りん	0.11	0.18	0.13	—
沖宿町	COD	9.4	8.6	7.8	—
	全窒素	1.0	1.1	1.0	—
	全りん	0.13	0.13	0.12	—

※霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第7期)、R2年西浦水質目標: COD 7.2 mg/L、窒素 1.1mg/L、りん 0.080mg/L)

※第3期土浦市生活排水対策推進計画から目標値を定めず、モニタリング項目とした。

表 3-2-8 土浦市生活排水対策推進計画における河川 (市内) の目標水質 (BOD mg/L) ※

河川 (地点)	平成 19 年度 実績	平成 24 年度 実績	平成 29 年度 実績	令和 9 年度 目標
天ノ川 (桜橋)	2.2	0.9	1.0	2.0 以下
境川 (境橋)	2.8	2.7	1.8	2.0 以下
一の瀬川 (5 号橋)	2.6	1.5	1.5	2.0 以下
桜川 (銭亀橋)	2.6	2.2	2.0	2.0 以下
新川 (神天橋)	3.9	6.3	3.4	2.0 以下
備前川 (備前川橋)	3.3	3.1	2.9	2.0 以下
花室川 (親和橋)	2.5	3.2	3.0	2.0 以下
乙戸川 (桐の木橋)	5.0	2.9	2.7	2.0 以下

(A 類型環境基準: BOD 2 mg/L 以下)

※BOD (生物化学的酸素要求量)

表 3-2-9 土浦市生活排水対策推進計画における 1 日当たりの生活系排水負荷量及び 1 日 1 人当たりの排出負荷原単位の削減目標

項 目		平成 29 年度 (第 3 期計画策定時)	令和 9 年度 (目標値及び H29 年度 削減率)
BOD	排出負荷量(kg/日)	401	265 (△33.9%)
	原単位 (g/日・人)	2.81	1.98 (△29.5%)
COD	排出負荷量(kg/日)	472	361 (△23.5%)
	原単位 (g/日・人)	3.31	2.69 (△18.7%)
全窒素	排出負荷量(kg/日)	326	276 (△15.3%)
	原単位 (g/日・人)	2.28	2.06 (△9.6%)
全りん	排出負荷量(kg/日)	21.5	16.8 (△21.9%)
	原単位 (g/日・人)	0.151	0.125 (△17.2%)

※全窒素及び全りんは、霞ヶ浦の富栄養化の大きな要因であることから、これを削減することが求められています。
※排出負荷量は、人口の増減にも左右されることから、市民 1 人あたりの排出負荷量を目標値にすることにより、適正な生活排水処理の推進状況を把握できます。

霞ヶ浦及び河川の水質は、やや改善が見られたものの、近年では停滞傾向にあり、多くの水域で環境基準の達成は得られていません。工場・事業所等の排水は、規制・基準等が定められたこともあり改善が進んでいますが、近年では、生活排水や農地・市街地等からの面源による負荷の比率が大きくなっています。

有機汚濁の指標である COD（化学的酸素要求量）で霞ヶ浦の水質を見てみると、昭和 40 年代に上昇し始め、昭和 53 年度、54 年度には 10 mg/L 台となりピークを迎えましたが、昭和 56 年の「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」の制定やそれに基づく計画などにより、総合的な水質保全対策に取り組んだ結果、COD は若干減少しましたが、7 mg/L 前後の高い数値で推移しています。

また、富栄養化の原因物質とされる窒素とリンの状況を見てみると、窒素は、概ね横ばいで推移しており、1.0 mg/L 前後の高い値を示しています。リンは、長期的に上昇傾向にあり、近年は 0.09 mg/L 前後の高い数値で推移しています。

このような状況の中、平成 19 年には、「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面改正した「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」が公布され、小規模な工場・事業場への排水規制の適用や生活排水、農業・畜産業等における水質浄化対策の徹底等を新たに規定し、流域全ての生活者・事業者の適切な排水処理の実施を推進しています。

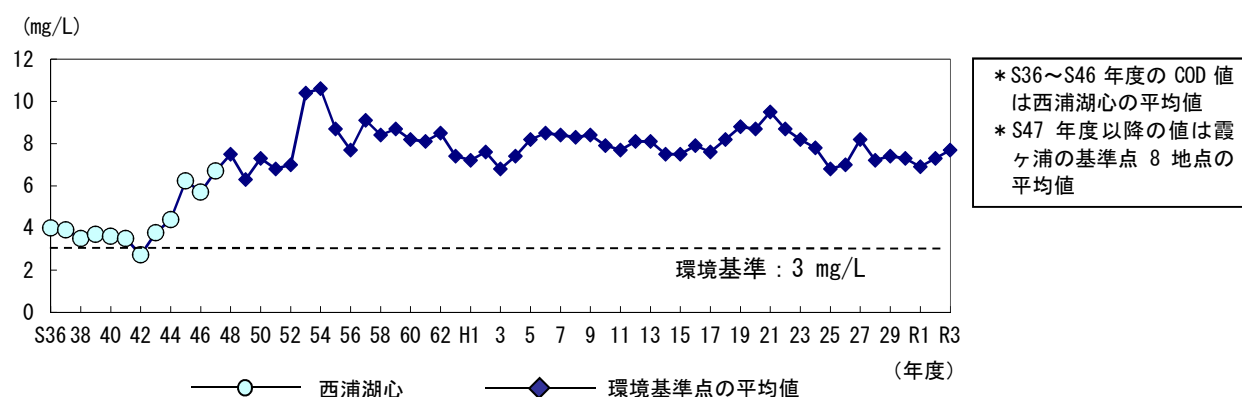


図 3-2-5 霞ヶ浦の COD の推移

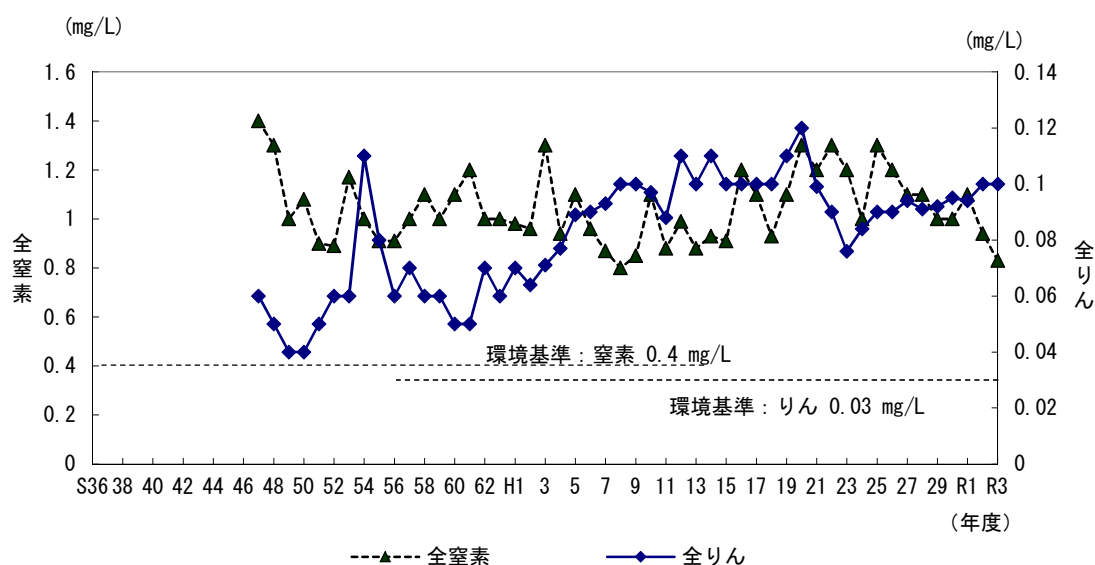


図 3-2-6 霞ヶ浦の全窒素と全りんの推移

○沿岸域の霞ヶ浦の水質<環境保全課>

大岩田（水道事務所前）、川口（土浦新港）、沖宿（沖宿漁港）の3地点とも、CODは春、夏に高い値を示し、秋、冬に低い値を示す傾向でした。3地点の年間平均値としては、7.8 mg/L となりました。

COD、全窒素、全りんともに全地点で環境基準（COD：3 mg/L 以下、全窒素：0.6 mg/L 以下、全りん：0.05 mg/L 以下）未達成であり、pH、D0（溶存酸素量）は環境基準（pH：6.5～8.5、D0：7.5 mg/L 以上）を満たしていました。（詳細は資料編 P107 を参照）

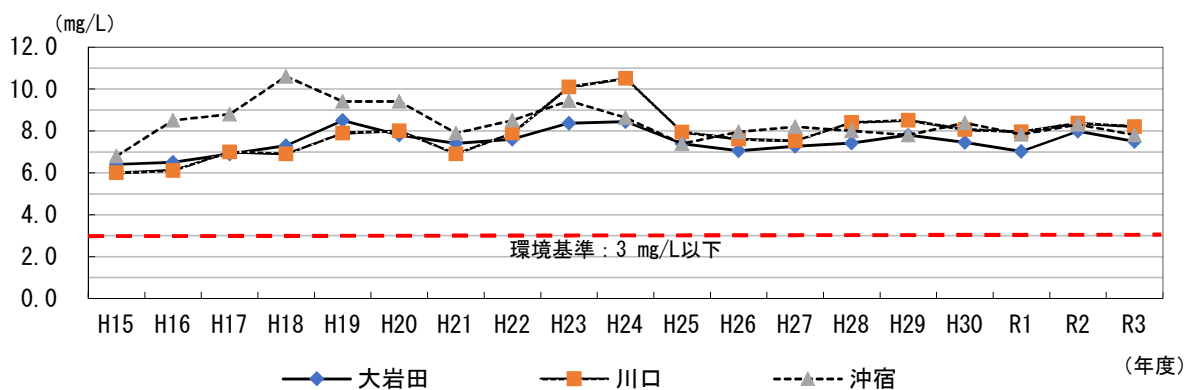


図 3-2-7 土浦沿岸の COD の推移

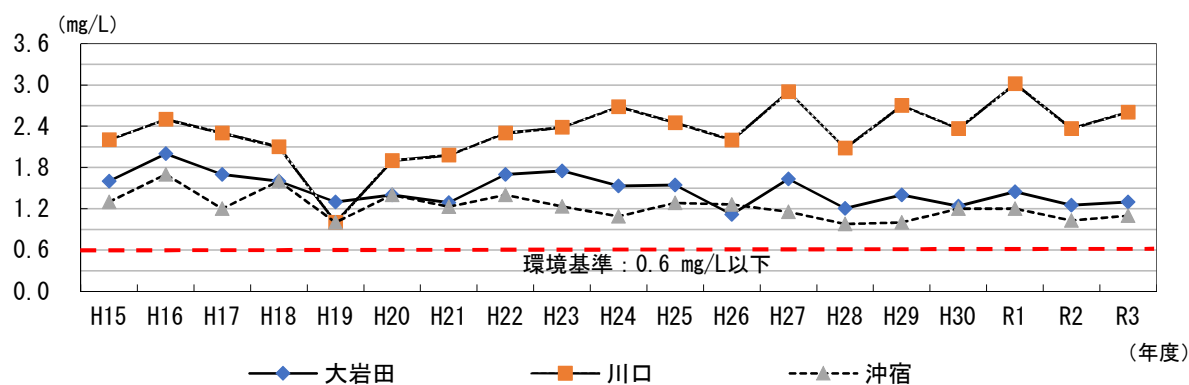


図 3-2-8 土浦沿岸の全窒素の推移

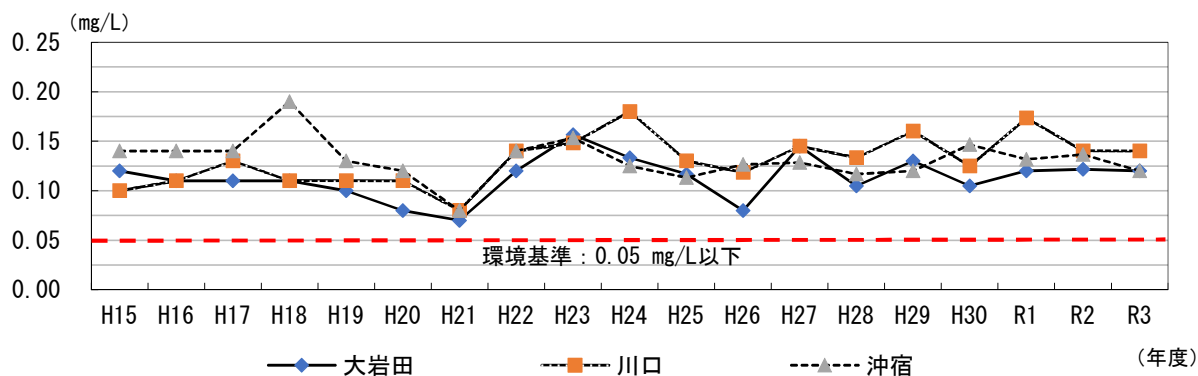


図 3-2-9 土浦沿岸の全りんの推移

○河川の水質《環境保全課》

BOD の環境基準（2 mg/L 以下）を達成した河川は、乙戸川、花室川、桜川、上備前川、境川、一の瀬川、天ノ川の 7 河川でした。DO は乙戸川、花室川、桜川、境川、一の瀬川、天ノ川の 6 河川で環境基準（7.5 mg/L 以上）を達成しました。なお、pH は全ての河川で環境基準（それぞれ 6.5 以上 8.5 以下）を満たしていました。

（詳細は資料編 P108 を参照）

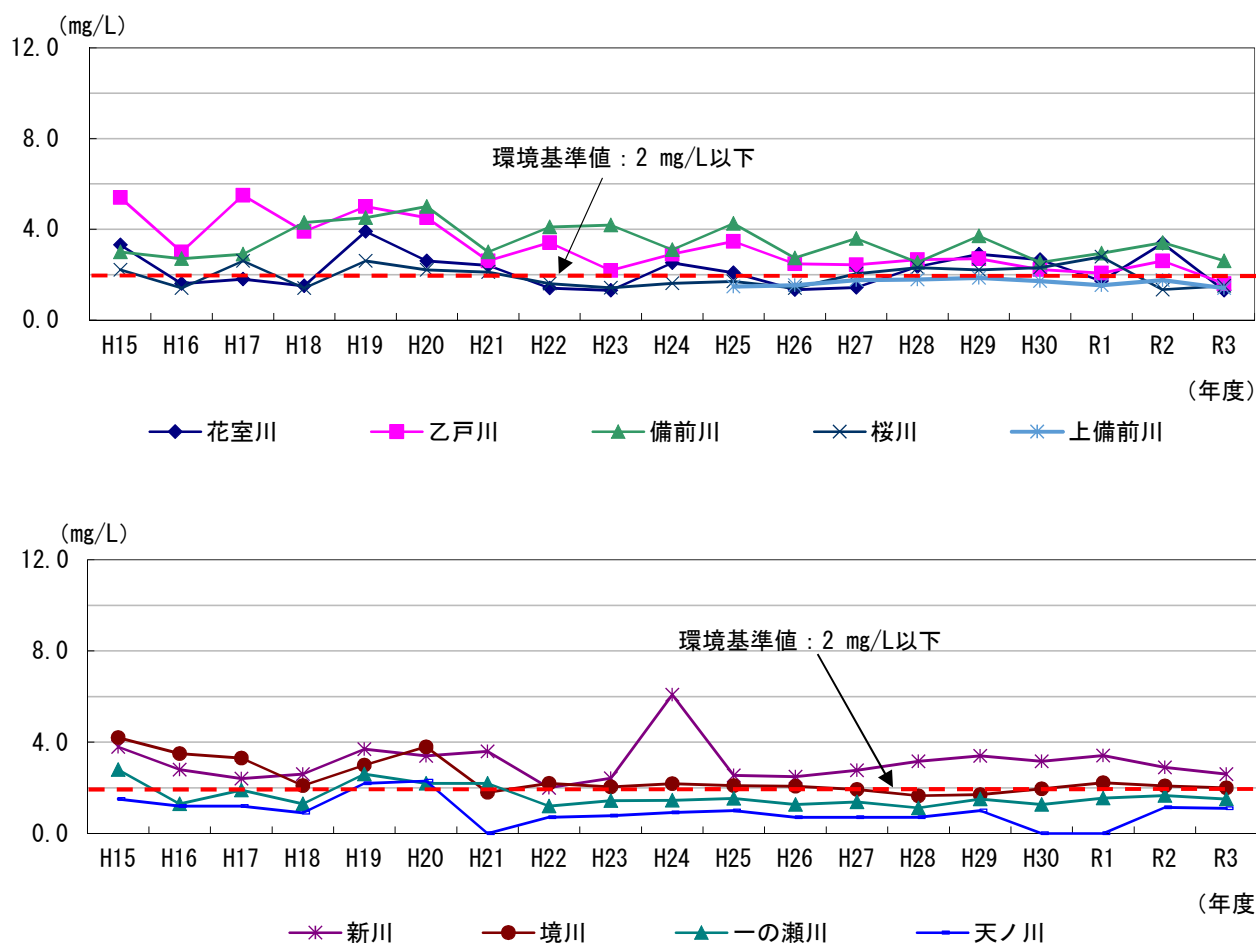


図 3-2-10 河川の BOD の推移

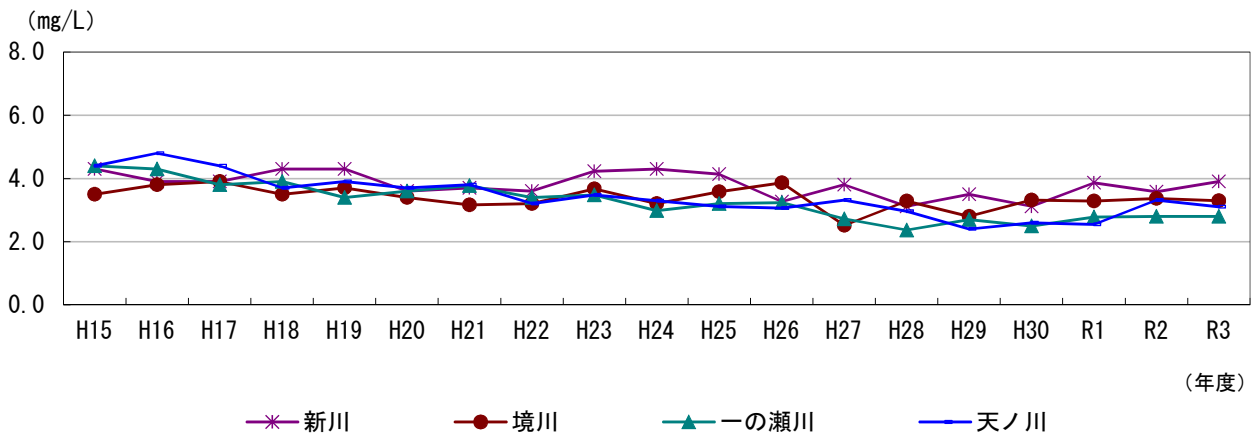
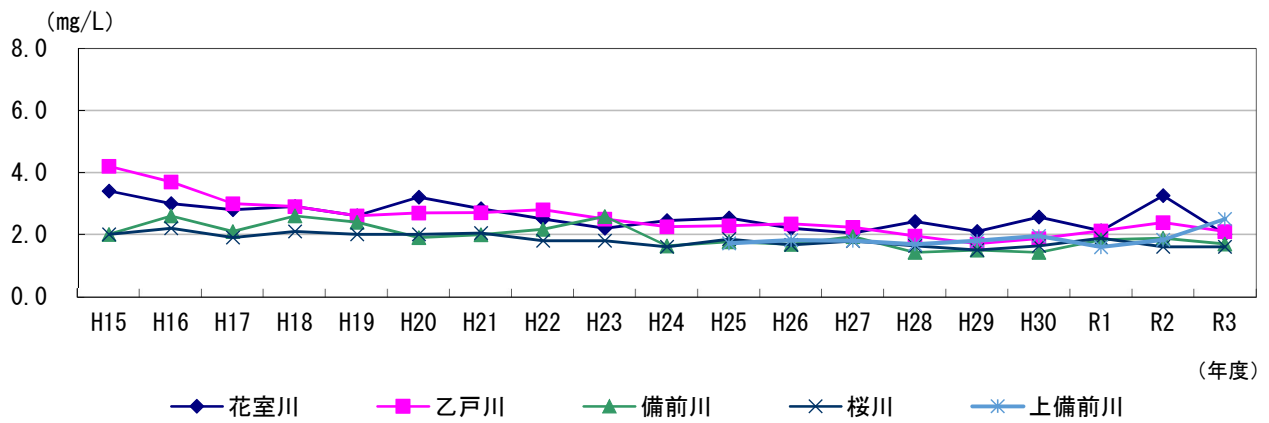


図 3-2-11 河川の全窒素の推移

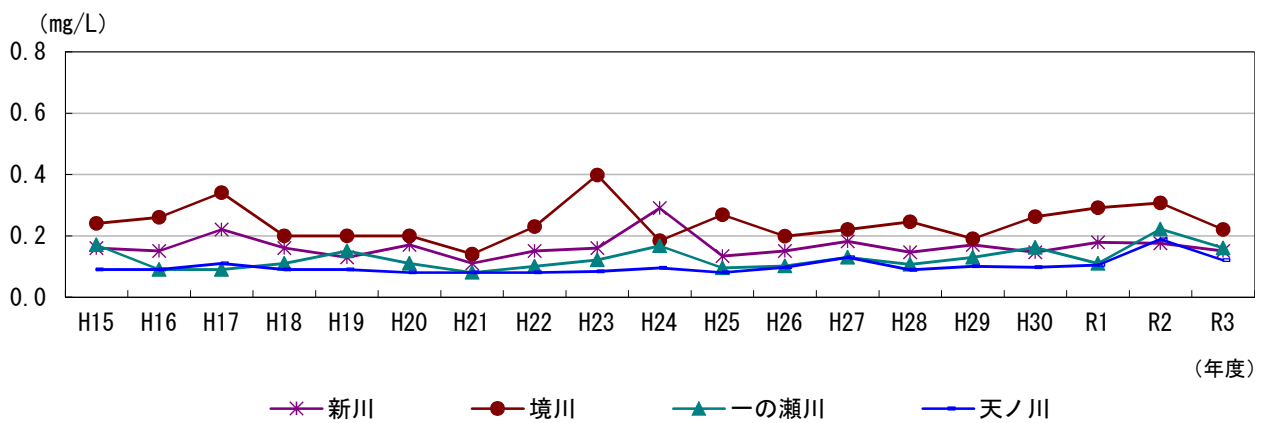
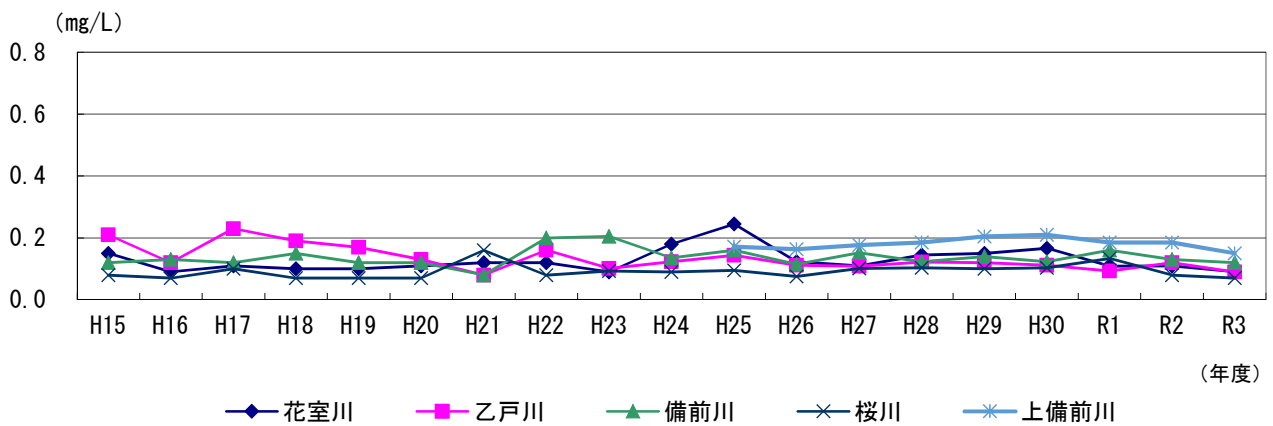


図 3-2-12 河川の全りんへの推移

○汚水処理人口普及率《環境衛生課・下水道課》

汚水処理人口普及率は、公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽等のすべての生活排水処理施設の普及割合です。（汚水処理人口普及率（％）＝処理人口／行政人口）

表 3-2-10 汚水処理人口普及率

年度	人口 (人)	公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		汚水処理 人口普及率 (%)
		処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	
H29	142,734	125,537	88.0	4,012	2.8	7,895	5.5	96.3
H30	142,143	125,157	88.1	3,903	2.7	7,862	5.5	96.3
R1	141,655	124,801	88.1	3,770	2.7	7,876	5.5	96.3
R2	141,119	124,494	88.2	3,756	2.7	7,939	5.6	96.5
R3	140,995	124,352	88.2	3,716	2.6	8,025	5.7	96.5

○公共下水道の整備状況《下水道課》

公共下水道事業は、昭和 41 年から浸水対策を主目的として、中心市街地 177.5 ha を中心に合流式下水道で整備開始しましたが、中心市街地以外は分流式での整備となっています。その後、霞ヶ浦の水質汚濁防止対策として、県が事業主体となって、霞ヶ浦湖北地域の 5 市町（当時 9 市町村）にまたがる広域的な霞ヶ浦湖北流域下水道事業を開始したことにより、市の公共下水道もこれに組み込まれ、昭和 54 年 1 月 1 日に供用を開始しました。公共下水道に流される汚水は、湖北二丁目にある県の霞ヶ浦湖北流域下水道の下水処理場に送られ、有機物や窒素及びりん等を生物的处理や高度処理によって除去した後、霞ヶ浦へ放流されています。

令和 3 年度末で、市の全人口の 88.2%が公共下水道の利用の対象となり、実際に公共下水道につないで水洗化をしているのは、そのうち 94.2%となっています。

表 3-2-11 公共下水道の普及状況

年度	処理面積 (ha)	処理区域内 人口(人)	処理区域内 世帯数	普及率※1 (%)	水洗化人口※2 (人)	水洗化率※3 (%)
H5	1,746	76,560	29,809	58.4	62,552	81.7
H10	2,325	99,152	38,333	73.7	84,902	85.3
H15	2,678	113,976	44,598	85.0	100,361	88.1
H20	3,436	125,488	50,193	87.7	114,655	91.4
H25	3,620	126,808	55,345	87.4	117,674	92.8
H30	3,707	125,157	58,565	88.1	117,712	94.1
R1	3,717	124,801	59,381	88.1	117,498	94.1
R2	3,725	124,494	60,253	88.2	117,228	94.2
R3	3,730	124,352	61,105	88.2	117,169	94.2

※1 普及率：全人口に占める処理区域内人口の割合

※2 水洗化人口：公共下水道に接続している人口

※3 水洗化率：処理区域内人口に占める水洗化人口の割合

○農業集落排水施設の整備状況《下水道課》

公共下水道計画区域外の農村集落からの家庭排水の水質浄化と、農村生活環境の改善を図ることを目的に、昭和 63 年度から農業集落排水施設整備事業に着手し、平成 20 年度に施設の整備は完了しています。

表 3-2-12 農業集落排水処理施設の概要

処理場名	場所	対象地域	処理方式	処理能力		供用開始 年月	放流先
				計画人口 (人)	計画汚水量 (m3/日)		
西部地区	飯田	飯田、矢作の全域、佐野子の一部	回分式活性汚泥方式＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋急速濾過装置	780	211	H4. 8	備前川
北部地区	栗野町	今泉、栗野町の全域、小山崎の一部	回分式活性汚泥方式＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋急速濾過装置	950	257	H7. 7	天ノ川
東部地区	菅谷町	白鳥町、菅谷町の一部	高度処理型回分式活性汚泥方式＋鉄脱リン装置	1, 770	478	H11. 7	一の瀬川
高岡地区	藤沢新田	藤沢新田、田土部の全域、高岡の一部	回分式活性汚泥方式＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋急速濾過装置	940	254	H1. 4	桜川
沢辺地区	沢辺	小高の全域、沢辺の一部	回分式活性汚泥方式＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋急速濾過装置	850	230	H5. 4	天ノ川
西根地区	中村西根	中村西根の一部	高度処理型回分式活性汚泥方式＋鉄脱リン装置	690	186	H21. 4	花室川

○し尿等処理の状況《環境衛生課》

市のし尿等の処理施設については、土浦区域は土浦市衛生センターにおいて「低希釈生物学的脱窒素処理方式」、新治区域は湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて「膜分離高負荷脱窒素処理方式」により処理していますが、今般、衛生センターの老朽化が著しくなってきたことを機に、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理できる施設として汚泥再生処理センターを新たに整備し、令和 3 年度から供用開始しました。

当該センターでは、従来から処理していた土浦区域のし尿・浄化槽汚泥だけでなく、新治区域分の処理も開始するほか、農業集落排水汚泥も含めて処理し、助燃剤へ再資源化することが可能な有機性廃棄物リサイクル推進施設となっており、循環型社会の形成に寄与することを目的としています。

また、処理工程で発生する臭気は、薬品洗浄、活性炭吸着方式を組み合わせることで、万全の臭気対策を行っており、周辺環境にも配慮した施設となっています。

表 3-2-14

表 3-2-13 石岡クリーンセンターの処理量

(単位：kL)

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
H25	444	575	1, 019
H26	421	575	996
H27	399	523	922
H28	377	549	926
H29	357	557	914
H30	322	478	800
R1	305	578	883
R2	297	538	835

衛生センター及び汚泥再生処理センターの処理量

(単位：t)

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
H25	3, 423	6, 372	9, 795
H26	3, 302	6, 220	9, 522
H27	3, 213	6, 182	9, 395
H28	3, 030	6, 291	9, 321
H29	2, 805	6, 393	9, 198
H30	2, 579	5, 935	8, 514
R1	2, 393	6, 122	8, 515
R2	2, 131	6, 444	8, 575
R3	2, 065	5, 968	8, 033

表 3-2-15 衛生センター及び汚泥再生処理センターの概要

施設	場所	処理方法	年度	処理能力 (kL/日)	放流先
衛生センター	佐野子	低希釈生物学的脱窒素処理方式	昭和 52～	110	桜川
			平成 12～令和 2	63	公共下水道
汚泥再生処理センター	佐野子	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	令和 3～	33. 8	公共下水道

施策の概要

一公共用水域調査―《環境保全課》

公共用水域の水質状況を把握し、水環境の保全に資するとともに、工場等の排水を監視し、公害の未然防止を図ることを目的に実施しています。

調査は、霞ヶ浦（3 か所）と河川（9 か所）については隔月（奇数月）で各 6 回（うち河川 2 回は亜鉛等の金属類を含む）実施し、都市下水路については工場等排水が多く流入する地点（15 か所）について各 2 回（6 月及び 12 月）実施しました。（詳細は、資料編 P107、108 を参照）

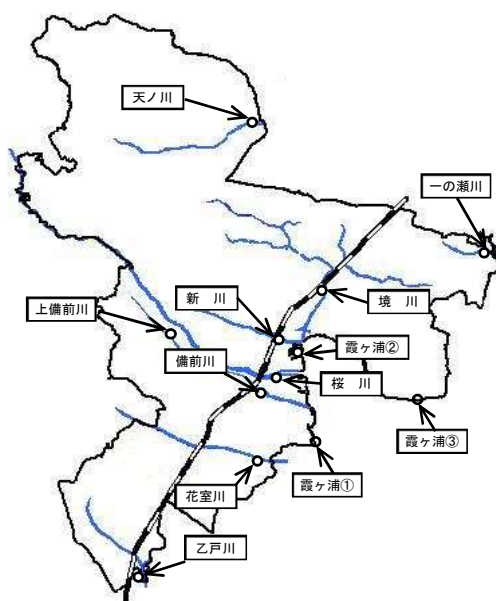


図 3-2-13 公共用水域調査地点

表 3-2-16 霞ヶ浦、河川における採水地点

地点名	採 水 場 所
霞ヶ浦①	大岩田（水道事務所前）
霞ヶ浦②	川口二丁目（土浦新港）
霞ヶ浦③	沖宿（沖宿漁港）
桜川	蓮河原新町（水郷橋下）
新川	川口二丁目（天王橋下）
境川	木田余（境橋下）
乙戸川	沖新田（桐の木橋下）
花室川	小岩田東二丁目（小岩橋下）
備前川	小松一丁目（小松橋下）
上備前川	上高津（旧衛生センター前）
一の瀬川	菅谷町（一の瀬川 5 号橋下）
天ノ川	栗野町（桜橋下）

表 3-2-17 都市下水路における採水地点

地点名	採 水 場 所
神立菅谷都市下水路	菅谷小学校西側
神立都市下水路	通称手野川への分水点
神立都市下水路	尚恵学園 東側
中貫都市下水路	JR土浦変電所 西側
白鳥都市下水路	JR寄居踏切南東側
原の前都市下水路	花室川への流出口
東中貫都市下水路	市道東中貫16号線下
荒川沖都市下水路	JR本郷道踏切西側
虫掛排水路(田中)	虫掛3728地先 新川1号橋下
虫掛排水路(虫掛)	はたごや脇 2地点①、②
虫掛排水路(虫掛)	昭和産業前 2地点①、②
常名都市下水路	旧パイオモジュール前
殿里都市下水路	田中84-1地先

一工場・事業場排水調査―《環境保全課》

この調査は、工場事業場排水の水質を把握・監視し、公害の未然防止を図ることを目的としています。年度当初に策定した計画に基づき、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの法令の排水基準が適用される工場・事業場や、公害防止協定締結工場・事業場の排水について調査を実施しています。

調査の結果、令和 3 年度については、53 事業場中 19 事業場（36%）、103 検体中 32 検体（31%）が基準に適合していませんでした。基準を超過した事業場には、原因調査を指示し、著しい基準超過の場合改善計画書の提出を求め、排水処理施設の適正な維持管理、施設の改善について指示しました。

また、霞ヶ浦水質保全条例では、上記排水基準が適用されない全ての事業所についても排水基準を定めており、基準に適合しない場合には、茨城県県南県民センターと連携し、その都度指導を行っています。

表 3-2-18 工場事業場排水調査結果（令和 3 年度）

		うち不適合数	不適合率
調査事業場数	53	19	36%
調査検体数	103	32	31%

－生活排水路浄化対策－《環境保全課》

平成 5 年 3 月に国（旧環境庁）及び県の補助事業で虫掛地区に生活排水路浄化施設を建設し、水路の浄化に努めていましたが、対象水路の上流地区の下水道への接続率が上がり、水路の水質が計画処理水質未満に改善したため、その役割を終え、平成 29 年に撤去しました。跡地は、平成 29 年 12 月から令和 3 年度末の予定で県による「公募型新たな水質浄化空間創出事業」として、りんの除去を対象とした装置を設置し実証試験が行われました。

また、平成 9 年 5 月には、県の補助事業で沖宿地区に生活排水路浄化施設を建設しました。処理方法は、数種類のろ材を使用する接触ばっ気方式（四十万十川方式）です。この施設で、令和 3 年度には BOD 約 93%、SS 約 91%、全窒素約 61%、全りん約 29%を除去しました。

表 3-2-19 沖宿地区生活排水路浄化施設水質調査結果

項目 年度	透視度		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		T-N (g/L)		T-P (mg/L)	
	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水
H23 平均	5	30<	75.8	0.5>	199.3	<1.0	14.9	5.3	2.9	1.2
H24 平均	6	30<	64.0	1.2	216.0	2.1	11.9	5.3	2.1	1.1
H25 平均	6	30<	39.5	0.6	126.3	<1.0	11.0	7.0	2.3	1.4
H26 平均	8	30<	53.8	0.7	142.5	<1.0	10.1	5.0	2.0	0.9
H27 平均	5	30<	32.8	1.2	322.5	<1.0	14.8	5.6	2.5	1.0
H28 平均	6	30<	64.8	1.6	181.3	<1.0	13.9	5.3	2.8	1.3
H29 平均	4	30<	59.8	1.5	332.5	<1.0	16.6	5.9	2.9	1.2
H30 平均	3	30<	83.5	1.2	465.0	<1.0	12.9	2.1	2.5	1.0
R1 平均	21	50<	39.8	0.6	34.3	<1.0	7.6	1.3	1.73	1.07
R2 平均	29.8	50<	17.5	1.5	11.6	<1.0	4.4	0.7	1.40	0.97
R3 平均	29	50<	14.4	1.0	13	1.1	5.9	2.3	1.22	0.87

－廃食用油の拠点回収－《環境保全課》

土浦市家庭排水浄化推進協議会と一体となって、20 年以上にわたり廃食用油回収事業を展開しています。現在 17 町内を対象に定期的に実施しているとともに、平成 22 年度から拠点回収事業を開始し、令和 3 年度末現在、各地区公民館、生涯学習館、民間スーパー等で拠点回収を行っています。回収した廃食用油は、町内回収分は家畜の飼料として民間事業者へ、拠点回収分はバイオディーゼル燃料の原料として、牛久市に引き渡し、一部の公用車の燃料に活用しています。

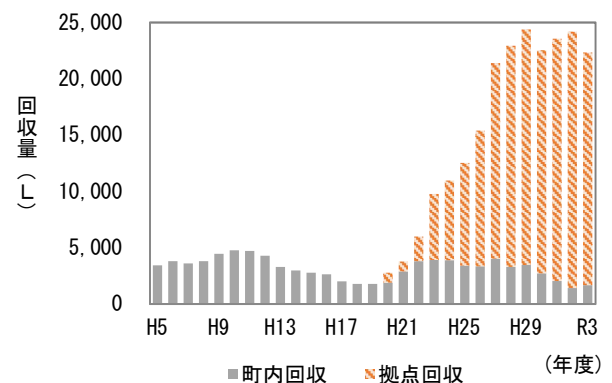


図 3-2-14 廃食用油回収量の実績

－アオコ対策－《環境保全課》

夏季に発生するアオコは、大量発生して腐敗すると悪臭を発生し、周辺環境を著しく悪化させます。そのため、アオコの大量発生した昭和 58 年度から土浦港、新川、備前川に発生するアオコの回収を実施し、地域の生活環境の保全に努めてきました。

平成 11 年度以降はアオコの大量発生はなく、回収を必要とするほどのアオコは見られませんでした。平成 19 年以降アオコの発生量が徐々に増え、平成 23 年度は土浦港や新川、備前川周辺で腐敗したアオコが悪臭を放ち、周辺の生活環境に大きな影響を与えたため、市では 13 年ぶりにアオコの回収作業を行いました。

なお、アオコの発生は日射時間、日射量、水温、動物プランクトン、滞留等の要因が揃った場合により起こりやすいと考えられており、これらの要因が特に顕著になったことから大量発生したものと言われています。

県では、平成 25 年度から令和 3 年度までの間、新川にアオコ抑制装置を設置し夏季に稼働しました。また、土浦港では、霞ヶ浦直接浄化実証実験施設を平成 25 年 10 月から平成 30 年 10 月まで稼働させ、土浦港内で汲み上げた水中のりんを除去し、港内のりん濃度を削減することで、アオコの発生を抑制し、水質改善を図ることができました。

現在、本市は、国や県、霞ヶ浦沿岸市町村と連携しながら、7 月中旬から新川、霞ヶ浦、備前川、境川等市内 15 か所でアオコ発生状況の監視を行うアオコパトロールを実施しています。平成 26 年度から令和 3 年度は、例年アオコの発生量が増加する 8 月以降においても回収を必要とするほどのアオコは発生せず、平成 23 年度ほどの悪臭を放つこともなく、苦情も寄せられていません。



アオコの回収作業

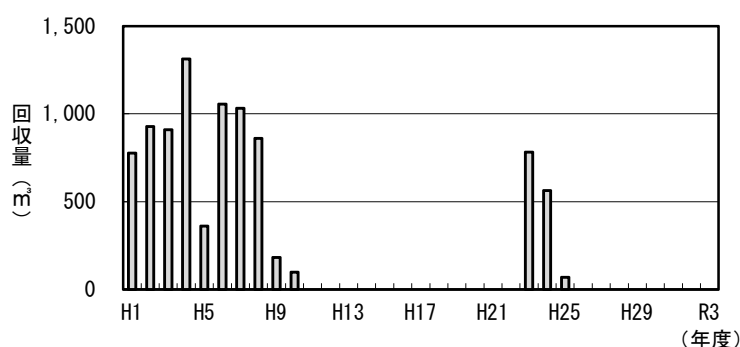


図 3-2-15 アオコ回収の実績

－合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導－《環境衛生課》

特に水質汚濁防止法に規定する特定施設（501 人槽以上の浄化槽）、湖沼水質保全特別措置法に掲げるみなし特定施設（201 人槽以上 500 人槽以下の浄化槽）、茨城県生活環境の保全等に関する条例の排水特定施設及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例の指定施設（51 人槽以上の浄化槽）については、各法令に基づく規制基準を遵守するよう維持管理が行われていますが、規制対象外である小規模浄化槽等からの排水は維持管理が不十分なものもあり、汚水や悪臭に係る苦情が多く問題となっています。その原因としてはばっ気槽の故障、スカムの固形化、滅菌消毒剤の不足、汚泥引き抜きの不十分等が挙げられ、維持管理の適正を期さない限り浄化槽の機能低下を招くことが指摘されています。このため指導主体である県に協力し、浄化槽設置者に対し、維持管理を十分行うよう指導を行っています。

－高度処理型浄化槽設置補助－《環境衛生課》

昭和 62 年度から「土浦市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要項」に基づき、公共下水道事業計画区域外および農業集落排水事業区域外の地域（区域内であっても、7 年以上整備が見込まれない土地）を対象に、合併処理浄化槽設置に係る補助制度を設けて普及を図っていますが、平成 12 年度より合併処理浄化槽の中でも汚水中の有機物（BOD）のみならず富栄養塩類（窒素やりん）を除去する機能を持つ「高度処理型浄化槽」を、補助対象浄化槽と定めています。

表 3-2-20 高度処理型浄化槽補助基数（令和 3 年度末）

（単位：基）

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補助基数	21	23	18	21	10	10	16	12
窒素処理型	21	23	18	20	10	10	15	12
窒素・りん処理型	0	0	0	1	0	0	1	0

－農業集落排水施設への接続促進－《下水道課》

農業集落排水事業として計画した 6 地区の整備が平成 21 年 3 月に完了したことから、水洗化の促進を図っています。

－公共下水道の整備と水洗化の促進－《下水道課》

令和 3 年度は、沖宿町、田村町、右籾等、合計 4.53 ha の供用開始の告示を行いました。また、公共下水道が整備され利用が可能となった世帯に対し、すみやかに接続をしていただけるよう、臨戸訪問を行いました。県の森林湖沼環境税を財源とした公共下水道接続工事費補助制度により、令和 3 年度は 75 件に対して工事費の一部を補助しました。

－生活排水汚濁負荷量－《環境保全課》

生活排水の処理形態別の排出原単位は、それぞれの処理施設の処理水質、排水量及び処理人口などから算出することができ、令和 3 年度の排出原単位は、表 3-2-21 のとおりとなっています。また、原単位を基に算出した、市内から発生する生活排水の汚濁負荷量と市民 1 人当たりの排出原単位は表 3-2-22 のとおりです。

表 3-2-21 令和 3 年度生活排水処理形態別排出原単位

（原単位：g/日・人）

項目	BOD	COD	窒素	りん
公共下水道	0.60	1.70	1.82	0.05
農業集落排水処理施設	0.38	1.49	1.59	0.23
高度処理型浄化槽 （窒素・りん除去型）	2.30	3.22	2.30	0.23
高度処理型浄化槽 （窒素除去型）	2.30	3.22	2.76	0.67
合併処理浄化槽	3.68	4.14	5.98	0.74
単独処理浄化槽	32.15	16.20	7.00	0.90
汲み取り	29.00	13.00	2.00	0.30

生活雑排水が垂れ流しとなる単独処理浄化槽利用者や汲み取り便所利用者が減少するとともに農業集落排水処理施設において、県の森林湖沼環境税を用いたりん除去を目的とする薬剤の追加添加により農業集落排水処理施設のりんの排出原単位が減少したため、市全体での BOD やりんの排出負荷量や原単位も減少しました。

表 3-2-22 土浦市内から発生する生活排水による排出負荷量と市民 1 人当たりの排出原単位の推移

項目		H29	H30	R1	R2	R3	H29 比
BOD	排出負荷量 (kg/日)	401	376	364	365	374	(△6.7%)
	原単位 (g/日・人)	2.81	2.65	2.57	2.59	2.65	(△5.7%)
COD	排出負荷量 (kg/日)	472	435	394	375	373	(△21.0%)
	原単位 (g/日・人)	3.31	3.06	2.78	2.66	2.65	(△20.1%)
窒素	排出負荷量 (kg/日)	326	341	347	333	308	(5.5%)
	原単位 (g/日・人)	2.29	2.40	2.45	2.36	2.18	(4.8%)
りん	排出負荷量 (kg/日)	21.5	20.3	20.3	19.9	19.4	(△9.8%)
	原単位 (g/日・人)	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	(△6.7%)

一 畜産排水対策－「農林水産課」

家畜排せつ物に関しては、その適正な管理や資源としての有効活用を促進する必要などから平成 11 年 5 月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、今まで一部慣習的に行われてきた、いわゆる素掘り・野積みといった不適切な管理は平成 16 年 11 月から禁止されています。

平成 19 年 10 月の「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」改正により、霞ヶ浦流域内では、家畜排せつ物をそのまま農地にすき込むことができなくなり、発酵処理等の堆肥還元をすることとされています。

本市では、環境汚染問題の発生を未然に防止するため、畜産農家に対し実態調査や巡回指導を行っています。また、堆肥化して有効利用を図ることを推進するため、必要な支援措置を行っています。

ウ 騒音・振動

概況

騒音は、公害苦情が比較的多い項目であり、生活環境上の一つの課題となっています。市内には、工場等の事業所も多く立地していますが、これらの施設等については規制や基準が定められていて苦情は少なく、むしろ、隣家や飲食店のカラオケ等による近隣騒音への苦情が目立っています。

交通騒音は、全国的に取組が遅れている環境問題ですが、市内においても環境基準を達成していない箇所があり、国や県など管理者に通知し、改善を促しています。

表 3-2-23 自動車騒音常時監視による環境基準適合状況（令和 3 年度）

路線名	評価区間全体（①＋②）				近接空間 ①				非近接空間 ②			
	昼間・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼間・夜間とも基準値超過 (%)	昼間・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼間・夜間とも基準値超過 (%)	昼間・夜間とも基準値以下 (%)	昼間のみ基準値以下 (%)	夜間のみ基準値以下 (%)	昼間・夜間とも基準値超過 (%)
常磐自動車道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 6 号	89.1	8.2	0.0	2.7	82.1	13.0	0.0	4.9	93.4	5.2	0.0	1.4
一般国道 125 号	90.8	6.1	0.1	3.0	90.5	8.1	0.0	1.4	91.0	5.1	0.1	3.8
一般国道 354 号	94.3	4.6	0.3	0.7	85.9	12.3	0.0	1.8	98.5	0.9	0.4	0.2
土浦境線	98.2	0.0	0.5	1.4	95.2	0.0	0.0	4.8	99.4	0.0	0.6	0.0
土浦稲敷線	97.3	0.0	2.7	0.0	91.0	0.0	9.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
土浦電ヶ崎線	98.7	1.3	0.0	0.0	96.4	3.6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
つくば千代田線	55.6	30.3	0.0	14.1	29.1	52.7	0.0	18.2	88.6	2.3	0.0	9.1
土浦つくば線	99.0	1.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	98.4	1.6	0.0	0.0
土浦笠間線	99.3	0.7	0.0	0.0	97.6	2.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石岡田伏土浦線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
土浦坂東線	99.3	0.7	0.0	0.0	98.3	1.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
土浦大曽根線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
牛渡馬場山土浦線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
戸崎上稲吉線	99.2	0.8	0.0	0.0	99.1	0.9	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0
小野土浦線	99.5	0.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	99.3	0.7	0.0	0.0
藤沢豊里線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
藤沢荒川沖線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
荒川沖阿見線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
土浦港線	98.9	0.0	0.3	0.8	97.2	0.0	0.9	1.8	99.6	0.0	0.0	0.4
館野荒川沖停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
土浦停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
真鍋停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市道荒川沖東 3 丁目 1 号線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市道荒川沖東 2 丁目 14 号線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市道 I 級 19 号線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市道 I 級 22 号線	99.1	0.3	0.0	0.6	98.1	0.6	0.0	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0
市道荒川沖東 2 丁目 25 号線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市道 I 級 40 号線（二高前）	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石岡つくば線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全体平均	97.2	1.9	0.1	0.8	95.2	3.3	0.3	1.2	98.9	0.6	0.0	0.5

また、平成 23 年 10 月 20 日から、成田国際空港において同時離着陸方式が導入されたことに伴い飛行コースが変更され、離着陸機の一部が本市上空を飛行するようになりました。これにより航空騒音の問題が発生しています。

振動については、比較的問題の少ない環境項目となっていますが、引き続き監視・指導を行い、発生の未然防止に努める必要があります。

施策の実施状況

－自動車騒音常時監視－《環境保全課》

この事業は騒音規制法に基づく調査で、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、自動車の道路走行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される状況（年間をととして平均的な状況）について、全国を通じて継続的に把握することを目的としています。

平成18年度から5か年のローテーションで市内の「幹線交通を担う道路※1」の「対象範囲※2」を調査しています。令和3年度は、延長21.4 kmの沿線情報を更新し、9,302戸の住宅を騒音の曝露状況を把握しました。

※1：高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいいます。

※2：道路端から50 mの範囲。

表 3-2-24 自動車騒音常時監視実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3
実施延長 (km)	19.8	21.3	31.7	35.9	21.4

表 3-2-25 自動車騒音常時監視実施計画

	R4	R5	R6	R7	R8
計画延長 (km)	19.8	21.3	31.7	35.9	21.4

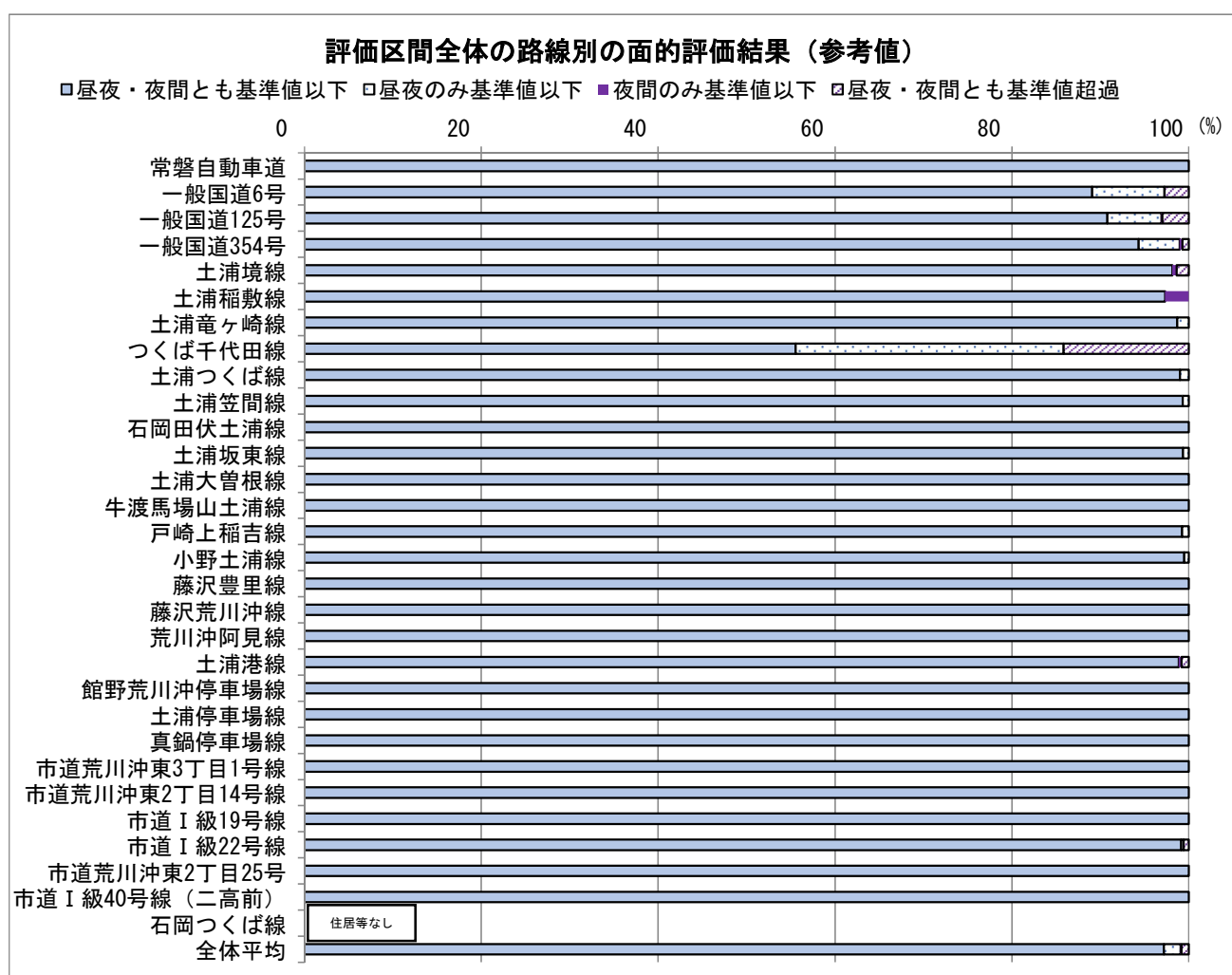


図 3-2-16 自動車騒音常時監視による環境基準適合状況（令和3年度）

自動車騒音常時監視結果については、GIS「環境展望台：国立環境研究所 環境情報メディア」のホームページで全国自動車交通騒音マップとして公開されています。

エ その他の公害

◆土壌環境

概況

土壌は、水や大気と比べて、その組成が複雑で、有害物質に対する反応も多様です。いったん汚染されると、その影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染となるなど、土壌の汚染は、水や大気（空気）と異なる特徴があります。そのため、土壌汚染対策法が平成 15 年 2 月から施行され、工場跡地など汚染された区域を知事が指定し、原因者や土地所有者に汚染物質の除去が義務付けられています。

市内では、平成 23 年に、1 地区が要措置区域に指定され、現在継続的な地下水モニタリングが行われています。平成 25 年には新たに 1 地区が形質変更時要届出区域に指定されました。

表 3-2-26 土浦市内における土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定状況（令和 3 年度末）

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質
23-要1	H23. 12. 22	指-7	土浦市桜町三丁目3061番4の一部	72. 4	テトラクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン
25-形1	H25. 10. 10	指-18	土浦市中村西根字白楽597番1の一部 中宇高久保1085番の1の一部	131	鉛及びその化合物

（茨城県）

施策の実施状況

一河川底質・水田土壌調査―《環境保全課》

本市では、直近で平成 25 年度に実施しており、河川底質調査の測定項目は、土壌の汚染に係る環境基準にある重金属等、塩素系有機溶剤、農薬等を含む 26 項目で、環境基準を全て満たしていました。

水田土壌の測定項目は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規制する特定有害物質 3 項目（ヒ素、銅、カドミウム）で、ヒ素と銅は環境基準を満たしていました（銅は農用地土壌汚染対策に係るもので田に限られているものを適用）。カドミウムについて定められている基準は、米に含まれる量の基準であり、実施した土壌中の量とは単純に比較はできないものの、一般的な非汚染地域の土壌中の濃度である 0. 5～1 ppm 以下という値との比較については、すべての地点でこれらの値以下を示していました。

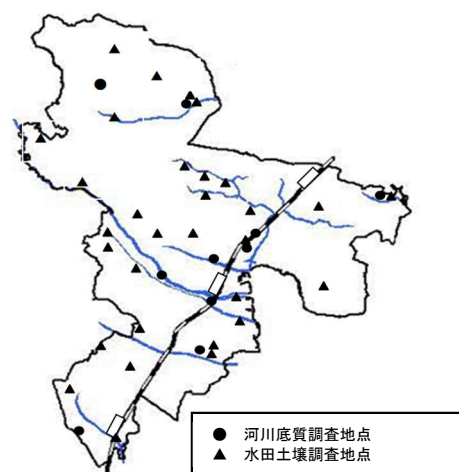


図 3-2-17
河川底質・水田土壌及び河川水質調査地点
（平成 25 年度）

◆地下水の水質

概況

市内の地下水については、県の地下水質監視測定事業における概況調査によって毎年数件の測定が行われています。これまでの概況調査において、主に家畜排せつ物や過剰施肥が原因といわれている「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」やドライクリーニングの溶剤や金属加工業の脱脂剤として使用されている「トリクロロエチレン」や「テトラクロロエチレン」、自然由来と思われる「ヒ素」による地下水汚染が確認されています。汚染が確認されている地区については毎年県が継続監視としてモニタリングを行っているほか、市でもモニタリング調査を実施しています。令和3年度のモニタリング調査結果は表3-2-27、28のとおりです。

令和3年度に県が実施した概況調査は、小岩田東、板谷、乙戸で実施し、環境基準の超過は見受けられませんでした。

そのほか、個人の井戸については、土浦市飲用井戸等の設置者が適切に措置を講ずるための指針において、井戸の所有者が衛生管理を行うこととなっており、年に1回の自己検査の努力義務が規定されています。また、賃貸住宅や一定規模以上の建物で井戸を使用している場合には、「土浦市安全な飲料水の確保に関する条例」において、井戸の所有者が年2回検査することが義務付けられています。これらの自主検査の結果、基準超過があった場合には、土浦保健所へ連絡することとなっており、茨城県地下水汚染対策事務処理要領に基づき必要に応じて県が周辺の地下水調査等を実施することとなっています。基準超過があった地域については、土浦保健所が中心となり回覧等により周知するとともに市の水道への切り替えや飲用指導を実施し健康被害の未然防止に努めています。

表3-2-27 土浦市が実施したモニタリング
調査結果(令和3年度)

町名	対象物質	合計	基準超過	基準適合
神立町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	7	0	7
手野町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	40	0	40
木田余町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	12	3	9
木田余東台3丁目	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1	0	1
木田余東台5丁目	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	3	0	3
木田余西台	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	4	0	4
真鍋4丁目	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	5	0	5
真鍋新町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	3	0	3
東真鍋町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	3	0	3

表3-2-28 茨城県が実施した継続監視
(モニタリング) 調査結果(令和3年度)

町名	対象物質	合計	基準超過	基準適合
真鍋3丁目	テトラクロロエチレン	1	0	1
真鍋5丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	1
西真鍋町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	3
殿里町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	1
木田余	1, 2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン	1	1	0
烏山3丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	1
東並木	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1	1	0
常名町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	2	1	1
常名町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
板谷4丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
板谷6丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
中都町1丁目	ヒ素	1	1	0
笠師町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
手野町	1, 2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	2	2	0
手野町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	1
沖宿町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
神立町	テトラクロロエチレン	5	4	1
神立町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	2	1	1
上坂田	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
下坂田	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1	0	1
田宮	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0
高岡	テトラクロロエチレン	1	0	1

施策の実施状況

一 硝酸性窒素総合対策モデル事業－《環境保全課》

地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準：10 mg/L 以下）による汚染は、畑地への施肥や家畜排せつ物によるものが主な原因であります。環境省が集計・公表している平成 16 年度概況調査結果によると全国の調査井戸全体の 5.5% が基準を超過しており、ほかの基準項目と比較して圧倒的に多いものです。

本市においても、市内各所で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が見つかっており、中でも新治地域の田宮地区において、非常に高い濃度（70～80 mg/L）であることが把握されていたため、環境省が地域の実情に応じた最適かつ実行可能な対策を推進しています。その成果を全国に普及させることを目的とした「硝酸性窒素総合対策モデル事業」において、新治地域をモデル地域として、平成 17 年から平成 19 年度の 3 年間にわたって実施しました。

新治地域全体の濃度分布を把握したところ、多くの地区で基準値を超過する井戸があること、深井戸よりも浅井戸の方が基準を超過した割合が高いことが明らかとなりました。汚染原因については、地下水の成分分析の結果から化学肥料の施肥や家畜排せつ物によるものと推測されましたが、現状の施肥の状況や家畜排せつ物の処理のヒアリングでは過剰な施肥や基準超過井戸周辺での不適切な家畜排せつ物の処理は見られませんでした。土壌ボーリング調査では、旧素掘り跡、旧畜舎周辺、旧桑畑の過去の土地利用による大きな差は認められませんでした。さらに、現状の窒素収支や過去の蓄積量等を考慮し、実行可能な対策案を検討するとともに将来の水質改善効果を試算しました。

検討された対策案は、表 3-2-29 のとおりですが、対策案を実施した場合においても、環境基準を達成するには長期間（35～100 年以上）を要すると試算されました。

表 3-2-29 モデル事業において検討された硝酸性窒素対策計画（案）

	高濃度井戸の周辺で特に推進すべき対策	新治地域全体で取組む対策
現状の対策	●家畜排せつ物の適正処理 ●土壌診断に基づく適正な施肥管理	●良質なたい肥作りの推進＋堆肥の需給ルートの確立 ●井戸の水質検査と飲用指導の普及 ●井戸水質のモニタリング
新規の対策	●素掘り貯留地の改善 ●過去の素掘り土壌の入れ替え	●環境教育の実施

◆ 地下水の水位

概況

本市における地下水位の現状は、概ね安定した状況にあり、一部の深井戸では、地下水位の上昇傾向が確認されています。昭和 40 年代には神立町周辺において地下水位の低下や浅井戸の枯渇が発生し、土浦・千代田工業団地（神立工業団地）周辺の企業に対して、公害防止協定を締結し、揚水目途量を設定しています。さらに、土浦市公害防止条例では区域を設定し、一定規模以上の揚水施設について構造基準等を定めて地下水の揚水規制を実施しています。

○ 工業団地における地下水揚水状況《環境保全課》

昭和 46 年度の水理解析調査に基づき、土浦・千代田工業団地（神立工業団地）周辺地域に対して当初、1 日の流動量 28,000 m³ を暫定揚水目途量として定め、これを各企業に割り当てることにより揚水量の規制を実施しました。さらに、昭和 63 年 10 月からは工業用水が導入されたことに伴い、1 日の安全取水量 17,000 m³ を揚水規制上限量として定め、各企業に対し暫定揚水目途量の 6 割を揚水規制量として改定し、

地下水揚水量の減少を図っています。

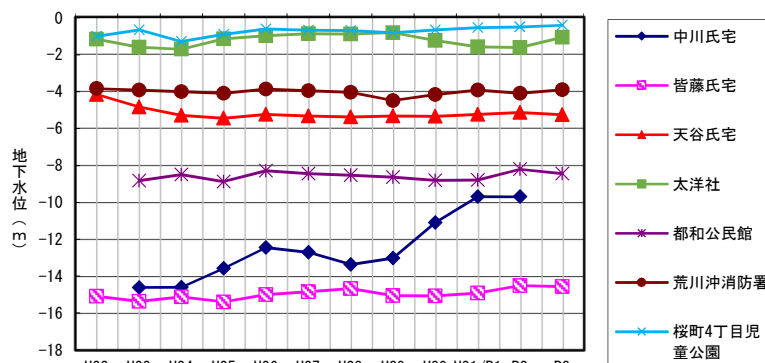
本市との協定締結企業のうち地下水揚水規制区域内で地下水を利用している 19 社の総揚水量は、工業用水の導入及び回収水の再利用により揚水目途量の削減措置が図られたことから、従来に比べ大幅に減少しており、令和 3 年度は概ね 4,000 m³/日と安定した揚水量となっています。

なお、土浦北工業団地（テクノパーク土浦北）及び東筑波新治工業団地については、地下水の揚水は認められていません。

施策の実施状況

一 地下水位変動調査－《環境保全課》

旧市内 2 か所、都和地区 1 か所、荒川沖地区 1 か所及び土浦・千代田工業団地（神立工業団地）付近 3 か所の観測井戸を設け、また、県においても、神立公園内に観測用井戸を設け、地下水変動の観測を継続的に実施しています。



※令和3年度は、中川氏宅の機器が故障したため数値なし（年度）

図 3-2-18 地下水位経年変化

◆地盤沈下

概況

○地下水位変動調査及び水準点調査《環境保全課》

市内では、測量を始めた昭和 47 年ごろには、全体にやや沈下傾向が見られていましたが、近年では安定しており、地盤の顕著な変動は見られなくなってきました。

平成 24 年度の測定では東日本大震災の影響がみられ、市内全域で 87.8 mm～154.0 mm の地盤沈下が観測されました。地盤沈下は、主として地下水の過剰な揚水により地盤中の軟弱な粘土層が広範囲で収縮し生じる現象であり、今後も、定期的な地下水位変動調査及び水準点の測量が必要です。

施策の実施状況

一 地盤沈下測定－《環境保全課》

市内における地盤沈下の現状を把握するため、定期的（昭和 47 年度から平成 4 年度までは 2 年ごと、平成 4 年度から平成 14 年度までは 3 年ごと、平成 14 年からは 5 年ごと）に水準点の測量を実施しています。平成 24 年度の地盤沈下調査では調査水準基票数を、国家水準点 10 点、県水準点 26 点、市水準点 42 点、仮点 5 点を合わせた 83 点とし、沈下量の測定結果において 100 mm 以上の地盤沈下が観測されました。東日本大震災の発生以降、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に地盤の大きな沈下が報告されており、本市の平成 24 年度の調査結果においても地震に伴う影響が大きいと思われます。（詳細は資料編 P112 を参照）

◆悪臭

概況

悪臭に関する苦情の原因は、畜舎や工場等が原因となっているものから小規模事業所や家庭でのごみ焼却など生活系のものへ移行しており、規制や指導などの対応が難しくなってきました。平成 14 年 12 月から焼却炉に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による構造基準が改正され、さらに、ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準が厳しくなり、ごみ焼却炉の廃止が相次ぎ、工場、事業場に対する焼却炉の苦情が少なくなっています。

令和 3 年度は、表 3-2-2「公害苦情・相談の月別処理状況」に見られるように、市に寄せられる悪臭についての苦情・相談の割合が多い傾向にあります。その内容としては焼却臭の苦情が多く、一年を通して苦情が発生しています。

市内の市街化区域については、昭和 50 年 10 月から悪臭防止法に基づいて規制地域に指定され、現在 22 の特定悪臭物質が規制の対象となっています。

しかし、臭気の測定はその採取位置や気象条件（風向、湿度、天候）によっても大きく左右されるほか、分析についても高い技術力や精度の高い機器などが要求されることから、実際、原因究明等を行う際には人の嗅覚に頼らざるを得ない状況です。

施策の実施状況

－悪臭対策－《環境保全課》

悪臭発生源工場・事業場を対象に定期的に立入調査を実施しています。

なお、特定悪臭物質以外に起因する悪臭発生源に対しては、県や関係部署と連携するなど、様々な手法により苦情等に対応しています。

－協定による規制－《環境保全課》

公害防止協定を締結している工場、事業所の中で、悪臭が発生する恐れがある場合には、複合臭に対応可能な臭気指数規制（敷地境界において臭気指数 12）を導入し、自己検査及び報告の義務化を定め、これに基づく指導やパトロールを実施しています。

－実態調査－《環境保全課》

本市では、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、市街化調整区域を除く市内全域において、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度による規制を行っています。

市内において例年発生する悪臭苦情について、悪臭防止行政の基礎的データを収集することを目的として、平成 28 年度から一般環境における特定悪臭物質の濃度及び臭気指数を同時に測定しています。

（２）新たな汚染物質の心配がないまちをつくろう

ア 放射性物質

概況

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出されたことで、本市を含む広範な地域住民の生活や環境などに多大な影響を与えました。

このような状況の中、国は、放射能汚染に対する新たな法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を定めました。本市においても、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、法定計画である「土浦市除染実施計画」を平成 24 年 4 月に策定し、子どもの生活空間を優先して除染を進めてきました。

その結果、平成 26 年 3 月末で子どもの施設（小中学校、幼稚園、保育所、児童館、公園）や公共施設、民有地において除染が終了し、基準値を下回ったことから、当計画は完了しました。

その後、平成 28 年 11 月 11 日に環境省にて除染実施計画に位置付けて予定されていた除染等の措置が終了したことが確認され、現在本市は除染措置完了市町村となっています。

また、国では、子どもの施設や公共施設、民有地の除染により発生した除去土壌の処分方針が決定されていない中、本市は平成 28 年 3 月 31 日にこれまでの取組をまとめた「土浦市放射線対策総括報告書」を作成しました。引き続き、市の主要施設の空間放射線量率を定期的に測定し、除染の基準を超える地点がないか監視するとともに、これらの測定結果を公表していきます。

施策の実施状況

－子どもの施設の除染対策－《環境保全課》

福島第一原子力発電所の事故後、継続的な放射線量の測定を行い、国の基準である毎時 0.23 マイクロシーベルト（地表面から 50 cm ただし中学校は 1 m）を超えた場合、基準値未満になるよう土砂等の除去を実施し、子どもの施設において除染が終了しました。

また、平成 24 年度に校庭や園庭の除染により芝生の剥ぎ取りを行った施設では、芝生の植え付けを実施し、事故前と変わらない状態になりました。

－農作物の放射性物質検査の実施－《農林水産課》

平成 24 年 3 月 1 日から、市内で自らが生産した農作物（家庭菜園等の自家消費農作物を含む）の放射性物質検査を行っています。

また、県及び農産物生産団体などで行われている放射性物質検査の結果や、放射線に関する情報の収集を行い、ホームページ等で情報提供をしています。

－給食の放射性物質検査の実施－《保育課・学校給食センター》

学校や幼稚園、保育所で使われる給食の食材について、保育所給食は平成 23 年 12 月 21 日から、学校給食は平成 23 年 11 月 21 日から市独自に購入した測定機器により、給食に使用する食材の放射性物質検査を継続して実施し、不検出の食材を使用しています。

（令和 3 年度末をもって、学校給食の放射性物質検査は終了）

一般住宅の除染対策―《環境保全課》

一般住宅（個人宅、集合住宅）についても、放射線量の測定を行い、地表面から1 mの高さで、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合、基準値未満になるよう除染を実施しました。

この事業は、平成24年7月2日から実施し、令和4年3月末現在で、測定件数が717件、その内、除染件数が49件（ホットスポット71地点）となっています。

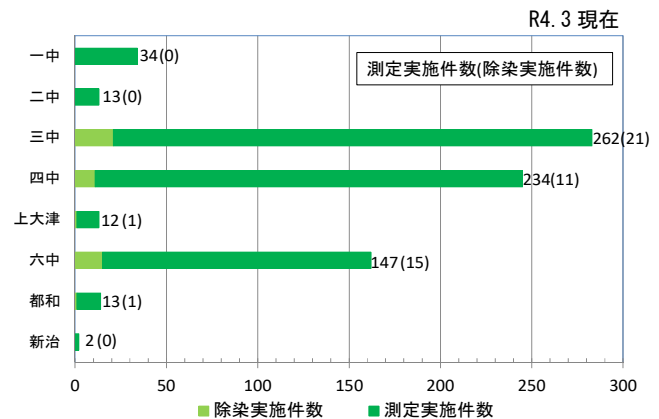


図3-2-19 一般住宅の地区別放射線量測定及び除染実施状況

公共施設の放射線量の測定―《各公共施設管理課》

市民の利用する公共施設の放射線量の測定を行い、ホームページで定期的に公表を行っています。

放射線測定器の貸し出し―《環境保全課》

市民が身近な生活環境の放射線量を把握できるように、平成23年10月17日から放射線測定器の無料貸出を行っています。（貸出機器：環境放射線モニタ PA-1000Radi、株式会社堀場製作所）

土のう袋の配布―《環境保全課》

自らが除染を実施する市民に、土のう袋を配布しています。

イ ダイオキシン類

概況

ダイオキシン類については、県による調査の実施状況を把握しています。

○大気中のダイオキシン類《環境保全課》

大気中のダイオキシン類の調査は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している事業所周辺の一般大気環境において、市独自に調査を実施していましたが、全地点において大気環境基準値である0.6 pg-TEQ/m³を大幅に下回ったことから、平成27年でモニタリングを終了しました。

平成28年以降も、引き続きダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している事業者の自己測定の結果から、状況把握に努めています。今後のモニタリングについては、国や県、研究機関の調査結果を参考に、モニタリングの頻度を検討していく方針です。

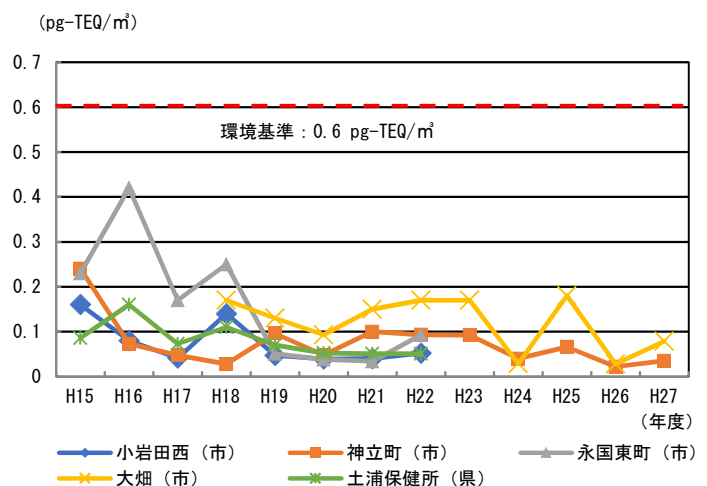


図3-2-20 大気中のダイオキシン類測定結果

※小岩田西、永国東町、土浦保健所は平成22年でモニタリング終了。
※神立町、大畑は平成27年でモニタリング終了。

○公共用水域のダイオキシン類《環境保全課》

公共用水域のダイオキシン類測定は、平成 20 年から 3 年に 1 度の頻度（過去に環境基準超過が見られた箇所は毎年実施）で県が実施しており、これら結果について今後も注視していきます。

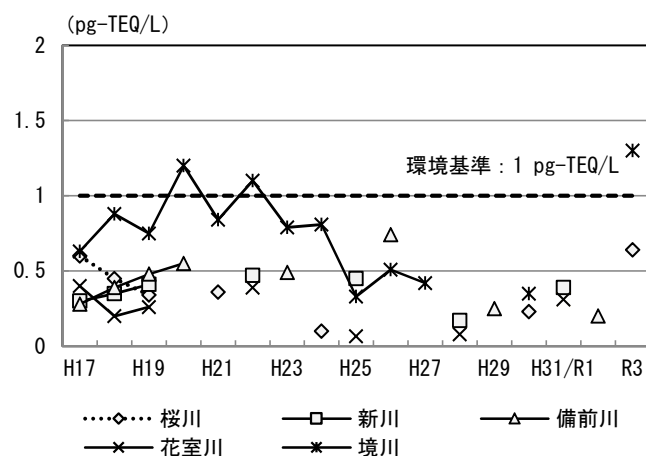


図 3-2-21 河川水中のダイオキシン類測定結果（茨城県）

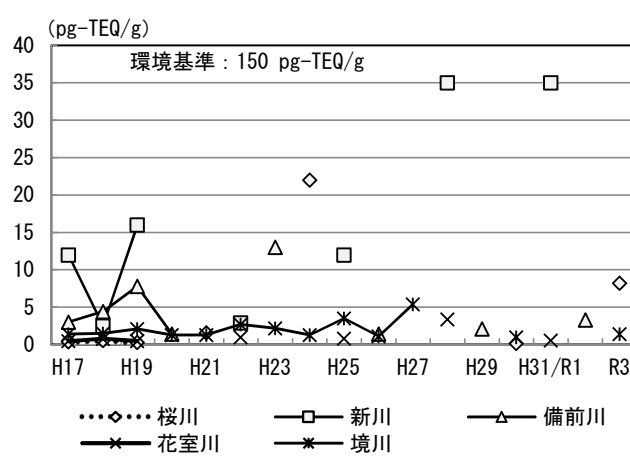


図 3-2-22 底質中のダイオキシン類測定結果（茨城県）

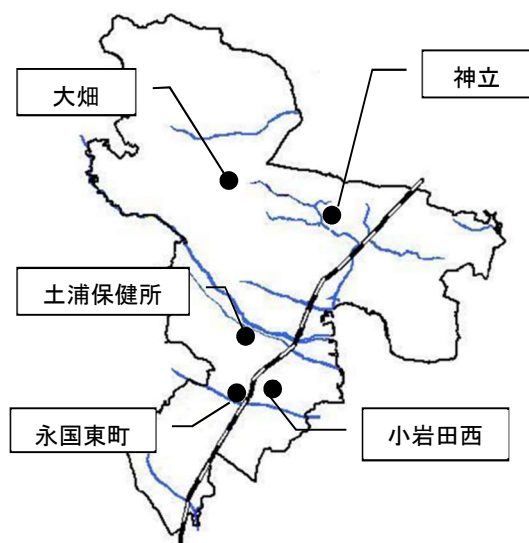


図 3-2-23 大気中ダイオキシン類測定箇所

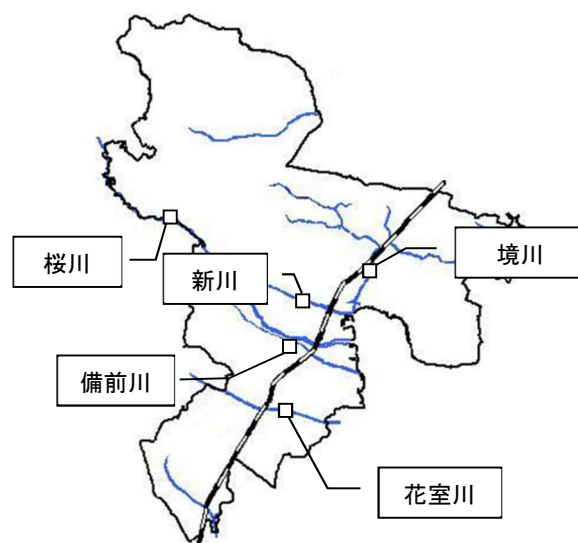


図 3-2-24 河川水及び底質ダイオキシン類測定箇所

○一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類《環境衛生課》

表 3-2-30 排ガス中のダイオキシン類測定結果

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 号炉	0.023	0.0012	0.0062	0.00090	0.024	0.036	0.035	0.026
2 号炉	0.050	0.0016	0.0460	0.039	0	0.00063	0.0031	0.0017
3 号炉	0.033	0.0550	0.059	0.024	0.009	0.049	0.01	0.0057

※基準値：5 ng-TEQ/m³（ダイオキシン類対策特別措置法）

○一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水観測井のダイオキシン類《環境衛生課》

表 3-2-31 放流水中のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
濃度	0.00012	0.0016	0.00017	0.00035	0	0.000069	0	0

※基準値：10 pg-TEQ/L 以下（ダイオキシン類対策特別措置法）

表 3-2-32 地下水観測井のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
濃度	0.042	0.069	0.083	0.041	0.038	0.11	0.074	0.070

※基準値：1 pg-TEQ/L 以下（水質の汚濁に係る環境基準）

施策の実施状況

ー一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策ー《環境衛生課》

清掃センターでは、平成 12 年 1 月のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い焼却施設からのダイオキシン類の排出規制が強化されたため、平成 14 年 12 月からの新基準に適合するよう排煙設備にバグフィルターと呼ばれる装置を取り付ける改造工事を行っています。

令和 3 年度のダイオキシン類の測定結果は、0.0017～0.026 ng-TEQ/m³という低い数値になっています。

ー一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類対策ー《環境衛生課》

一般廃棄物最終処分場では、放流水及び地下水観測井の測定を定期的に行い、監視を行っています。

また、年 1 回、地元地区長等と土浦市一般廃棄物最終処分場管理運営協議会を開催し、意見交換を行っています。

令和 3 年度のダイオキシン類の測定結果は、放流水については 0 pg-TEQ/L、地下水観測井については 0.070 pg-TEQ/L という低い数値になっています。

ー屋外燃焼行為（野焼き）の指導ー《環境保全課・環境衛生課》

市民に対し、近隣に迷惑のかかる廃棄物の屋外焼却をしないよう呼びかけるとともに、法律で例外的に認められている焼却についても、周辺環境に十分配慮するようお願いしています。

(3) ものを大切にし、ごみを少なくしよう

概況

ごみ処理基本計画を策定し、長期的な視野に基づくごみの減量や再資源化に向けた取組を推進しています。

平成 14 年度	土浦市ごみ処理基本計画	策定
平成 18 年度	土浦市ごみ処理基本計画改訂版	策定
平成 23 年度	第 2 次土浦市ごみ処理基本計画	策定
平成 27 年度	生ごみと容器包装プラスチックの分別収集開始	
平成 28 年度	第 2 次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）	策定
平成 30 年度	家庭ごみ処理有料化開始（10 月）	
令和 3 年度	第 3 次土浦市ごみ処理基本計画	策定

～減量化目標～

令和 2 年度におけるごみ排出量 960 g/人・日を令和 13 年度までに 863 g/人・日以下（約 10% 減）とする

～資源化目標～

令和 2 年度におけるリサイクル率 21.4%を令和 13 年度までに 31.4%以上（約 10 ポイント増）とする

市内のごみの収集・処分は、清掃センター（中村西根）で中間処理（焼却）を行い、一般廃棄物最終処分場（白鳥町）に搬入しています。収集・運搬については民間業者へ委託しています。

なお、原則として本市で発生する一般廃棄物は市が、産業廃棄物は県が処理等の指導をしています。

○一般廃棄物の発生量《環境衛生課》

本市のごみ排出量は近年ゆるやかに減少傾向を示しており、令和 3 年度の総排出量は 49,017 t で、家庭系ごみ量は 33,696 t、事業系ごみ量は 15,321 t となっています。

また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和 3 年度は、947 g/人・日で、減少傾向を示しています。令和 2 年度は、国が 901 g/人・日、県が 969 g/人・日となっています。

ごみの発生抑制・減量化に係る取組を強化し、市民・事業者の排出抑制、資源化を喚起していくことが必要です。

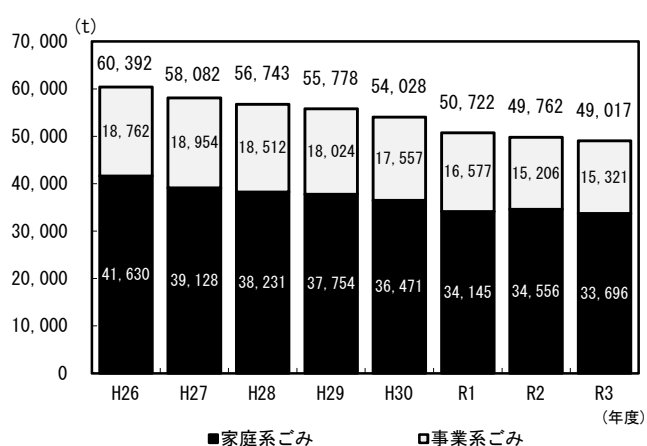


図 3-2-25 ごみ排出量の推移

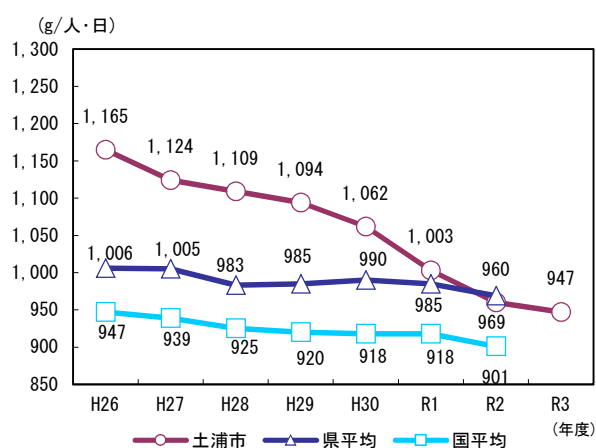


図 3-2-26 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較

○資源化量とリサイクル率《環境衛生課》

本市の資源化量とリサイクル率は、生ごみと容器包装プラスチックの分別収集を開始した平成 27 年度に大幅に増加しました。

また、平成 30 年 10 月には、家庭ごみ処理有料化が開始され、令和 3 年度の資源化量は 10,332 t、リサイクル率は 21.1%となっています。

更なるリサイクル率の向上を図るために、処分量を削減し、排出段階における資源ごみの分別徹底を引き続き推進する必要があります。

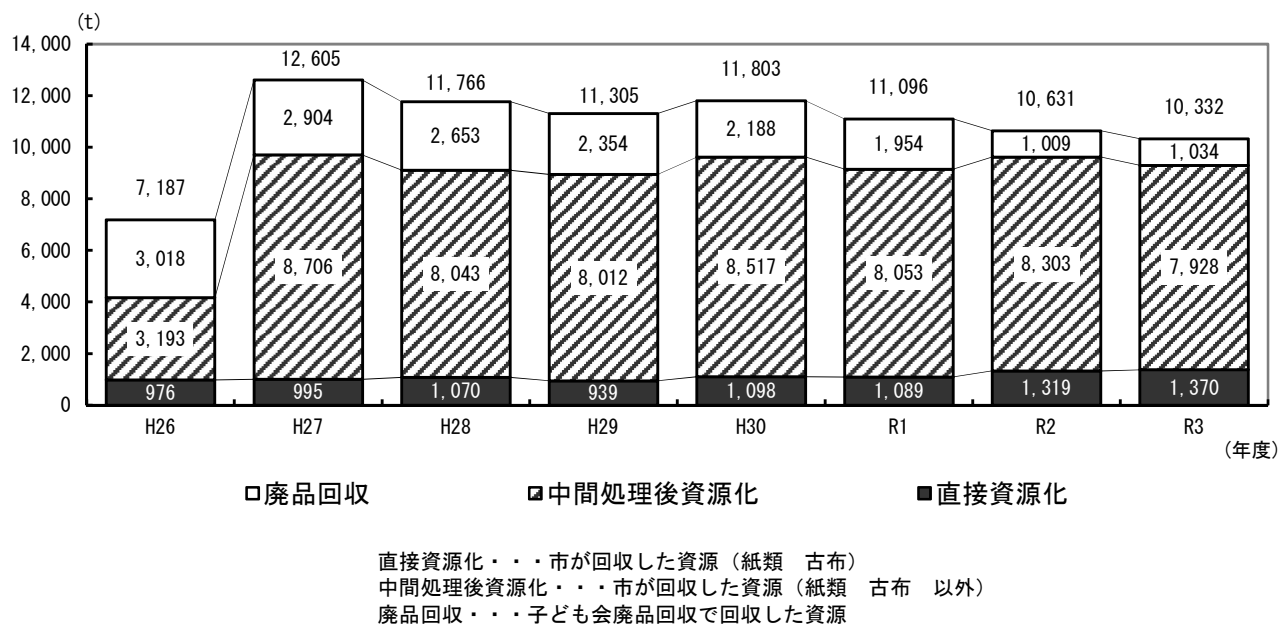
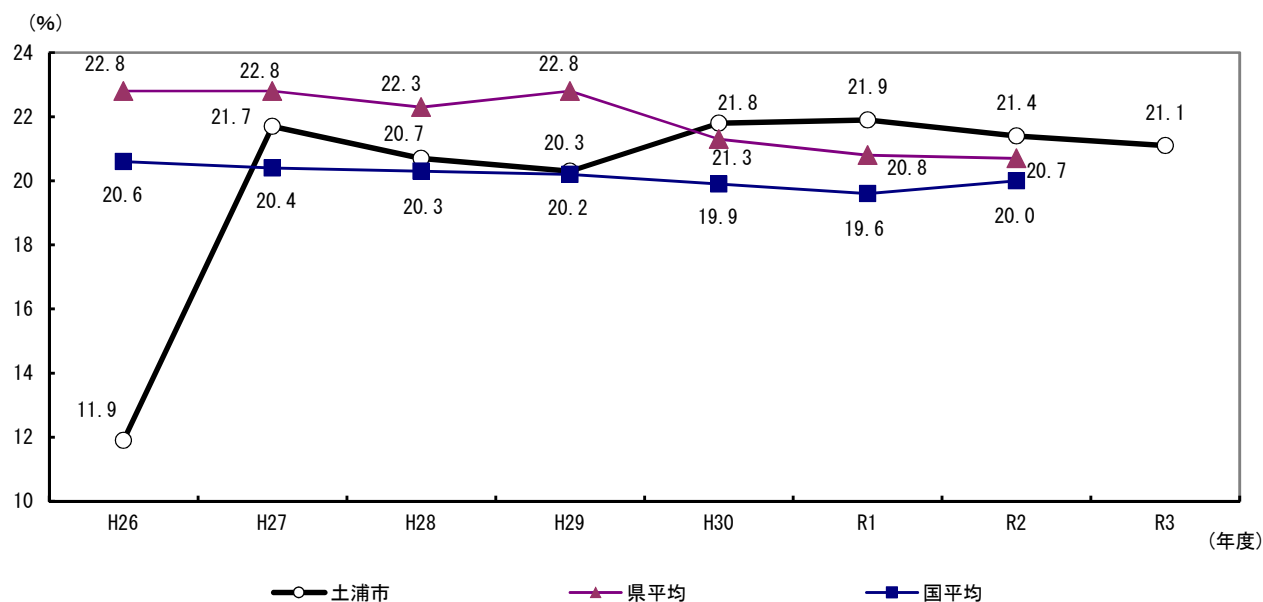


図 3-2-27 資源化量の推移



施策の実施状況

－ごみ減量化対策－《環境衛生課》

ごみの分け方出し方のお願い、ごみ収集・分別収集カレンダー、広報紙の配布やホームページ等を活用し、ごみの発生抑制・資源化やごみの正しい分別方法、収集日の周知徹底のための広報・啓発活動を行っています。

－家庭ごみ処理有料化－《環境衛生課》

平成 30 年 10 月から家庭ごみ処理有料化が開始されました。令和 3 年度の家庭ごみ処理有料化による歳入は約 1 億 9,600 万円で、そのうち、約 1 億 3,900 万円を指定ごみ袋の作成および流通・管理等に、その他約 5,700 万円を容器包装プラスチックや生ごみなどのリサイクルに使用しました。

令和 3 年度は、平成 30 年度と比べて、家庭ごみの総量は減少し、一方で資源になるものの量は増加したことから、ごみの減量化とリサイクルが進んでいます。

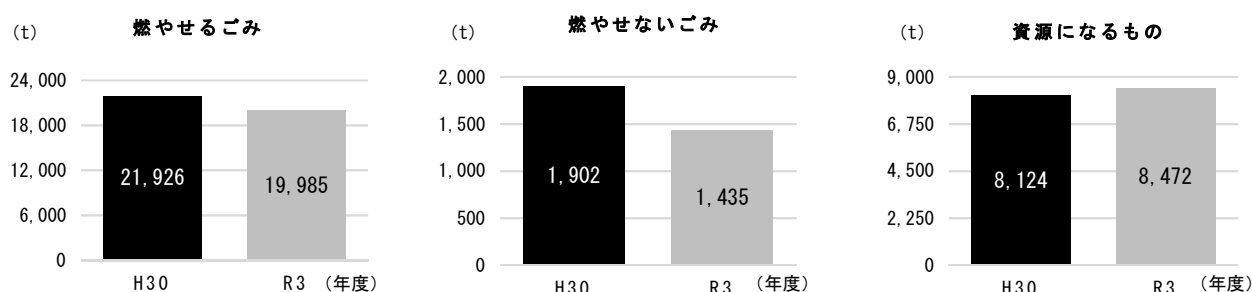


図 3-2-29 家庭ごみ処理有料化によるごみ処理量の推移

－子ども会廃品回収－《環境衛生課》

年々増加するごみの減量化を図るとともに、社会に奉仕する心と物を大切にする心を養うことを目的として、子ども会の廃品回収事業を奨励しています。子ども会は、年度当初に廃品回収事業実施団体として市に登録した後、1 年度内に 2 回以上廃品回収を実施することで、回収量 1kg あたり 5 円を乗じて得た金額に 1 万円を加えた金額を奨励金として交付しています。

令和 3 年度は、合計 107 団体で実施され、回収量は 1,035 t ありました。

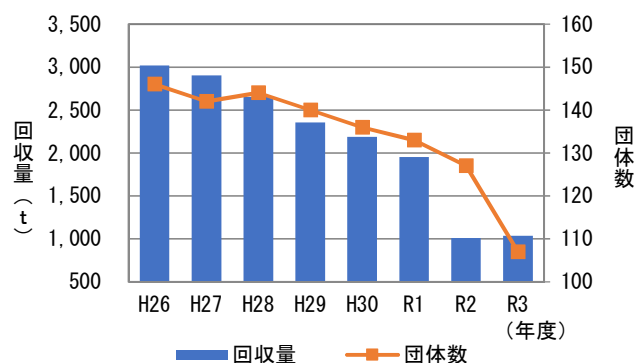


図 3-2-30 子ども会廃品回収の実績

－資源物の拠点回収－《環境衛生課・環境保全課》

廃蛍光管やペットボトル、使用済小型家電など、市内公共施設を中心に資源物の拠点回収を行っています。

表 3-2-33 資源物回収の実績

(単位: kg、ただし廃食用油は L)

	廃蛍光管	ペットボトル	使用済小型家電	廃食用油
回収実績 (R3)	5,830	57,600	3,792	20,660

－生ごみ処理容器等補助－《環境衛生課》

家庭から排出される生ごみについて、自家処理を推進し、ごみを減らすこと及び再資源化を図ることを目的として、コンポスト容器、EM ぼかし容器、電気式生ごみ処理機の購入者に対して補助金を支給する制度を設けています。

補助金は、1 世帯を交付の対象として、コンポスト容器及び EM ぼかし容器については 1 世帯につき「購入価格(税抜)の半額」(上限 4,000 円)×2 基まで、電気式生ごみ処理機については「購入価格(税抜)の半額」(上限 20,000 円)を交付しています。

表 3-2-34 生ごみ処理容器等の購入費助成の実績

区分 年度	EM ぼかし容器購入			コンポスト容器購入			電気式生ごみ処理機購入		
	世帯	基数	補助金 (円)	世帯	基数	補助金 (円)	世帯	基数	補助金 (円)
H26	12	19	49,905	69	99	378,028	35	35	698,519
H27	14	21	62,869	71	102	390,371	61	61	1,196,113
H28	5	7	18,094	32	47	179,095	24	24	471,112
H29	9	15	45,764	27	41	156,849	29	29	578,242
H30	7	7	26,953	20	28	102,160	47	47	913,992
R1	11	19	57,999	39	57	221,097	39	39	731,132
R2	12	17	55,675	30	46	173,049	75	75	1,430,760
R3	12	19	28,324	36	48	122,091	73	73	982,981

－土浦市エコ・ショップの認定－《環境衛生課》

環境にやさしい商品の販売、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコ・ショップとして認定しています(令和 3 年度は総数 25 店舗)。

－農業用廃プラスチック適正処理事業－《農林水産課》

農業者個々では効率的に処理することが困難な農業用使用済塩化ビニール及びポリエチレンの回収を行っています(年 2 回)。

3 快適環境

(1) 水郷の文化と歴史を感じる景観を守ろう

概況

本市の景観は、霞ヶ浦や台地部の樹林地などの自然景観、自然と農業との調和の中で育まれてきた里の景観や、城下町の名残をとどめながら近代的都市へと発展をとげた歴史的・都市的景観などが織りなされて形成されています。そして、太古からの永い歴史を積み重ねてきた本市には、数々の歴史的資源が残り、まちに潤いのある表情を与えています。国、県、市による文化財指定制度を活用し、文化財の保護に努めていますが、指定文化財以外にも地域の歴史をとどめる資源も多く、より幅広い保護策が求められています。

また、本市には、市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場という二つの歴史・文化の拠点施設があります。歴史資料の展示、保存や研究、その他様々な文化活動の場として利活用されていますが、郷土の歴史への関心の高まりもあり、両施設の特色を活かした機能充実が強く求められています。

本市は、平成 21 年 9 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 23 年 10 月に「土浦市景観計画」を策定し、「土浦市景観条例」を制定しました。景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、建築物の建築等に際し、まちの良好な景観形成に向けた誘導を行っています。

○文化財指定状況《文化振興課》

本市には、国指定 12 件、県指定 46 件、市指定 222 件の計 280 件の指定文化財があります。

代表的な文化財としては、市の歴史的シンボルである県指定史跡の土浦城跡や、国指定史跡の上高津貝塚、国指定建造物の旧茨城県立土浦中学校本館等があります。

また、無形民俗文化財として、日枝神社流鏝馬祭や田宮ばやし、からかさ万灯等が指定されており、民俗文化を伝えています。

表 3-3-1 国県市指定文化財の状況（令和 3 年度末）

指定区分	指定区分			計
	国	県	市	
建造物	1	3	15	19
絵画	1	4	11	16
彫刻	1	9	42	52
工芸品	7	14	55	76
書跡		3	5	8
古文書			6	6
考古資料	1	4	15	20
歴史資料		1	12	13
有形民俗文化財			7	7
無形民俗文化財		3	6	9
史跡	1	3	41	45
名勝			2	2
天然記念物		2	5	7
計	12	46	222	280

○歴史文化施設の状況《文化振興課》

・土浦市立博物館

市立博物館は、博物館と土浦城東櫓（付属展示館）からなっています。土浦市域の歴史・民俗資料の収集と保存、調査や研究を実施し、それらの成果を展示や教育普及事業をとおして公開、活用し、広く市民の教育、学術、及び文化の発展に寄与することを目的として昭和 63 年 7 月に開館いたしました。

土浦城跡二の丸に位置している利点を活かし、200 年にわたって土浦藩主として周辺を支配した譜代大名土屋家の大名道具を収集

し、常時紹介しています。総合展示としては「霞ヶ浦に育まれた人々の暮らし」をテーマに掲げ、霞ヶ浦や桜川の影響を受けながら歩んできた先人の歴史を、古代から近代までの多様な収集資料を用いて紹介しています。毎年特別展を開催し、文化庁が認定する「公開承認施設」として、国宝・重要文化財を含む貴重な資料を公開しています。

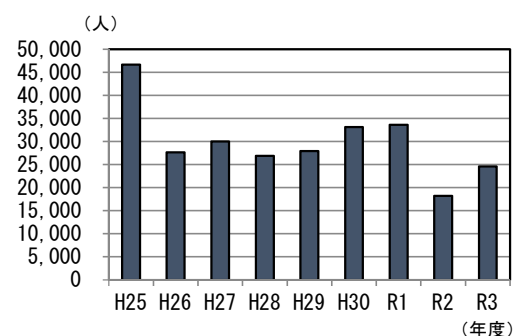


図 3-3-1 博物館入館者数の推移

・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

上高津貝塚ふるさと歴史の広場は、「国指定史跡上高津貝塚」と「考古資料館」から構成されており、上高津貝塚に関する資料及び本市の埋蔵文化財に関する資料を調査、収集、保存及び展示することによって、広く市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として平成7年10月に開館しました。

広場には貝塚の成り立ちを解説する平面範囲展示や貝層断面展示施設、竪穴住居等の復元建造物、墓坑や大型炉等の復元遺構があり、考古資料館では、上高津貝塚を中心とした縄文時代の生活・文化についての分かりやすい常設展示を行っています。

また、上坂田地区にある武者塚古墳展示施設には、当時の石室が保存されています。出土した副葬品は国指定重要文化財となっており、考古資料館に保管されています。

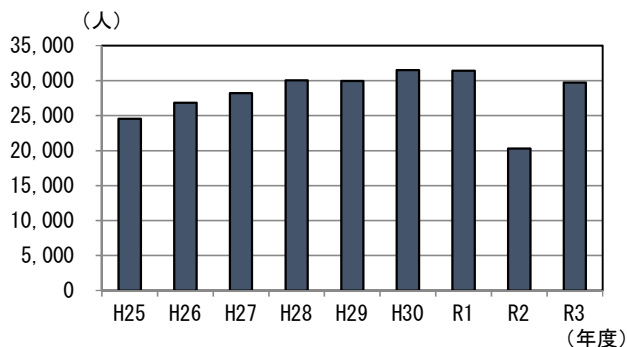


図3-3-2 上高津貝塚ふるさと歴史の広場入場者数の推移



貝塚の断面（貝層断面展示施設内）



武者塚古墳展示施設

○風致地区《都市計画課》

風致地区とは都市の自然景観を維持するため、建築・宅地造成などに一定の規制が設けられている地区となり、市内では亀城公園と桜川が風致地区に指定され、景観等の保護が図られています。

表 3-3-2 風致地区（令和3年度末）

名称	面積 (ha)
亀城風致地区	3.3
桜川風致地区	49.4

○景観計画区域及び景観形成重点地区《都市計画課》

土浦市景観計画の中で、市全域を景観計画区域とし、さらに、本市を特徴づけるような景観形成に向けて重点的、かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区を景観形成重点地区に定め、地区の持つ景観特性を十分認識したうえで、地区独自のきめ細やかな景観誘導を図るための方針や基準を設け、景観特性にふさわしい積極的な景観形成を図っています。



図 3-3-3 景観計画区域・重点地区

表 3-3-3 景観計画区域・重点地区

重点地区	地区の概況
① 霞ヶ浦湖畔地区	霞ヶ浦に面した一定の範囲で、市街化区域及び市街化調整区域からなる地区である。
② 筑波山麓地区	筑波山麓の水郷筑波国定公園の区域を含む県道つくば千代田線の沿道を含む一定の範囲で、市街化調整区域に指定されている地区である。
③ 旧城下町とその周辺地区 (中城通り地区)	亀城公園を中心にまちかど蔵大徳・野村などが位置し、まちづくり交付金事業や歴史の小径整備事業等による景観形成が図られている中城通り地区を中心とする地区であり、市街化区域に指定されている地区である。
④ JR土浦駅周辺地区	JR土浦駅を中心とする土浦市の顔となる市街化区域に指定されている地区である。



旧城下町

施策の実施状況

一景観整備事業一《都市計画課》

旧城下町とその周辺地区において、歴史的景観整備事業を展開しており、まちの景観向上やにぎわいを創出する活動を行う団体（景観まちづくり団体）として認定を受けた団体を支援する景観まちづくり事業（平成 24 年度～）や、市民等が行う地域の活性化事業や所有者等が行う建築物等の修景工事を支援する協働のまちづくりファンド（ハード）事業（平成 26 年度～）などにより、歴史的まちなみの景観形成を図っています。

【令和 3 年度景観まちづくり事業】

○茨城県建築士会土浦支部

・土浦駅東口バス停ベンチ改修工事

（破損箇所及び塗装落ち部分の改修及び、黄色だった座面・エプロンの色を景観に調和する茶色に変更）



土浦駅東口バス停ベンチ

一景観重要建造物・景観重要樹木の指定―《都市計画課》

景観条例に基づき、県内初となる景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行いました。

表 3-3-4 景観重要建造物・樹木の指定状況（令和 3 年度末）

	内 容	所 在	指 定 日
景観重要建造物	まちかど蔵大徳	中央一丁目	H24. 7. 5
	まちかど蔵野村		
	矢口家住宅		R3. 7. 13
	土浦城址歴史的建造物		
景観重要樹木	真鍋の桜	真鍋四丁目	H24. 4. 1

一景観重要公共施設の指定―《都市計画課》

景観法に基づき、景観重要公共施設の指定を行いました。

表 3-3-5 景観重要公共施設の指定状況（令和 3 年度末）

番 号	名 称	施設の種類	区 間	延 長
第 1 号	土浦駅前通り	道路	国道 125 号（中央一丁目 3-45 地先～大和町 3041-25 地先） 及び県道土浦停車場線	約 1.0 km
第 2 号	旧城下町とその周辺地区	道路	歴史の小径整備路線 ・裁判所脇（中央一丁目 4 号線・6 号線） ・琴平通り ・大徳脇（中央一丁目 8 号線） ・天神通り（中央一丁目 10 号線） ・内西通り（中央一丁目 5 号線、大手 1 号線の一部） ・博物館脇（中央一丁目 2 号線） ・本妙寺脇（中央一丁目 3 号線） ・中城通り（中央一丁目 7 号線） ・たまき通り（大手 1 号線の一部・2 号線）	約 1.5 km

一旧城下町とその周辺地区の修景―《都市計画課》

旧城下町には、本市の商業の発祥地ともいえる中城通りに面して商家「大徳」の土蔵造建築物があります。江戸時代後期に建築された「旧大徳」の元蔵をはじめ、土蔵造建築物 4 棟の改修を行い、内部の見学にも開放しています。

また、この旧城下町とその周辺には、「旧大徳（まちかど蔵「大徳」）」のほか「矢口家住宅（県指定文化財）」や「旧野村家住宅（まちかど蔵「野村」）」の土蔵造建築物や神社・仏閣などもあり、土浦城跡（亀城公園）を中心とした歴史ゾーンの一部を形成しており、これらを結ぶ道路を歴史の小径として整備しています。



歴史の小径

一土浦城址整備事業―《文化振興課》

城下町土浦を活かしたまちづくりを進めるため、また中心市街地におけるオアシスづくりとして、県指定史跡土浦城跡について、都市公園の機能を保ちながら計画的に復元整備を推進しています。

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、東日本大震災により被災した県指定文化財の櫓門や東櫓、西櫓等の修復工事を実施しました。



櫓門（太鼓門）

（２）市民の憩いの場となる空間をつくろう

概況

本市は、県南の中心都市として成長を続けてきましたが、近年では人口が減少傾向を示し、開発等の動向も落ち着きを見せ、都市としての成熟期を迎えつつあります。今後は、環境との共生を図りながら、暮らしのゆとりやうるおいを実感することのできる都市環境の質の向上を目指していかなければなりません。

このことから、地域への自然の配慮、緑や水辺に親しめる空間の創出、先人が築き上げてきた歴史や風土への配慮や活用を促すとともに、地区計画や建築協定等の誘導手法を用いた効果的なまちづくり方策を取り入れながら、都市の快適性や魅力を高めていく必要があります。

○地区計画・建築協定・緑地協定の状況《都市計画課・都市整備課・建築指導課》

良好なまちなみなどの環境を創造するため、大規模な開発等に際して、地区計画の決定や建築協定、緑地協定の締結の指導を行っています。

表 3-3-6 地区計画等の件数（令和 3 年度末）

地区計画	建築協定	緑地協定	
		45条協定	54条協定
12	5	0	1

○公園・緑地の整備状況《都市整備課》

「土浦市緑の現況調査報告書」（平成 7 年度）によると、市域面積に対する緑被率は 58.1%で、比較的緑に恵まれた都市環境となっていますが、そのほとんどは、農地や樹林地などの民有地の緑により支えられています。

一方、都市公園は、市内に 51 か所（85.78 ha）あり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となっています。しかし、市民 1 人当たりの都市公園面積は 6.26 m²で、国（10.7 m²/人（令和 2 年度末））や県（10.0 m²/人（令和 2 年度末））と比較すると、少ない状況となっています。

表 3-3-7 都市公園等の整備状況（令和 3 年度末）

区分	都市公園								小公園等	緑地	合計
	総合	運動	風致	街区	近隣	地区	緑地	計			
面積(ha)	45.10	7.33	3.02	11.46	10.70	8.04	0.13	85.78	16.11	18.20	120.09
数	2	1	1	37	7	2	1	51	193	28	272

施策の実施状況

ー違反屋外広告物追放事業ー《都市計画課》

屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため、土浦市屋外広告物条例に基づき規制されています。

また、はり紙等の違反屋外広告物については、民間ボランティアとの連携により、簡易除去を行っています。令和 3 年度の簡易除去件数は 776 件でした。

ー公園の整備と管理ー《都市整備課》

宅地開発行為の事前協議時に、面積の 3%以上の公園や緑地を確保するよう指導を行っています。

ー生垣設置補助ー《都市整備課》

平成 5 年度から新たな生垣を設置される市民に設置費の補助をしています。令和 3 年度末時点で 168 件（3,169.91 m）となっています。

一土浦港周辺広域交流拠点整備事業―《都市整備課》

川口二丁目の市有地約 5.1 ha について、水辺空間として市民に広く開放するとともに、観光客が訪れる魅力ある空間として整備を進めています。

平成 30 年度は、敷地内をつくば霞ヶ浦りんりんロードが通過している特徴を活かし、約 1.2 ha について、サイクリスト向けの拠点施設として「りんりんポート土浦」の整備を行いました。

令和 3 年度の利用者数は 28,183 人、うち、サイクリストの利用者数は 12,617 人でした。



りんりんポート土浦

(3) 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう

概況

モータリゼーションの進展により、暮らしや経済活動における自動車利用への依存性は年々高まる傾向にあり、市及び周辺地域においては、郊外型店舗・事業所の進出や広域的幹線道路の整備が進むなど、益々自動車の利用が増加しています。

都市間を結ぶ主要な道路においては、自動車交通量が増加傾向にあり、一部の路線では渋滞も生じています。自動車交通による大気汚染などの交通公害の発生を将来的にも回避していくためには、骨格的な道路網の整備が必要となります。一方で、自動車利用の増加は、燃料の消費を増大し、地球温暖化の大きな要因ともなっています。このようなことから、現状としては、道路網の整備によって地域の環境保全を図る一方で、将来的な対応として、経済状況や技術革新の状況を見据えながら、現在の過度な自動車依存からの脱却を徐々に図っていく方策を検討していく必要があります。

また、平成 21 年 3 月に住民提案制度に基づく全国初の「土浦市バリアフリー基本構想」を策定しています。この基本構想では、重点整備地区として、土浦駅周辺地区、荒川沖駅周辺地区及び神立駅周辺地区の 3 つの地区を設定し、鉄道駅を中心とした面的なバリアフリー化を図るため、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を対象に、移動等円滑化のために実施すべき特定事業等を定めています。

この基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、具体的な事業の内容や予定期間等の計画を定めた「土浦市バリアフリー特定事業計画」を平成 22 年 3 月に策定し、各事業者、関係機関と協議・調整をしながら、効果的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。

○用途地域の指定状況《都市計画課》

市の全域が都市計画区域に指定されています。市街化区域は 3,294 ha（市域の 26.8%）であり、表 3-3-8 に示すような用途地域が指定されています。その市街化区域のうち 71.1%を住居系用途が占めており、近年は住宅都市としての性格も強めつつあります。商業系用途は 8.9%、工業系用途は 20.0%となっています。

表 3-3-8 用途地域別面積（令和 3 年度末）

区分	面積（ha）	比率（%）
第一種低層住居専用地域	722	21.9
第二種低層住居専用地域	549	16.7
第一種中高層住居専用地域	174	5.3
第二種中高層住居専用地域	131	4.0
第一種住居地域	500	15.2
第二種住居地域	78	2.4
準住居地域	188	5.7
近隣商業地域	141	4.3
商業地域	151	4.6
準工業地域	294	8.9
工業地域	90	2.7
工業専用地域	276	8.4
計	3,294	100

○開発行為件数《建築指導課》

令和３年度の開発行為（1,000 ㎡以上）の件数は15件でした。

○道路の整備状況《道路建設課・都市計画課》

現在、市内には市道のほか県道や国道の予定も含めて都市計画道路が44路線あり、そのうち21路線について整備済みになっています。

令和３年度末の市道の実延長は約1,531 kmあり、幅員4 m以上で、かつ、排水施設が整備されている（改良済）道路の延長は、約48%に当たる約741 kmです。

表 3-3-9 都市計画道路整備状況（令和３年度末）

路線	幅員（m）	都市計画決定			土浦市域内		
		決定延長（m）	整備済延長（m）	整備率	決定延長（m）	整備済延長（m）	整備率
44 路線	12.0～32.5	128,600	83,973	65.3%	101,035	64,458	63.8%

表 3-3-10 市道整備状況（令和３年度末）

		路線数	実延長	改良済		舗装済		歩道	
				延長（m）	比較	延長（m）	比較	延長（m）	比較
市道	一級	56	103,295.76	87,928.59	85.12%	103,290.29	99.99%	46,891.00	45.39%
	二級	35	52,628.36	41,347.66	78.57%	51,927.39	98.67%	11,929.67	22.67%
	小計	91	155,924.12	129,276.25	82.91%	155,217.68	99.55%	58,820.67	37.72%
	その他	6,856	1,375,046.78	612,190.17	44.52%	1,042,321.44	75.80%	71,354.97	5.19%
合計		6,947	1,530,970.90	741,466.42	48.43%	1,197,539.12	78.22%	130,175.64	8.50%

※改良済…道路・踏切 幅員4.0 m以上の舗装道路
トンネル・橋梁 幅員3.5 m以上の舗装道路

○道路交通環境の整備状況《生活安全課》

道路交通の安全と円滑を確保するため、交通事故防止対策として、交通事故多発場所などに、各種交通安全施設の設置を進めているほか、駐車場対策として共同住宅や中高層建築物への駐車場の附置の指導など関係機関との緊密な連携のもと、効果的に交通環境の整備を図っています。

さらに、歩行者・車両の通行の支障となり、景観の妨げにもなる放置自転車対策として、平成４年度に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定するとともに、土浦駅周辺などに自転車駐車を整備しています。

表 3-3-11 各駅周辺の自転車駐車場（令和３年度末）

名 称	場 所	収容台数 自転車/原付	供用開始日
土浦駅東口第1自転車駐車場	有明町2番	234 / -	H5.4.1
土浦駅東口第2自転車駐車場	有明町2番	206 / 28	H5.4.1
土浦駅東口第3自転車駐車場	有明町2番	- / 100	H5.4.1
土浦駅東口第4自転車駐車場	有明町2番	132 / -	H5.9.1
土浦駅西口第1自転車駐車場	大和町2番	107 / 85	H21.4.1
土浦駅西口第2自転車駐車場	川口一丁目4番	155 / -	H6.4.1
土浦駅西口地下自転車駐車場	大和町9番	1,268 / -	H9.10.1
神立駅西口自転車駐車場	神立中央一丁目1番	576 / 20	R2.2.1

〇人にやさしいまちづくり事業の状況《社会福祉課》

平成 11 年度に「みんなのやさしさが 響きあうまち つちうら」を基本理念に掲げる「人にやさしいまちづくり計画」を策定し、同計画に定める次の 5 つの基本方針に基づき、バリアフリー化を進めています。

これまで公共施設の整備については、公共施設（市の施設）整備プログラムに基づき、短期（5 年）・中期（10 年）を緊急的な整備として進めてきましたが、平成 22 年度をもって終了いたしました。長期（20 年）計画については、大規模改修又は建替を伴うものであり、年次計画を立てることが困難であることから、各施設管理担当課の個別計画の中で取り組んでいます。

基本方針

- ①すべての人が使いやすい施設
- ②生活に身近な場所が歩きやすいまち
- ③利用しやすい交通環境の充実
- ④わかりやすい情報の提供
- ⑤いろいろな要望への支援体制の充実

施策の実施状況

ー開発の指導ー《環境保全課・都市計画課・建築指導課・農業委員会事務局》

大規模な開発等に対しては、都市計画法等や開発行為に関する指導要綱に基づき指導するとともに、地区計画の決定や建築協定の締結による良好なまちづくりの促進を行っています。また、「農地法」や「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」により、適正な土地の形質の変更等について指導しています。

ー道路の整備ー《道路建設課》

令和 3 年度は、都市計画道路の整備計画を進めるほか、市道 2,315.5 m の改良を行いました。

ーバリアフリー特定事業計画ー《都市計画課》

平成 22 年 3 月にバリアフリー特定事業計画を策定し、平成 27 年 3 月には計画の見直しを行い、面的、連続的なバリアフリー化を図り、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指しています。見直し後の計画では 139 の事業を位置付け、令和 3 年度には、神立駅東口広場内の乗降場や駅周辺を案内する触知案内板を設置するなど、バリアフリー化事業を総合的に推進しています。

ー道路交通環境の整備ー《生活安全課》

各種の道路交通環境の整備を進め、交通安全施設の新設を行いました。

表 3-3-12 交通安全施設整備状況（令和 3 年度末）

交通安全施設	設置数
カーブミラー	3,560
スクールゾーン電柱標識	877
赤色回転灯	63

表 3-3-13 交通安全施設新規設置数（令和 3 年度末）

交通安全施設	新規設置数
カーブミラー	29
路面標示	19

(4) きれいで清潔なまちをつくろう

概況

空き地など管理されていない土地がまちの景観を悪化させる要因となっています。

また、不法投棄やポイ捨てによるごみの散乱、ペットのふん害など、マナー・モラルの低下によりまちの美観が損なわれています。

清潔で快適な環境を確保するため、平成6年に「土浦市さわやか環境条例」を制定し、ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組んでいます。

○不法投棄の状況《環境衛生課》

不法投棄の新規発生件数（軽微な物を除く）は、近年、10件前後の件数で推移しています。不法投棄物については、建築系廃棄物や廃家電・タイヤ等が多く、特に農地や山林等の民家の少ない場所で比較的規模の大きな不法投棄がなされる傾向があります。

表 3-3-14 不法投棄新規発生件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	6	8	9	9	14	7	9	11



不法投棄状況

施策の実施状況

一不法投棄対策一《環境衛生課》

県（茨城県廃棄物対策課、県南県民センター環境・保安課）と連携して、市民や事業者に対して理解と協力を呼びかけ、不法投棄の未然防止に努めています。また、広報紙やホームページでの広報活動、禁止看板の配布を行っているほか、市職員やさわやか環境推進員による巡回パトロールを実施し、不法投棄の早期発見・早期対応を図っています。

市民の方に不法投棄の現状を知ってもらい、不法投棄防止に向けた普及啓発活動を推進していくため、ごみのポイ捨てや不法投棄された箇所を示した「不法投棄マップ」を作成しています。毎年、市民の方の情報提供等をもとに内容の見直しを行い、公表しております。

一霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦一《環境衛生課》

霞ヶ浦問題協議会の一員として昭和49年3月から、霞ヶ浦等の水質浄化と水辺環境の美化を目的として、霞ヶ浦・北浦流域の市町村と歩調を合わせ、流域町内会、企業及び漁業協同組合などの協力を得て、霞ヶ浦や流域河川のごみの回収を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。



霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

－関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）－《環境衛生課》

毎年6月は、「環境月間」となっており、その一環として5月30日前後の日曜日を環境美化運動の日（ごみゼロの日）と定め、様々な環境美化キャンペーンが実施されます。市においても各町内会における一斉清掃活動や、新治地区内の観光道路であるパープルラインの沿道清掃の実施など市民の積極的な参加のもと、市内全域で道路などに散乱するごみを回収し、清潔で快適な環境づくりに努めています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

－空き地管理の指導－《環境衛生課》

空き地などの雑草の除去や害虫の駆除は所有者等が行わなければなりません。管理が適切に行われていない空き地の所有者等に対し、土浦市さわか環境条例に基づく適切な管理の指導を行っています。

また、遠隔地に住んでいるなど、自分で草刈り等ができない所有者等に対しては、委託による草刈り等を受け付けています。

－花いっぱい運動－《市民活動課》

花づくりをとおり地域のつながりを深めるとともに、美しいまちづくりを進めることで自分たちの地域に愛着を持ってもらうことを目的として、子ども会や町内会などに花の苗を配布しています。令和3年度は202団体に対し、サルビアとマリーゴールドの苗の配布を行いました。

また、花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域・団体・職場・学校を表彰する、花いっぱい運動コンクール（主催：まちづくり市民会議）を実施しました。



花いっぱい運動実施状況

4 地球環境

(1) 二酸化炭素の排出が少ないまちをつくろう

概況

地球は、太陽からのエネルギーを受け地表が暖められ、地球を取り巻く大気により、その平均気温を14℃に保っています。本来、地表からは大量の赤外線が放出されますが、この赤外線の一部を大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、赤外線の一部を地表へ再度放射します。この働きは温室効果と呼ばれ、地球の気温を上げ、一定に保つ大きな役割があります。温室効果がなかった場合、地球は氷点下の惑星となります。昨今の地球温暖化問題は、この温室効果ガスが増加したことにより赤外線の再放射量が増加し、地表の平均気温が急激に上昇し続けていることを指します。地球温暖化を含む地球規模の気候変動は、自然環境やわたしたちの生活に大きな影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。

地球温暖化防止に向けた関心は、国際的に高まり、平成27年12月に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において「パリ協定」が採択され、各国での着実な対策の推進が求められました。しかし、平成30年に受諾されたIPCCの特別報告書では、気温上昇のリスクを抑えるには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要があり、社会のあらゆる側面で前例のない移行が必要とされています。

こうした中、本市では、令和元年度に、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画を策定しました。市域の温室効果ガスの排出量の現状を踏まえ、新たな削減目標を定めるとともに、これまで取組んできた温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、気候変動による悪影響に備える「適応策」についても盛り込みました。

また、令和2年7月に「廃棄物と環境を考える協議会」において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明するとともに、令和3年2月には、ゼロカーボンシティを表明した市区町村で構成される「ゼロカーボン市区町村協議会」に加盟しました。

〇電力の状況

市内での電気使用量については、電力の自由化拡大のため平成16年度より非公表となっていますが、平成15年度までは年々増加する傾向にありました。家庭での消費が主体となる「一般用電力」の消費については、1家庭（1口）当たりの消費量はほぼ変化がないものの、契約口数は増加していました。

また、事業者の消費が主体となる「動力用電力」の消費量も大きくなっていました。こちらは反対に契約口数が停滞しているにもかかわらず、1事業所（1口）当たりの消費量が平成13年度以降増加し、それに伴う総消費量が増加していました。

〇都市ガスの状況

市内の年間都市ガス消費量をみると、平成28年度までは増加傾向が見られ、平成29年度から減少しておりましたが、令和3年度は33,615千m³となり、増加しました。

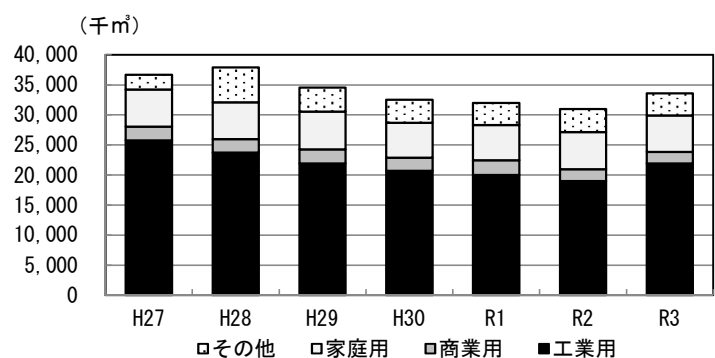


図3-4-1 都市ガス消費量（東部ガス(株)茨城南支社）

○上水道の状況《水道課》

市の年間水道給水量の推移をみると、概ね横ばいとなっており、令和3年度は13,512千 m^3 となっています。

家事用に対する市民1人当たりの給水量は、令和3年度は年間75 m^3 /人となっており、市民1人が1日に使用する上水の量は約205Lとなっています。

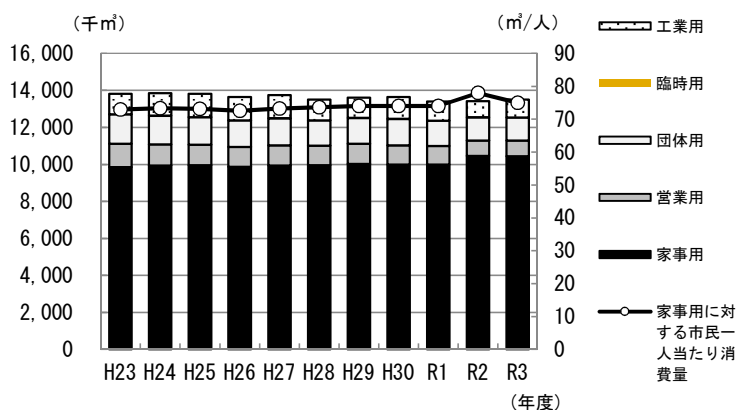
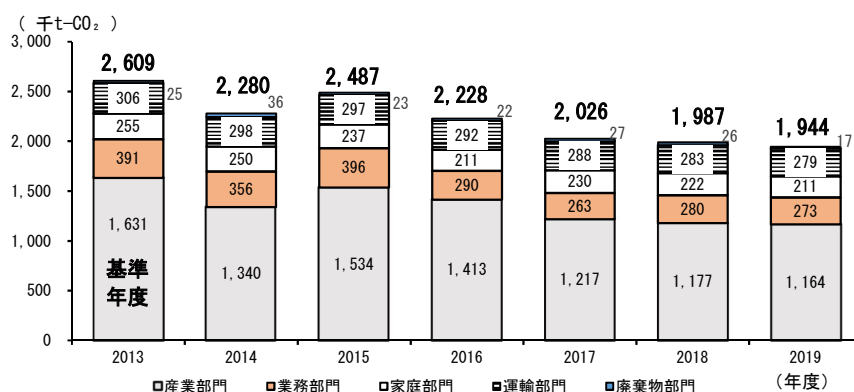


図 3-4-2 水道給水量

○市域全体の温室効果ガスの排出状況《環境保全課》

環境省が公表している「部門別 CO_2 排出量の現況推計値」によると、本市全体から排出される温室効果ガスは、令和元（2019）年度で1,944千 t-CO_2 とされています。本市の排出量の内訳は製造業、建設業を含む産業部門が最も多く、全体の約6割を占めています。

他市町村との比較では、令和元年度の排出量は、県内市町村中6番目に排出量が多くなっています。



No	市町村	排出量 (千 t-CO_2)
1	神栖市	3,371
2	古河市	2,848
3	日立市	2,805
4	ひたちなか市	2,657
5	つくば市	1,957
6	土浦市	1,944

令和元年度排出量の順位

図 3-4-3 土浦市における温室効果ガス排出量の推移と県内市町村比較

※グラフ、表ともに環境省「部門別 CO_2 排出量の現況推計値」より作成

施策の実施状況

一住宅用環境配慮型設備導入事業費補助事業—《環境保全課》

うるおいとやすらぎのある「まち」の創造と地球環境の保全を目的として、住宅用環境配慮型設備を導入する方に補助を行っています。平成28年度までは、住宅用太陽光発電システムと高効率型給湯器等を対象とし、平成29年度からは、「茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金」の予算に基づき、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電システムを対象に補助を実施していました。令和3年度からは太陽光発電設備と連携している蓄電システムを対象に補助を実施し、28件の補助を実施しました。

ー公共施設の省エネ化ー《環境保全課・教育総務課》

省エネ法に基づくエネルギー使用合理化のための中長期計画書に基づき、市役所のエネルギー対策を推進しています。

表 3-4-1 新エネルギーの導入状況（令和 3 年度末）

	施設名	種類	システム容量等	設置
1	神立コミュニティセンター	太陽光発電	街路灯	平成 13 年度
2	余熱利用施設ながみね	太陽光発電	10 kW	平成 15 年度
3	ハイブリッド発電灯	太陽光＋風力発電	街路灯	平成 16 年度
4	真鍋小学校	太陽光発電	10 kW	平成 16 年度
5	ポプラ児童館	太陽光発電	5.09 kW	平成 17 年度
6		太陽光＋風力発電	街路灯（234 W）	平成 17 年度
7	鶴沼公園	太陽光発電	街路灯×5	平成 22 年度
8	乙戸沼公園	太陽光発電	循環器×3	平成 22 年度
9	大岩田小学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
10	都和南小学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
11	乙戸小学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
12	菅谷小学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
13	土浦第六中学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
14	都和中学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
15	新治学園義務教育学校	太陽光発電	20 kW	平成 22 年度
16	東小学校	太陽光発電	20 kW	平成 23 年度
17	中村小学校	太陽光発電	20 kW	平成 23 年度
18	土浦第一中学校	太陽光発電	20 kW	平成 23 年度
19	土浦第三中学校	太陽光発電	20 kW	平成 23 年度
20	新治総合福祉センター	太陽熱温水器	84 m ²	平成 23 年度
21	老人福祉センター「つわぶき」	太陽熱温水器	64 m ²	平成 24 年度
22	土浦第二中学校	太陽光発電	20 kW	平成 24 年度
23	土浦第二小学校	太陽光発電	20 kW	平成 25 年度
24	土浦第四中学校	太陽光発電	20 kW	平成 25 年度
25	土浦小学校	太陽光発電	50 kW	平成 25 年度
26	新治地区公民館	太陽光発電	44 kW	平成 25 年度
27	新治消防署	太陽熱温水器	4 m ²	平成 25 年度
28	荒川沖消防署	太陽熱温水器	4 m ²	平成 26 年度
29	土浦市本庁舎（ウララ）	太陽光発電	80 kW	平成 27 年度
30	下高津小学校	太陽光発電	20 kW	平成 27 年度
31	荒川沖小学校	太陽光発電	20 kW	平成 27 年度
32	右籾小学校	太陽光発電	20 kW	平成 27 年度
33	神立消防署	太陽熱温水器	4 m ²	平成 27 年度
34	土浦消防署	太陽光発電	30 kW	平成 27 年度
35	土浦第五中学校	太陽光発電	20 kW	平成 28 年度
36	都和小学校	太陽光発電	30 kW	平成 28 年度
37	神立小学校	太陽光発電	20 kW	平成 28 年度
38	土浦市営斎場	太陽光発電	35 kW	平成 28 年度
39	新治学園義務教育学校	太陽光発電	20 kW	平成 29 年度

表 3-4-2 省エネ改修の状況（令和 3 年度）

施設名	内容	備考
各小・中学校・義務教育学校	既存の照明器具の蛍光灯を LED に交換	10 年間賃貸借
亀城公園	亀城公園園路灯の LED 化工事	35 基

一環境対応車の導入－《管財課》

公用車への環境対応車の導入を進め、令和3年度は9台の環境対応車を導入しました。

表 3-4-3 環境対応車の導入状況

年 度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
環境対応車	電気自動車											
	ハイブリッド車		1	1	2				1			7
	低排出ガス認定車かつ低燃費車	9	8	13	13	17	10	5	5	9	6	2

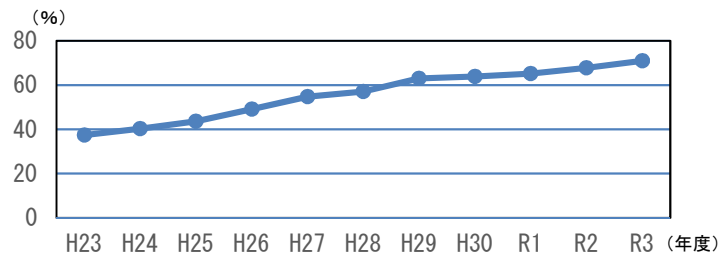


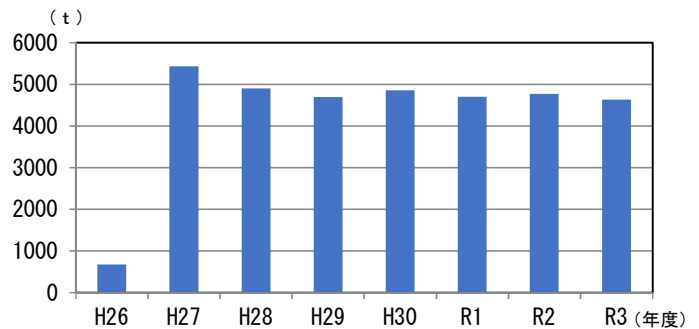
図 3-4-4 全公用車に占める環境対応車の割合 (令和3年度末)

一生ごみメタン発酵・堆肥化事業の支援－《環境保全課・環境衛生課》

バイオマスタウン構想に基づく、民間事業者によるメタン発酵・堆肥化施設建設事業の支援を、平成22年度から行っています（国の地域バイオマス利活用交付金を利用）。平成24年3月に施設が完成し、試験運転の後7月から本格稼働し、市民から回収した生ごみ等を処理しています。



メタン発酵・堆肥化施設 日立セメント(株)



※ 平成24年7月から処理開始。
平成27年度から市内全域で生ごみ分別収集が開始。

図 3-4-5 市民から回収した生ごみの処理量

一土浦市地球温暖化防止総合サイト つーチャンネルの運営－《環境保全課》

平成21年度に策定した土浦市地球温暖化防止行動計画の取組を推進するため、計画の内容や地球温暖化防止の取組に関するお知らせ・情報を案内するホームページを平成22年度から開設しています。

一緑化の推進－《環境保全課》

地球温暖化対策の一環として、夏の省エネルギー対策に有効な緑のカーテンを一般家庭や公共施設、事業所等に普及させる取組を行っています。平成25年度から土浦市環境基本計画推進協議会が主体となって「グリーンカーテンコンテスト」を実施しています。令和3年度の応募数は、家庭部門15件、事業所部門12件、公共施設部門23件でした。



令和3年度 公共施設部門 特別賞

一土浦市地域公共交通網形成計画－〈都市計画課〉

マイカー普及により公共交通機関の利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなる一方で、交通弱者といわれる高齢者・学生等の移動手段を確保する必要がある、そのうえでも、公共交通の果たす役割は大きいものとなります。

これらの問題や課題に対応するほか、まちづくりと連携を図りながら、各公共交通が役割分担と連携強化による持続可能な公共交通網の形成を推進し、地域特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちを目指すため、令和４年３月に「土浦市地域公共交通計画」を策定し、計画に基づく施策を進めていきます。

・ノンステップバスの導入促進

バス事業者やバス貸与事業者が、高齢者や体の不自由な方が乗降しやすい低床バス（ノンステップバス）を購入した際に補助を行っています。



ノンステップバス

・コミュニティ交通の導入

公共交通不便地域の解消のため、地域、住民の主体のもと、基幹的交通である鉄道や路線バスを補完するコミュニティ交通の試験運行を平成２３年１０月から平成２６年３月まで実施しました。また、当試験運行の結果を踏まえて、「コミュニティ交通導入の手引き」を作成し、コミュニティ交通導入のための環境を整え、公共交通不便地域の解消を図っています。

・公共交通案内ホームページの開設

公共交通の運行内容を周知するため、鉄道ダイヤ、バス路線及びダイヤ、その他公共交通に関する内容を掲載した公共交通案内ホームページを平成２３年４月から開設しています。

・公共交通案内ガイドブック（点字版含む）の作成

公共交通の運行内容を周知するため、鉄道ダイヤ、バス路線及びダイヤ、その他の公共交通に関する内容を掲載した公共交通案内ガイドブックを平成２３年４月に作成し、その後も更新を行っています。

また、点字利用者に対しても、市内３駅のバス時刻を掲載したガイドブックを平成２３年２月に作成し、その後も更新を行っています。

・路線案内板の設置

バスの乗り場案内や路線図、ダイヤを表示する路線案内板を、平成２３年度に土浦駅及び荒川沖駅に設置しています。

また、土浦駅に関しては平成２８年度に行った西口バス乗り場の改修に伴い、総合案内板を設置しています。

・市民モニターによるバス評価制度の実施

バス事業者のサービス向上のため、市民モニターを募集し、運転手の運転技術や接客態度等についての評価を平成２２年度から毎年度実施しています。

（２）地球規模で考え、できることから行動しよう

ア 地球温暖化対策

概況

私たちの生活や事業活動に伴うエネルギーの使用は、地球規模の問題へとつながっていることを認識し、エコライフ、エコビジネスに努める必要があります。

地球温暖化対策、エネルギー問題は新たな局面を迎えており、今後の動向を注視していく必要がありますが、できることから行動を起こしていくことが重要です。

施策の実施状況

ーエコオフィス活動ー《環境保全課》

「土浦市役所環境保全率先実行計画」の取組に基づいて、市役所内のエコオフィス活動を実施しています。平成 17 年度からは、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス 6%」（平成 26 年 3 月からは「Fun to Share」）に参画し、「COOL CHOICE」などの取組を行っています。

ーノーマイカーウィーク・パーフェクトノー残業デー・自転車通勤推奨期間ー《政策企画課・環境保全課》

平成 20 年 8 月からエコオフィスデーを設け、毎週水曜日をノー残業デー、第 4 水曜日をノーマイカーデー及びパーフェクトノー残業デー、各所属がそれぞれ独自に取り組むプラスワン活動を実施していました。

平成 25 年 1 月からは、これまでと同様の毎週水曜日をノー残業デー、第 4 水曜日をパーフェクトノー残業デーとし、毎月第 4 週をノーマイカーウィークとして活動を実施しています。

また、自転車通勤をしやすい気温である 4 月、5 月、6 月、9 月、10 月の第 4 週を「自転車通勤推奨期間」とし、自転車通勤を推奨しています。

さらに、平成 28 年 4 月に、市はエコ通勤優良事業所として、公共交通利用推進等マネジメント協議会に認証登録されています。

ーCOOL BIZ・WARM BIZー《環境保全課》

エアコンの温度を適正な室温になるよう設定し、夏の軽装、冬の重ね着など、服装の工夫による省エネ活動に取り組んでいます。土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーちゃん」を使用したオリジナルクールビズポロシャツを作製し、啓発に取り組んでいます。

ーエコドライブ普及啓発事業ー《環境保全課》

市民及び職員のエコドライブを促進するため、平成 23 年度にエコドライブシミュレーターを購入しました。イベント等でのエコドライブ体験講習や、職員のエコドライブ研修等で活用しています。

ー「プラスチック・スマート」キャンペーンー《環境保全課》

環境省が世界的な海洋プラスチックのごみ問題解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを推し進めるために立ち上げた「プラスチック・スマート」キャンペーンに、令和3年3月に参加登録しました。

令和4年3月には、地球温暖化防止の啓発活動の啓発品として作成した紙製クリアファイルを登録しました。



紙製クリアファイル

イ オゾン層の破壊

概況

地球上の生命は、太陽からの有害な紫外線 (UV-B) をオゾン層が吸収することにより守られていますが、南極上空では、オゾン層が極端に薄くなる現象 (オゾンホール) が観測されるようになり、皮膚ガンの増加など人体への影響が懸念されています。

オゾン層の破壊は、エアコンや冷蔵庫の冷媒、スプレーの充填剤に使用されていた人工化学物質である CFC (クロロフルオロカーボン) などのフロンを大気中に放出したことが原因となっています。そこで、オゾン層の保護のための「モントリオール議定書 (昭和 62 年採択)」を受け、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法、昭和 63 年制定)」に基づき、フロンの製造・輸入に関する規制を行うことで令和2年までにフロンを全廃することが定められました。

また、フロンの代替物質として使用されている HFC (ハイドロフルオロカーボン) などのフロン類は、オゾン層は破壊しない物質ということで代替が進みましたが、地球温暖化を促進する物質であることが分かり、新たな代替物質の検討を進めるとともに、充てんされた機器から大気中に漏出させないように管理することが必要です。

このため、業務用製品については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法、平成 13 年制定)」により、業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器などでフロン類が充填されているものを「第一種特定製品」と規定し、これらの機器の廃棄等に当たっては、フロン類を機器から回収することが義務付けられました。しかし、フロン類は経年劣化等により使用時にも漏えいしていることから、平成 25 年 6 月に改正され、平成 27 年 4 月施行により名称が改められた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」により、新たに適切な機器管理 (定期点検等) が義務付けられています。

また、一般家庭用の製品については、エアコンや冷蔵庫は、「特定家庭用機器再生品化法 (家電リサイクル法、平成 10 年制定)」に従い、廃棄する必要があります。

自動車のエアコン中のフロン類については、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法、平成 10 年制定)」により、回収が義務づけられています。

施策の実施状況

ーフロンの回収ー《環境衛生課》

平成 13 年 4 月から、家電リサイクル法の施行により、家電リサイクル法対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) については、排出者が自ら、製造業者、対象家電取引協力店、専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導しています。

5 人づくり

(1) 環境について知り、学び、情報を共有しよう

概況

霞ヶ浦の水質汚濁や地球温暖化に見られるように、日常の市民生活や通常の事業活動が環境に大きな負荷を与えている現状があり、これらの環境問題を解決していくためには、そのことに私たちが気づくことが必要です。そして、私たちを取り巻く環境問題に対して理解を深め、正しい認識と知識を持つための環境教育・環境学習と、共通理解として情報を共有するための場づくりが重要です。インターネットの普及により急速に情報化が進み、容易に環境情報が収集できるようになる一方、膨大な情報の中から正しい情報を取捨選択するリテラシー能力も必要となっています。

各小・中学校では、発達段階に応じて生活科・社会科・理科・家庭科等の教科や道徳・特別活動など学校の教育活動全体を通じて、「環境から学ぶ」、「環境について学ぶ」、「環境のために学ぶ」を視点に環境教育が行われています。特に「総合的な学習の時間」においては、市内の自然環境や環境を守る施設等を活用しながら、児童・生徒が身近な環境問題について調べていく活動を積極的に行っています。学校以外でも、子どもたちを対象とした環境教育や、市民の生涯学習として、出前講座などによる環境教育や環境学習の機会の提供などを行っています。

また、平成 17 年 4 月にオープンした茨城県霞ヶ浦環境科学センターは、環境保全に関する調査研究に取り組むとともに、霞ヶ浦をはじめとする身近な環境の問題について、楽しみながら体験を通じて知識を深められる、環境学習や市民活動の拠点として利用されています。

施策の実施状況

ー消費生活展ー《消費生活センター》

消費生活に関する知識の普及および消費者問題の各種情報の提供を目的として、市と土浦市消費生活連絡協議会の共催で開催しています。消費者団体や事業者、行政による活動紹介や環境に配慮した製品のパネル展示等を行っています。

令和 3 年度は、土浦市環境展と同時開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

ー湖上セミナーー《環境保全課》

市民を対象に、霞ヶ浦周辺施設の見学や霞ヶ浦湖上で水質検査などを実体験することにより水質浄化意識の啓発を図ることを目的として、霞ヶ浦湖上での透明度検査・COD パックテスト・プランクトンの観察及び霞ヶ浦周辺施設での体験などを実施するセミナーを、平成 21 年度から実施しています。

令和 3 年度は 1 回実施し、19 名の参加がありました。

ー桜川エコアドベンチャーツアーー《環境保全課》

市内の小学生とその保護者を対象とした、体験型の講座です。宝篋山の湧水の探索や筑波山の沢での生物観察、桜川中流域での水遊びなどをおして、水に直接触れながら、上流から下流に至る過程での水の使われ方や水の汚れの変化を観察し、最後に霞ヶ浦の水と比較することにより、水の大切さと水質浄化意識の醸成を図ることを目的としています。

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、湧水探索コースを 1 回のみ実施し、15 名の参加がありました。



令和3年度桜川エコアドベンチャーツアー

－小学生水の情報交流会－《環境保全課》

市内の小学生を対象に、身近な水環境に関する実験や、学校間の交流、専門家による水環境学習をとおして、命を育む水の大切さや水の役割を理解し、水を守る心を養い、水を守る行動ができる人間の育成を図ることを目的として、平成12年度から開催しています。

令和3年度は、1回実施し、21名の参加がありました。

－中学生水環境研修会－《環境保全課》

市内の中学1、2年生を対象に、小学生時に体験した実践的な体験学習を、中学生へと継続させることで環境に対する意識の向上を図り、講師による講話や水質分析実験をとおして、学校間の情報交流や、環境ネットワークの構築を図ることを目的として、平成20年度から開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

－目指せ「霞ヶ浦ドクター」養成講座－《環境保全課》

市内の小学4年生を対象に、希望する学校に出向き（出前方式）、クラス単位で水の大切さや霞ヶ浦の現状について講義及び水質分析実験を行い、身の回りの環境についての関心や水質浄化への意識を持たせ、環境に対する意識の醸成を図ることを目的として平成22年度から開催しています。

小学4年生では、水環境についての授業が行われることから、本講座とタイアップすることで、水環境に対する理解をより深められることを期待しています。

令和3年度は、4校で実施し、計252名の参加がありました。

－高校生霞ヶ浦ミーティング－《環境保全課》

平成30年10月に第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）が茨城県で開催され、本市では、霞ヶ浦及び流域環境で取り組む高校生、市民団体などの各主体が共通の「霞ヶ浦の将来像」を見出すことを目標に「サテライトつちうら」を開催しました。

その開催を契機として、市内の高等学校に通学する高校生を対象に、水環境に関する意識向上と、霞ヶ浦を誇りに思う郷土愛醸成を図るため、第17回世界湖沼会議のテーマでもあった「持続可能な生態系サービス（自然からの恵み）」に基づき、「霞ヶ浦の将来像」について考え、発信する場を設けることを目的とし、令和元年度から開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

ーこどもエコクラブー《環境保全課》

平成7年度に環境省が始めたこどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

令和3年度現在、市内で2団体76名の子どもたちが参加しています。

ーつちまるエコキッズクラブー《環境保全課》

市内の小学生と保護者を対象に、市周辺で開催される環境学習や自然体験に積極的に参加し、環境や自然を大切に思う心を養い、郷土愛の醸成を図ることを目的としたクラブです。市周辺で実施される環境学習事業等（行政が主催団体として関係しているもの）の情報を収集し、会員に情報提供（メール配信）を行っています。

令和3年度現在、806名が会員登録しています。

ー出前講座の実施ー《環境保全課》

市内の小学校や、団体が希望する場所に出向き（出前方式）、主に地球温暖化に関する講義とリサイクル工作（廃ガラスアート・手形づくり）を組み合わせた講座を行っています。

令和3年度は21件実施し、講義と廃ガラスアート工作を10件、講義と手形づくりを9件、講義のみを2件、計1,050名の参加がありました。

ー自然観察会ー《環境保全課（土浦市環境基本計画推進協議会）》

市民を対象に、自然と触れ合いながら、環境の大切さや環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として、ゲンジボタル観察会や星の観望会を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

ーごみ減量・リサイクル推進キャンペーンー《環境衛生課》

ごみ減量・資源リサイクルの方法に関する情報提供や、生ごみ処理容器等の展示・使用説明、啓発用の冊子や物品の配布、ポスターの掲示等を行い、市民のごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

ーグリーンフェスタつちうらー《都市整備課》

緑化の推進を図るため、グリーンフェスタつちうらを10月に行っています。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、緑化に関心を持っていただけるよう、土浦駅西口ペDESTロリアンデッキへの植込みの設置や市ホームページに「花のアレンジ手法」、「緑を増やす大切さ」等を紹介しました。

ー土浦市人材バンクー《生涯学習課》

市民相互の自発的学習活動を支援するとともに、多様な学習機会の提供のため、人材バンク制度を設けています。

令和3年度は、6分野に42名の講師が登録されました。

1 家庭・生活・地域	2 健康・スポーツ	3 芸術・文化
4 趣味・稽古	5 語学・国際理解	6 資格・技術

ーいきいき出前講座ー《生涯学習課》

市職員等が講師となり、行政の仕組みや事業の内容について説明・講義等を行う「いきいき出前講座」を実施しています。

令和3年度は、10分野100種類の講座を設けました。

1 生活	2 環境	3 福祉	4 健康
5 防災・安全	6 まちづくり	7 産業	8 教育
	9 文化	10 行財政	

ー環境教育推進事業ー《指導課》

エネルギーの大切さ、環境の大切さを体感しながら学ぶことにより、幼児・児童・生徒が主体的に環境保全に取り組む意識を高めるため、環境教育推進事業を推進しています。太陽光パネルを設置した学校における発電量等を表示する装置を活用した環境教育の実践や、専門家等による環境保全に関する出前講座の実施などを行っています。

令和3年度は、各学校、各園において「霞ヶ浦ドクター」・「廃ガラスアート工作」・「手形づくり」等の講座が行われたほか、節電・省エネルギーの実践としてグリーンカーテンの作成や、霞ヶ浦の水質保全に向けた水質調査等の活動が行われました。

ー環境情報の収集・発信ー《環境保全課・環境衛生課》

環境関連の最新の情報を収集し、広報紙やホームページで随時情報を発信しています。

(2) 各主体が各場面で連携し、行動しよう

概況

様々な原因が複雑に関係しあっている今日の環境問題を解決していくためには、市の地域社会を構成する市民、団体、事業者などの各主体が連携し、それぞれの役割を適切に分担して協力する緊密なパートナーシップによる「協働」の取組が必要不可欠です。さらに、各主体が、家庭、学校、職場、地域などの様々な生活の場面において環境保全行動を実践していくことが求められています。

本市においても町内会などコミュニティ組織のほか、いくつかの市民団体や事業者団体が組織され、協働による環境保全等の取組が行われています。令和2年12月に実施した「土浦市環境アンケート」の調査結果は、平成27年に実施した調査結果と比較して、市民・事業者ともに環境に対する行動や意識はほとんど変わらない結果となりました。今後も更なる環境保全行動の定着を図るべく取組を実施していくことが重要です。

○まちづくり市民会議・各地区市民委員会《市民活動課》

まちづくり市民会議では、今日の環境問題を解決していくために、環境基本計画に基づき、行政・事業者と協働・連携の下、ごみ減量及び資源リサイクルを推進する運動など地域住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するための運動を推進しています。

また、各地区市民委員会環境部において、ごみの減量化・資源化運動やグリーンカーテンの実践・普及活動、花いっぱい運動・地区内清掃などの環境美化、水質浄化運動、行政による出前講座の開催や、環境施設見学会等による啓発活動を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小して実施しました。

表 3-5-1 各地区市民委員会環境部の事業（令和3年度）

地区	事業内容	事業の概要
一中地区	花いっぱい運動への参加	プランター整備、花苗・種・肥料配布
二中地区	花いっぱい運動・グリーンカーテン運動	花苗の定植とグリーンカーテンの設置
三中地区	グリーンカーテンの設置	朝顔等のグリーンカーテン設置
	花いっぱい「花壇づくり」	花壇に花苗を植栽
	わいわいウォーキング&ごみ拾い	ごみ拾いを兼ねたウォーキング
四中地区	花壇整備	花壇花植え
	花いっぱい事業	花苗配布
五中地区	花いっぱい運動の推進	花苗の植え付け、水やり
六中地区	花いっぱい運動	花壇・プランターの花苗植え他
都和地区	花壇の整備・管理	土づくり、花壇の移殖、水やり、草取り
	清掃活動	公民館周辺のゴミ拾い
新治地区	花いっぱい運動	プランターの花苗植え
	環境美化活動	新治地区周辺の環境美化活動

○土浦市環境基本計画推進協議会《環境保全課》

土浦市環境基本計画推進協議会は、市の環境基本計画に位置付けられた市民や事業者の取組を推し進めていくため、各地区の市民委員会の環境部や市民団体、事業者団体等により、平成14年度に組織され、活動を行っています。全体会と役員会、3つの部会（循環型社会形成部会、自然共生・まち部会、参加・学習部会）に組織を細分化し、市民や事業者の役割分担や取組の具体化について話し合うとともに、土浦市環境展や自然観察会等を開催し、環境基本計画の推進を図っています。

○土浦市家庭排水浄化推進協議会《環境保全課》

土浦市家庭排水浄化推進協議会は、霞ヶ浦の水質の現状について市民の理解と認識を深め、家庭排水の処理を推進することで水質浄化を図り、市民の健康を守り生活の向上に寄与することを目的とし、昭和54年3月にその前身である「土浦市粉石けん使用運動推進協議会」を設立しました。その後、昭和58年6月に現在の「土浦市家庭排水浄化推進協議会」に名称を改められ、市と協働で様々な浄化啓発活動を行い現在に至っています。組織は、土浦市地区長連合会、土浦市消費生活連絡協議会、土浦市まちづくり市民会議の3団体によって構成されています。

○環境問題地区懇談会《環境衛生課》

地区における環境活動の円滑化と活性化を図るため、地区公民館において、中学校地区ごとに地区長、市民委員会委員長・副委員長、環境部長・副部長、さわやか環境推進員を対象として、行っています。

○さわやか環境推進員《環境衛生課》

地域における生活環境の維持向上を目的として、地区長から推薦を受けた方を市長が委嘱しています。市と地域市民のパイプ役として、ごみの減量・分別や町内一斉清掃などへの協力や、不法投棄や悪臭・水質汚染などについて市への通報を行っています。

○土浦エコパートナー協定《環境保全課》

市内に事業所を有し、市域における温室効果ガス排出量の削減及びごみの減量等に率先して取り組む事業者と「土浦エコパートナー協定」を締結し、協働による脱炭素社会づくり及び循環型社会づくりを推進しています。令和3年度末現在、34社と締結しています。

表 3-5-2 土浦エコパートナー協定締結事業者

R4. 3末現在			
No.	事業所名	所在地	締結時期
1	株式会社 I J T T	土浦市北神立町4番地2	H25. 2
2	イオンリテール株式会社	土浦市上高津367番地	H25. 2
3	茨城県厚生農業協同組合連合会	土浦市おおつ野四丁目1番1号	H25. 2
4	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市西郷地1703	H25. 2
5	関東スチール株式会社	土浦市大畑580番地	H25. 2
6	栗田アルミ工業株式会社	土浦市北神立町4番地5	H25. 2
7	株式会社ジョイフルアスレティッククラブ	土浦市中村南四丁目11番7号	H25. 2
8	株式会社ジョイフル本田	土浦市富士崎一丁目16番2号	H25. 2
9	株式会社常陽銀行	土浦市中央二丁目16番9号	H25. 2
10	株式会社スーパーマルモ	土浦市神立中央二丁目3番5号	H25. 2
11	株式会社筑波銀行	つくば市竹園一丁目7番	H25. 2
12	中川ヒューム管工業株式会社	土浦市真鍋一丁目16番11号	H25. 2
13	日立建機株式会社	土浦市神立町650番地	H25. 2
14	株式会社日立インダストリアルプロダクツ機械システム事業部	土浦市神立町603番地	H25. 2
15	ボッシュ・レックスロス株式会社	土浦市東中貫町5番地1	H25. 2
16	株式会社ローズコーポレーション	かすみがうら市上稲吉2045番地1	H25. 2
17	ロンシール工業株式会社	土浦市東中貫町5番地3	H25. 2
18	株式会社日立金属ネオマテリアル	土浦市木田余町3550番地	H25. 3
19	オリエンタルモーター株式会社 土浦事業所	土浦市菅谷町1351番地4	H26. 3
20	株式会社小泉東関東	土浦市並木三丁目9番5号	H26. 3
21	日本特殊コーティング株式会社	土浦市沢辺57番地1	H26. 3
22	株式会社 L I X I L 土浦工場	土浦市紫ヶ丘4番地	H26. 3
23	日立セメント株式会社	土浦市東中貫町6番地8	H27. 3
24	株式会社タナカ	土浦市藤沢3495番地1	H27. 3
25	株式会社東京精密 土浦工場	土浦市東中貫町4番地2	H28. 3
26	株式会社不動テトラ 総合技術研究所	土浦市東中貫町2番地7	H28. 3
27	東レ株式会社 土浦工場	土浦市北神立町2番1	H28. 8
28	株式会社アールビー	土浦市北神立町1番地1	H29. 3
29	イオンモール株式会社	土浦市上高津367番地	H29. 3
30	株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	H29. 3
31	東部瓦斯株式会社 茨城南支社	土浦市有明町2番49号	H29. 3
32	株式会社宇田川コーポレーション	土浦市真鍋二丁目2番39号	H31. 2
33	東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社	土浦市千束町4番18号	R2. 2
34	香取電池販売株式会社	土浦市久塚1789番地1	R2. 6

施策の実施状況

－土浦市民活動情報サイト「こらぼの」の運営－《市民活動課》

NPO 法人や市民団体、ボランティア活動の情報サイト「こらぼの」を平成 22 年 12 月に開設し、NPO 法人や市民活動団体などの市民公益活動団体に関する活動内容やイベントなどの情報を提供することにより、市民公益活動の裾野の広がりや活性化を図っています。

－土浦市環境展の開催－《環境保全課（土浦市環境基本計画推進協議会）》

市民、事業者、教育機関及び行政が一体となって、環境保全に関する様々な情報及び取組を発信し、来場者に周知・啓発する場として、平成 18 年度から土浦市環境基本計画推進協議会が主体となって継続して開催しています。

令和 3 年度は、消費生活展と合同開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

第4章 土浦市役所環境保全率先実行計画と省エネ法及び環境マネジメントシステム

1 土浦市役所環境保全率先実行計画

この計画は、環境基本計画に基づく主体別の行動の行政編として、また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市役所の温暖化対策実行計画（事務事業編）を含むものです。平成29年度に第四期計画（H29～R12）を策定し、令和3年3月には計画の見直しを行い、新たな削減目標を定めるとともに、地域の一事業者として率先して環境保全と地球温暖化防止に取り組んでいます。

（H13～H17 第一期、H18～H22 第二期、H23～H28 第三期）。

（1）対象範囲

対象とする範囲は、原則として市が行う事務事業全般、庁舎、公民館、学校等を含む市の全ての施設となります。また、対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類のガスとします。

表 4-1-1 第四期計画の対象とする温室効果ガスを排出する活動の範囲

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

※⑤～⑦は、地方公共団体では、ほとんど該当しません。

（２）温室効果ガス総排出量と活動量の削減実績

平成 29 年度に策定した第四期計画では、平成 25 年度を基準年度とし、令和 12 年度までに市の事務及び事業活動に伴う温室効果ガス総排出量を 26%削減することを目標として取り組んでいます。

計画は前期（平成 29～令和 2 年度）、中期（令和 3～7 年度）、後期（令和 8～12 年度）に三区別し、それぞれの期間ごとに中間見直しを行います。前期期間は基準年度となる平成 25 年度に対して、10%削減を目指します。令和 3 年度は、基準年度に対して 11%の減少となっています。

個別目標の活動量については、土浦市環境マネジメントシステムにおいて同様の目標を設定し、管理を行っています。

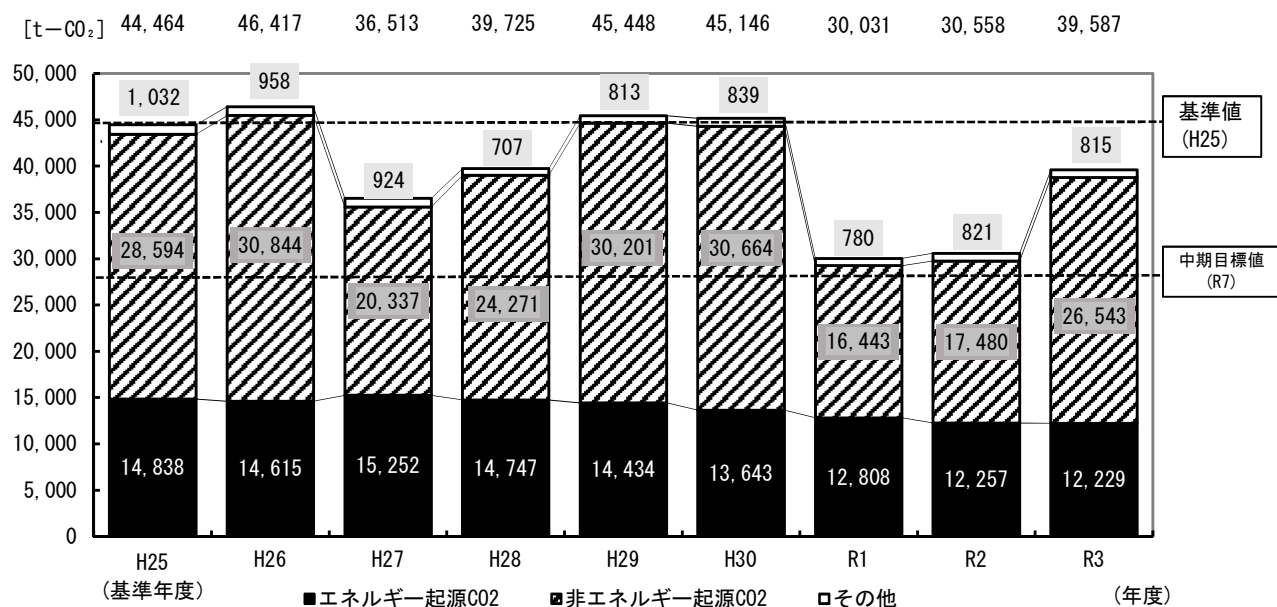


図 4-1-1 温室効果ガス総排出量実績

表 4-1-2 温室効果ガス総排出量と活動量の実績

		温室効果ガスの排出に係る活動量						温室効果ガス排出量(t-CO ₂)			
		削減目標	基準年度活動量		中期目標活動量	本年度活動量	削減率(%)	基準年度排出量		中期目標排出量	本年度排出量
			H25	R1	R7	R3		H25	R1	R7	R3
エネルギー起源CO ₂ ※1		5%削減						14,838	12,808	12,168	12,229
電気の使用		5%削減	27,703	22,986	21,837	22,858	0.6% 削減	12,357	10,641	10,109	10,281
燃料の使用	ガソリン	5%削減	146	129	123	109	15.4% 削減	340	299	284	253
	軽油	5%削減	55	50	48	42	15.1% 削減	142	129	123	110
	灯油	5%削減	311	164	156	62	62.0% 削減	774	407	387	155
	A重油	5%削減	318	233	221	119	48.8% 削減	862	631	599	323
	LPG	5%削減	20	13	12	56	331.2% 増加	117	79	75	336
	都市ガス	5%削減	—	288	274	346	20.1% 増加	246	622	591	771
非エネルギー起源CO ₂		50%削減						28,594	—	14,297	26,543
廃プラスチックの焼却		50%削減	10,341	—	5,171	9,600	7.2% 削減	28,594	—	14,297	26,543
その他		30%削減						1,032	—	722	815
自動車の走行		—	—	—	—	—	—	13	—	13	9
一般廃棄物の焼却		34%削減	51,775	—	34,172	38,337	26.0% 削減	876	—	578	649
し尿処理		5%削減	9,795	—	9,305	8,274	—	143	—	136	157
合計								44,464	—	27,187	39,587

※1 エネルギー起源CO₂については、令和元年度を基準年度としております。

基準年度H25年度に対する削減率 11% 削減

2 省エネ法への対応

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機として昭和 54 年に「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定され、平成 22 年度より、エネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的として改正され、規制が強化されています。

（１）対象範囲

本市においては、「市長部局」と「教育委員会」が「特定事業者」となり、それぞれに「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」を選任し、中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めています。

また、対象とする組織及び施設は、市役所本庁舎のほか分庁舎、公民館、学校等及び他者に全部の事務又は事業を委託しているもの全てを対象としています。

（２）エネルギー消費原単位の削減実績

令和 3 年度は、エネルギー消費原単位で前年度に対し、市長部局が 2.8%増加、教育委員会が 2.2%減少しています。

市長部局の主な増加理由は、緊急事態宣言解除等により指定管理者施設の閉館・休館日が減少したことによる電気使用量の増加によるものです。

教育委員会の減少理由は、小・中学校の電気、都市ガスの使用量の減少によるものです。

（エネルギー消費原単位＝エネルギー使用量（原油換算）／エネルギー使用量と密接な関係をもつ値（建物延床面積等））

表 4-2-1 エネルギー消費原単位削減率

		H29	H30	R1	R2	R3
市長部局	対前年度比（％）	103.9	93.7	100.3	93.3	102.8
教育委員会	対前年度比（％）	106.3	61.9	89.1	110.0	97.8

表 4-2-2 原油換算削減率

		H29	H30	R1	R2	R3
市長部局	対前年度比（％）	102.0	94.6	97.6	95.3	100.8
教育委員会	対前年度比（％）	114.0	99.0	89.1	111.5	97.4

3 環境マネジメントシステム

本市では平成 18 年度から国際標準化機構（ISO）が発行している「ISO14001」という規格に基づいた環境マネジメントシステムを確立し、省エネ・省資源の取組、環境施策・事業を推進し、二度の更新審査を経てきました。

平成 22 年度には、改正省エネ法により市長部局と教育委員会が省エネ法の特定事業者指定されたため省エネ法に基づく取組を進めてきました。

そして平成 27 年 4 月「ISO14001」の認証を返還、これまでの経験やノウハウを踏まえ、率先実行計画の取組目標の達成と環境方針の実現を目的とした独自の EMS を構築し、その名称を「つーちゃん EMS」としました。

平成17年5月	キックオフ宣言
平成18年2月	環境方針策定
6月	ISO14001認証取得（新治地区及び小中学校を除く）
平成19年6月	登録範囲拡大（新治地区を拡大取得）
平成20年5月	2年次定期審査
平成21年3月	更新審査
平成22年5月	1年次定期審査
平成23年5月	2年次定期審査
平成24年2月	更新審査（2回目）
平成25年5月	1年次定期審査
平成26年5月	2年次定期審査
平成27年4月	つーちゃんEMS開始
平成29年3月	第四期率先実行計画策定に伴うつーちゃんEMS改訂
令和3年3月	第四期率先実行計画及びつーちゃんEMS見直し



土浦市地球温暖化防止
シンボルキャラクター
つーちゃん

環 境 方 針

私たちは、西に名峰筑波山を仰ぎ、東には豊かな水をたたえる霞ヶ浦を擁し、この地の自然から大いなる恩恵を受けて、今日の繁栄を築き上げてきました。

しかしながら、現在の私たちは、豊かな生活を手に入れた一方で資源やエネルギーの大量消費などにより環境への負荷を与えてきたことも事実であります。

このような現状を認識するとともに、すべての市民・事業者との協働により、持続可能な循環型社会を構築し、「水と緑 人と人の『環』でつくる低炭素都市」の実現を目指し、かけがえのないこの恵まれた自然を次の世代へ継承するため、市役所が率先して環境保全活動に取り組むこととします。

1. 環境マネジメントシステムを継続的に進めることにより、霞ヶ浦の水質保全及び省資源・省エネルギー・廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めます。
2. 環境に関する法令・規則・自主規制及びその他の要求事項を遵守し、あらゆる計画について効率的・効果的に事務事業を推進します。
3. 事務事業の企画立案にあたっては、構想・計画の段階から環境への配慮を重視するとともに、実施にあたっては日常の点検を行うなど環境の保全に努めます。
4. 地域の環境リーダーとして率先して行動することにより、市民や事業者をリードし、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
5. 環境方針は、全ての職員等に周知するとともに、市内外にも広く公表し、環境保全意識の高揚・啓発に努めます。



土浦市イメージ
キャラクター つちまる

令和 3 年 3 月 土浦市長 安 藤 真理子

（１）対象範囲

対象とする範囲は、本市全ての組織、環境に係る全ての事務事業とします。全ての職員、再任用職員、会計年度任用職員、学校職員及び市の管理している委託・請負業者が対象となり、施設利用者等には関係所管課が省エネ、省資源について啓発します。

（２）環境目標の達成状況

環境方針及び環境基本計画の将来像の実現に向け、第四期土浦市役所環境保全率先実行計画で令和 3 年度から令和 7 年度中期目標までの環境目標を設定し、実施計画を作成して施策を推進しています。

表 4-3-1 組織全体の環境目標の達成状況

番号	実施項目	令和 3 年度
1	電気使用量の削減	○
2	ガソリン使用量の削減	○
3	軽油使用量の削減	○
4	灯油使用量の削減	○
5	A 重油使用量の削減	○
6	LPG 使用量の削減※	—
7	都市ガス使用量の削減	×
8	可燃廃棄物排出量の削減	○
9	リサイクル率の向上	○
10	水使用量の削減	○
11	紙使用量の削減	○
12	公用車の燃費を維持	×

※LPG については、給食センターの統合による使用量の増加が見込まれたため、令和 3 年度を基準年度として設定。

（３）内部監査

令和 3 年 10 月 25 日～11 月 12 日にかけて、内部監査員 40 名により内部監査を実施しました。重大な指摘事項 3 件、軽微な指摘事項 10 件については、「不適合改善処置等報告」が提出され、再発防止を図りました。検討事項 10 件については、それぞれすみやかに改善処置等がとられました。また、同様の指摘を今後受けることのないよう、組織全体に水平展開を行いました。

○内部監査の所見（内部監査リーダー）

今回の内部監査では、環境マネジメントシステムに関する理解と活動が定着し、PDCA が実践されていることが確認できた。

しかしながら、一部の所属においては、廃棄物処理法などの環境法令に対する知識や、教育・研修の実施、測定及び評価などのシステムに対する認識の不十分なところが見受けられた。

これらについては、研修をはじめ、推進員交代時の確実な引継ぎや推進責任者、推進員、業務担当者間での役割を整理し、不備が生じないように注意されたい。

また、事務局は、上記指摘事項の所属への周知徹底を図るとともに、研修、情報提供などを行い、所属へのフォローアップを徹底されたい。

以上を踏まえ、今年度が中期計画の初年度となる第四期土浦市役所環境保全率先実行計画に定められた、温室効果ガスの全体目標の達成と、環境方針の実現に向け、確実なシステムの維持と継続的な改善を行われたい。

(4) マネジメントレビュー

令和4年8月2日、環境管理統括者（市長）に令和3年度の本市環境マネジメントシステム活動状況の報告を行い、コメント及び指示を受けました。

1 実施項目の達成度評価

電気使用量、水使用量等の主要なエネルギーは目標を達成しており、職員の努力と活動の定着が確認できる。しかしながら、都市ガスと全ての職員に共通する環境目標である公用車の燃費の維持が未達成となった。都市ガスに関しては、各使用施設に無理のない範囲での節電・省エネの取組を呼びかけ、公用車の燃費は、公用車を運転する際にエコドライブを心掛け、目標達成に向け取り組む必要がある。

なお、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明していることから、それぞれの目標について、これまで以上に取り組む必要がある。

2 環境目標の変更・修正の必要性

第四期土浦市役所環境保全率先実行計画の見直しを図り、引き続きつーチャン EMS を管理手法として位置付け、計画と連動させながら、温室効果ガスの削減及び省エネ法の目標達成に特化した環境目標を設定したことから、変更・修正は必要ないと考える。

しかし、本市の環境を取り巻く社会情勢の変化や取組の達成状況等によっては、必要に応じて修正を検討する。

3 環境マネジメント活動に関する資源の準備・配分の適切性

環境マネジメント活動に係る資源の準備・配分等は適切に行われている。

平成29年度よりつーチャン EMS の対象範囲を、小中学校及び指定管理者施設を含めた全施設に拡大した。つーチャン EMS に関するきめ細やかな研修の実施や内部監査の充実に加え、省エネに繋がる取組を実践すること。

4 環境マネジメントシステムの変更の必要性

現状のつーチャン EMS については変更の必要はないと考える。引き続き適切で効果的な環境マネジメントシステムを、組織全体で PDCA を回しながら定着を図り、継続的改善を行う。

資料編

1 環境保全年表

昭和 42 年 8 月	(国) 公害対策基本法の公布
昭和 43 年 6 月	(国) 大気汚染防止法の公布 (国) 騒音規制法の公布
昭和 45 年 12 月	(国) 水質汚濁防止法の公布 (国) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布 (国) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の公布
昭和 46 年 4 月 6 月 10 月	土浦市・千代田村・出島村（現かすみがうら市）の三市村合同で土浦・千代田工業団地（現神立工業団地）企業との間に公害防止協定を締結（最初の公害防止協定） (国) 悪臭防止法の公布 (県) 茨城県公害防止条例の公布
昭和 47 年 1 月 11 月	土浦市公害防止条例の公布 地盤沈下の状況を把握する目的で水準点の測量を開始
昭和 48 年 1 月 9 月 11 月	神立工業団地周辺企業に対し、昭和 50 年度末を目途に地下水揚水規制量を設定 霞ヶ浦沿岸 21 市町村長で組織する霞ヶ浦問題研究会を発足 茨城県公害防止条例改正により、水質汚濁防止法の上乗せ基準として霞ヶ浦水域における排水基準が追加される
昭和 50 年 12 月	市民憲章を制定
昭和 51 年 6 月	(国) 振動規制法の公布
昭和 54 年 1 月 3 月 4 月 6 月	公共下水道が供用開始 霞ヶ浦浄化対策推進の一環として土浦市粉石けん使用運動推進協議会を設立 霞ヶ浦問題研究会が霞ヶ浦問題協議会（流域 41 市町村長で組織）に改称 (国) エネルギーの使用の合理化に関する法律の公布
昭和 55 年 7 月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会が、一般家庭からの天ぷら廃油回収を開始
昭和 56 年 9 月	(県) 茨城県霞ヶ浦の富栄養化防止条例の公布
昭和 57 年 1 月	1 月 1 日から粉石けんの普及拡大を図るため、新生児に対して粉石けんを誕生祝として贈呈した（平成 10 年まで）
昭和 57 年 9 月	(県) 茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行を記念して 9 月 1 日を「霞ヶ浦の日」と定める (県)「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定（第 1 期）
昭和 58 年 6 月 7 月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会を発展的に解消し、浄化運動の拡大を図るため土浦市家庭排水浄化推進協議会に改める 新川、備前川、土浦港においてアオコ回収を開始
昭和 59 年 7 月	(国) 湖沼水質保全特別措置法の公布 世界湖沼会議（滋賀県 琵琶湖畔）
昭和 60 年 7 月	国・県・市の共同事業により、土浦港沖合に 600 m（各持分 200 m）のアオコフェンス展張事業を開始 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、窒素、リンの排出基準が適用される
昭和 61 年 5 月	第 2 回世界湖沼会議（アメリカ合衆国）
昭和 62 年 3 月 5 月	(県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 1 期）」策定 県との共同事業で、水生植物による河川水質浄化モデル試験（昭和 62 年度～平成元年度の 3 か年間）として、新川河口においてホテイアオイの植栽を実施
昭和 63 年 5 月 9 月	(国) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布 第 3 回世界湖沼会議（ハンガリー）
平成 2 年 6 月 9 月	昭和 62 年度から平成元年の試験結果をもとに、市事業として新川・備前川において水生植物（ホテイアオイ）による水質浄化事業を開始（平成 22 年度終了） (国) 水質汚濁防止法に生活排水対策が盛り込まれる 第 4 回世界湖沼会議（中華人民共和国）
平成 3 年 3 月	市制施行 50 周年記念事業の一環として霞ヶ浦総合公園に霞ヶ浦浄化記念碑（光の輪のむこうに）を建立

平成 3 年 4 月	機構改革により部名を生活環境部から市民生活部、課名を公害課から環境保全課と改める (国) 再生資源の利用の促進に関する法律の公布 (国) 資源の有効な利用の促進に関する法律の公布
平成 4 年 3 月	(県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第2期)」策定 (県)「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画(第2期)」策定 土浦市生活排水対策推進計画の策定
平成 5 年 3 月 5 月 7 月 11 月	県の補助事業により、公共下水道・農業集落排水施設の未整備地域を対象に微細目のストレーナーまたは三角コーナーを無料配布(平成7年まで) 市議会において「土浦市環境都市宣言」を決議 環境庁・県の補助事業により虫掛地区排水路に生活排水路浄化施設を建設 第5回世界湖沼会議(イタリア共和国) 備前川が「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)の第1次計画対象河川に選定される (国) 公害対策基本法が廃止され、環境基本法が制定される
平成 6 年 5 月 8 月 12 月	(県)「茨城県地球温暖化防止行動計画」策定 第6回世界湖沼会議へ向けプレ会議が開催される 新川が「水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)の第2次計画対象河川に選定される
平成 7 年 3 月 5 月 6 月 10 月 10 月	(県)「茨城県地球環境保全行動条例」制定 公害監視員制度を解消し、さわやか環境推進員制度(平成7年11月発足)を設置 (国) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の公布 (県) 茨城県地球環境保全行動条例施行 低公害車(メタノール自動車)を活性化センターから借受けモニタリング調査開始(平成11年12月返却) 第6回世界湖沼会議が霞ヶ浦において開催される
平成 8 年 4 月 6 月	酸性雨の観測を開始(本庁舎屋上) (県) 茨城県環境基本条例施行
平成 9 年 3 月 4 月 5 月 6 月 10 月	(県) 茨城県環境基本計画策定 (県)「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第3期)」策定 (国) 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法の公布 県の補助事業により沖宿町地内に生活排水路浄化施設を建設 (国) 環境影響評価法の公布 第7回世界湖沼会議(アルゼンチン共和国)
平成 10 年 3 月 4 月 6 月 9 月 10 月	(県) 茨城県ダイオキシン対策指針制定 機構改革により管理係と調査指導係が環境保全係となる (国) 特定家庭用機器再商品化法の公布 (国) 騒音に係る環境基準の改正 (国) 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布
平成 11 年 3 月 5 月 6 月 7 月	土浦市環境審議会条例制定(昭和45年制定の公害対策審議会条例は廃止) 第8回世界湖沼会議(デンマーク王国) (県) 茨城県環境影響評価条例の施行 (国) ダイオキシン類対策特別措置法の公布 (国) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び改善の促進に関する法律の公布 低公害車(ハイブリッド自動車)導入
平成 12 年 3 月 4 月 5 月 6 月	「ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」の一部改正 土浦市環境基本条例制定(環境審議会条項を規定し、土浦市環境審議会条例は廃止) 酸性雨観測機器を神立消防署に増設 (国) 循環型社会形成推進基本法の公布 (国) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布 (国) 建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律の公布 (国) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の公布 土浦地区公害研究会を土浦地区環境政策研究会に改称

平成 12 年	8 月 11 月 12 月	東京都板橋区エコポリスセンターとの交流事業開始（平成 23 年度終了） 庁内に土浦市環境政策推進会議設置（土浦市環境基本政策等調査・検討委員会は廃止） 土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会を組織（平成 13 年 4 月解散）
平成 13 年	4 月 6 月 11 月	土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会から市長へ土浦市環境基本計画素案を報告 （国）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布 （国）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布 低公害車（ハイブリッド自動車）導入 第 9 回世界湖沼会議（滋賀県大津市）
平成 14 年	1 月 3 月 4 月 5 月 9 月 12 月	「土浦市環境基本計画」策定 「第一期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 4 期）」策定 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画（第 3 期）」策定 住宅用太陽光発電システム設置費補助金を開始 （国）土壌汚染対策法の公布 「土浦市ごみ処理基本計画」策定 （国）自然再生推進法の公布 土浦市環境基本計画推進協議会を設置
平成 15 年	3 月 6 月	（県）「茨城県環境基本計画」改定 第 10 回世界湖沼会議（アメリカ合衆国）
平成 16 年	3 月 4 月 5 月 10 月	「自然環境実態調査等」報告書の作成 （県）茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行 大岩田水郷公園内にマイクロバブルによる水質浄化施設の建設（平成 23 年度終了） 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行
平成 17 年	2 月 4 月 6 月 9 月 10 月 11 月	京都議定書発効 （国）石綿障害予防規則制定 （県）茨城県霞ヶ浦環境科学センター供用開始 ISO14001 認証取得に向けたキックオフ宣言 硝酸性窒素総合対策モデル事業参画（旧新治村） （県）茨城県生活環境の保全等に関する条例施行 第 11 回世界湖沼会議（ケニア共和国） （県）茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例施行
平成 18 年	2 月 3 月 6 月 10 月	（国）石綿による健康被害の救済に関する法律の公布 （県）「茨城県地球温暖化防止行動計画」改定 土浦地区環境政策研究会解散 新治地区における騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定等の変更 （土浦地区と統一。茨城県告示第 372 号－377 号） ISO14001 認証取得（小・中学校並びに新治地区に所在する施設を除く） 土浦市公害防止条例施行規則改正
平成 19 年	2 月 3 月 5 月 6 月 9 月 10 月	第 1 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例改正 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則改正 （県）「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 5 期）」策定 「土浦市環境基本計画」改訂 「土浦市ごみ処理基本計画」改訂 「第二期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定 （国）「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）公布・施行 ISO14001 認証取得（新治地区へ拡大） 第 2 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） （県）「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面改正し、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」を施行

	第 12 回世界湖沼会議（インド共和国）
平成 20 年 4 月	（県）森林湖沼環境税の導入
5 月	市役所本庁舎（旧庁舎）でグリーンカーテンを開始
6 月	（国）生物多様性基本法の公布
8 月	エコオフィスデー開始（H25.1 見直し）
10 月	第 3 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
平成 21 年 2 月	レジ袋無料提供中止の開始
	地球温暖化防止キャンペーン企画「地球からの MESSAGE」を開催
5 月	「土浦市生活排水対策推進計画」改訂
	グリーンカーテンを全庁的に展開
6 月	ISO14001 認証更新
11 月	第 13 回世界湖沼会議（中華人民共和国）
	第 4 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
	公用車に県内自治体初となる電気自動車を導入
平成 22 年 3 月	「土浦市地球温暖化防止行動計画」策定
	「土浦市バイオマスタウン構想」策定
10 月	第 5 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
11 月	土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター つーチャンを公募により決定
平成 23 年 1 月	市制施行 70 周年記念地球温暖化防止キャンペーン企画「地球からの MESSAGE2011」開催
	土浦市地球温暖化防止総合サイト「つーチャンネット」開設
3 月	都和公民館の地下水位計移設
	東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所（東京電力）の事故により、放射能汚染が広がる
4 月	（県）「茨城県地球温暖化対策実行計画」策定
	（県）「第 3 次茨城県廃棄物処理計画」策定
5 月	主要公共施設の放射線量測定を開始
6 月	（国）環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律の公布
7 月	つちうら省電王コンテスト開催
8 月	（国）放射性物質汚染対処特別措置法の公布
	（国）再生可能エネルギー特別措置法の公布
10 月	第 14 回世界湖沼会議（アメリカ合衆国）
11 月	放射線講演会開催
12 月	第 6 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
平成 24 年 1 月	放射能汚染に対応するため、環境保全課内に放射線対策室を設置（～平成 26 年 3 月）
3 月	（県）「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 6 期）」策定
	「第二期土浦市環境基本計画」策定
	「第三期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定
	「第 2 次土浦市ごみ処理基本計画」策定
	機密文書リサイクル機器「ホワイトゴート」導入
	エコドライブシミュレーター「HONDA セーフティナビ」導入
6 月	ISO14001 認証更新審査
9 月	（国）使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布
	（国）都市の低炭素化の促進に関する法律の公布
11 月	第 7 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
平成 25 年 1 月	エコオフィスデーを見直し、ノーマイカーウィーク開始
2 月	土浦エコパートナー協定締結（17 事業者（2 月）、1 事業者（3 月））
3 月	（県）「第 3 次茨城県環境基本計画」策定
6 月	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の公布
8 月	土浦市グリーンカーテンコンテスト開催
10 月	使用済み小型家電の回収を開始
11 月	第 8 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）

平成 26 年 3 月	「土浦市生活排水対策推進計画」改訂 土浦エコパートナー協定締結（4 事業者）
平成 26 年 3 月	機構改革により土浦市環境保全課「放射線対策室」を廃止 以後放射線対策に関する業務は環境保全課に引き継がれる
4 月	（国）水循環基本法の公布 （国）雨水の利用の推進に関する法律の公布
9 月	第 15 回世界湖沼会議（イタリア共和国）
10 月	（県）「茨城の生物多様性戦略」策定
11 月	第 9 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）
平成 27 年 3 月	「土浦市地球温暖化防止行動計画」改訂 土浦エコパートナー協定締結（2 事業者）
4 月	土浦市独自環境マネジメントシステム「つーちゃん EMS」運用開始 （国）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布 生ごみと容器包装プラスチックの分別収集開始
7 月	（国）「水循環基本計画」策定
10 月	第 10 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正
11 月	（国）水銀による環境汚染の防止に関する法律の公布
12 月	COP21 開催 パリ協定を採択
平成 28 年 3 月	「土浦市放射線対策総括報告書」作成 土浦エコパートナー協定締結（2 事業者）
4 月	土浦市が公共交通利用推進等マネジメント協議会より、エコ通勤優良事業所に認証登録される。
5 月	（国）政府実行計画の閣議決定
8 月	土浦エコパートナー協定締結（1 事業所）
10 月	第 16 回世界湖沼会議（パリ）
11 月	第 11 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） COP22 開催
平成 29 年 3 月	「第二期土浦市環境基本計画」改訂 「第四期土浦市役所環境保全率先実行計画」策定 「つーちゃん EMS」改定 土浦エコパートナー協定締結（4 事業者） （県）茨城県地球温暖化対策実行計画の見直し （県）「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 7 期）」策定 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正
11 月	第 12 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） COP23 開催
平成 30 年 4 月	（国）第 5 次環境基本計画閣議決定
7 月	サテライトつちうら第 1 弾「泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル」
8 月	サテライトつちうら第 2 弾「茨城県霞ヶ浦環境科学センター夏祭り」
10 月	サテライトつちうら第 3 弾「サテライトつちうらメイン大会」開催 第 13 回土浦市環境展開催（主催：土浦市環境基本計画推進協議会） 第 17 回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦 2018） 家庭ごみ処理有料化開始
12 月	COP24 開催
平成 31 年 2 月	土浦エコパートナー協定締結（1 事業者）
3 月	「第三期土浦市生活排水対策推進計画」策定 （県）茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例、茨城県水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例一部改正
令和元年 10 月	第 14 回土浦市環境展（主催：土浦市環境基本計画推進協議会）土浦市消費生活展と合同開催 （台風 19 号の影響により中止）
12 月	COP25 開催
令和 2 年 2 月	土浦エコパートナー協定締結（1 事業者）

3 月	「第二期土浦市地球温暖化防止行動計画」策定
6 月	土浦エコパートナー協定締結（1 事業者）
令和 2 年 7 月	「ゼロカーボンシティ宣言」共同声明
10 月	第 15 回土浦市環境展(主催：土浦市環境基本計画推進協議会)土浦市消費生活展と合同開催 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止)
11 月	COP26(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期)
令和 3 年 2 月	ゼロカーボン市区町村協議会加盟
3 月	「プラスチック・スマート」キャンペーン参加登録
10 月	第 16 回土浦市環境展(主催：土浦市環境基本計画推進協議会)土浦市消費生活展と合同開催 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からポスター展示の代替イベントを実施)
令和 4 年 3 月	「第 3 次土浦市ごみ処理基本計画」策定 「第三期土浦市環境基本計画」策定

2 環境保全に係る基準等一覧

(1) 大気に係る基準等

ア 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄	SO ₂ 1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	CO 1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	SPM 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	NO ₂ 1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	Ox 1時間値が0.06 ppm以下であること。

イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

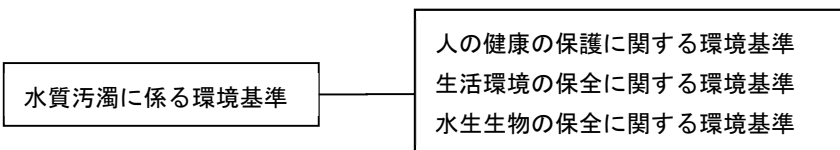
物質名	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

ウ 微小粒子状物質に係る環境基準

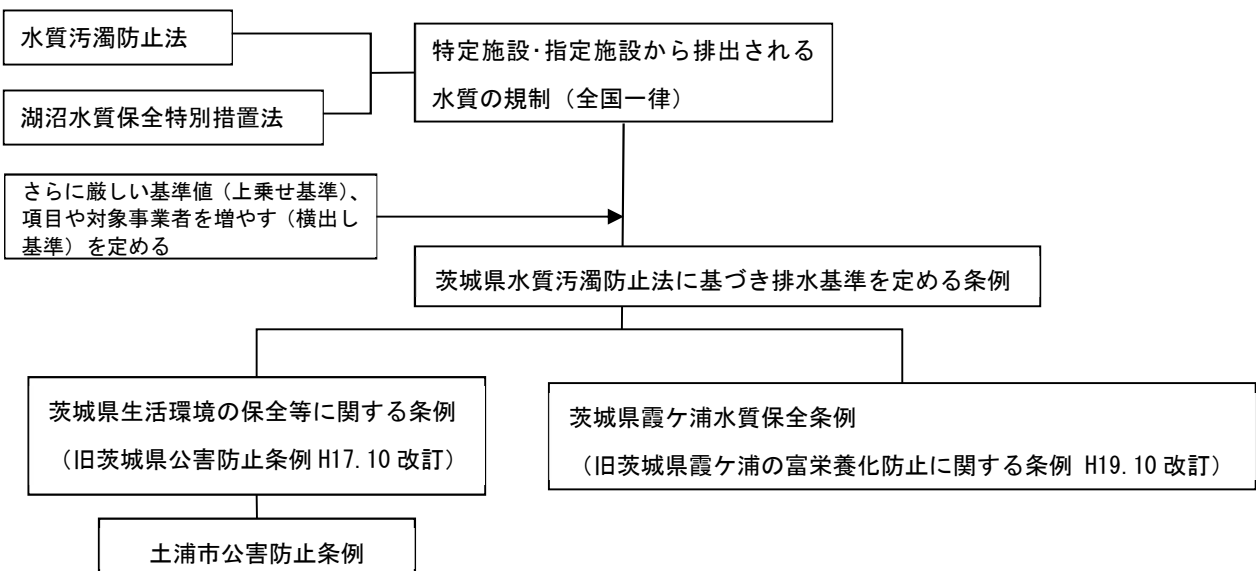
物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

※注意喚起のための暫定的指針：1日平均値が70 μg/m³
 ※注意喚起を実施する判断基準：県内測定地点のうち、1地点でも、午前5時、6時、7時の1時間の平均値が判断基準（国の専門家会合で示された85 μg/m³）を超えた場合又は午前5時から正午までの1時間の平均が80 μg/m³を超えた場合

(2) 水質に係る基準等



環境基準を達成するために以下のような排出規制が定められている。



窒素・リンの濃度規制値	…水質汚濁防止法＋県霞ヶ浦水質保全条例
窒素・リン以外の濃度規制値	…水質汚濁防止法＋県生活環境保全条例
CODの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法
窒素・リンの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

イ 生活環境の保全に関する環境基準

○湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL以下
A	水道2.3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

(備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※ 霞ヶ浦の環境基準は A 類型

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

※霞ヶ浦の環境基準はⅢ類型であるが、湖沼の特性等に鑑み、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

(参考) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第8期)

水域	計画期間 令和3年度目標値(2021年度)と令和4年度目標値(2022年度) (mg/L)		
	COD	全窒素	全りん
西浦	6.7 → 6.4	0.82 → 0.77	0.092 → 0.087
北浦	8.7 → 8.2	1.3 → 1.2	0.13 → 0.12
全水域平均	7.3 → 6.9	0.94 → 0.88	0.10 → 0.095

○河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

- (備考) 1. 基準値は日平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、pH 6.0 以上 7.5 以下、DO 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
3. 大腸菌数については、90%水質値とする。(湖沼もこれに準ずる。)

ウ 水生生物の保全に関する環境基準

水系	水域名	範囲	類型	達成期間
利根川水系	霞ヶ浦	全域	生物B	イ
	花室川	全域	生物B	イ
	備前川	全域	生物B	イ
	桜川	全域	生物B	イ
	新川	全域	生物B	イ
	境川	全域	生物B	イ
	一の瀬川	全域	生物B	イ
	恋瀬川(天ノ川)	全域	生物B	イ

- (注) 1 水域類型の欄は、「水域汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1(1)イに掲げる類型を示す。
- 2 達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」、「ロ」は、「5年以内で可及的
速やかに達成」を示す。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

エ 水質汚濁防止法の上乗せ基準と茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準

水質項目		水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	
		一律排水基準(総理府令)	霞ヶ浦水域における上乗せ基準	
有害物質			1日の平均的な排水の量	
			～20 m ³	20 m ³ 以上
	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	※空欄については、 左の水質汚濁防止法 一律排水基準(環境省令)が適用 となる。	0.01 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L		検出されないこと
	有機燐化合物	1 mg/L		検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L		
	六価クロム化合物	0.5 mg/L		0.05 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L		0.05 mg/L
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L		0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L		
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
	ジクロロメタン	0.2 mg/L		
	四塩化炭素	0.02 mg/L		
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L		
	チウラム	0.06 mg/L		
	シマジン	0.03 mg/L		
	チオベンカルブ	0.2 mg/L		
	ベンゼン	0.1 mg/L		
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L		
	ほう素及びその化合物	10 mg/L		
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L		0.8 mg/L
	アンモニア,アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L		
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L		
生活環境項目		1日の平均的な排水の量	1日の平均的な排水の量	
		50 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上
	水素イオン濃度	5.8～8.6(但し海域は5.0～9.0)	—	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均120 mg/L)	25(20) mg/L	15(10) mg/L
	化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均120 mg/L)	25(20) mg/L	15(10) mg/L
	浮遊物質(SS)	200 mg/L(日間平均150 mg/L)	40(30) mg/L	20(15) mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/L	—	3 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30 mg/L	—	5 mg/L
	フェノール類含有量	5 mg/L	—	0.1 mg/L
	銅含有量	3 mg/L	—	1 mg/L
	亜鉛含有量	2 mg/L	—	1 mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L	—	1 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	—	1 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L	—	0.1 mg/L
	大腸菌群数(日間平均)	3,000個／cm ³	—	1,000個／cm ³ ＊
	窒素含有量	120 mg/L(日間平均60 mg/L)	(次ページのとおり)	
	燐含有量	16 mg/L(日間平均8 mg/L)		

* 水質汚濁防止法で規定されるし尿処理施設及び終末処理施設のみ適用

オ 茨城県霞ヶ浦水質保全条例による窒素、リンの上乗せ基準

(単位:mg/L)					(単位:mg/L)				
区 分		1日の平均的な排水の量	窒素	りん	区 分		1日の平均的な排水の量	窒素	りん
製 造 業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6	そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2			20立方メートル以上 50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1.5			50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1			500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6		下水道終末処理施設	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2			20立方メートル以上 100,000立方メートル未満	20	1
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1			100,000立方メートル以上	15	0.5
		500立方メートル以上	10	0.5		し尿処理施設(し尿浄 化槽を除く。)	20立方メートル未満	45	6
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6			20立方メートル以上	10	1
		20立方メートル以上 50立方メートル未満	12	1		し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	10	0.5			20立方メートル以上	15	2
		500立方メートル以上	8	0.5		上記以外の施設	20立方メートル未満	45	6
							20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	3
							50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2
							500立方メートル以上	10	1

(注) この表の数値は、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽は、日間平均値を示し、その他は最大値を示す。

カ 茨城県霞ヶ浦水質保全条例による霞ヶ浦一般事業場の基準

(単位:mg/L)							
BOD		COD		SS		窒素	りん
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
20	25	20	25	30	40	45	6

(注) 窒素およびりんについて、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあっては、上表にかかわらず、日間平均値とする。

キ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、専ら「人の健康の保護」の観点から定められており、水質汚濁に係る環境基準（人の健康に関する環境基準）の項目のほかに、塩化ビニルモノマー及び 1,2-ジクロロエチレンの 2 項目が追加されている。なお、1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、シス体及びトランス体を合わせて一つの基準項目となっている。

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下

項 目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

※基準値は年間平均値とする

ク 特定地下浸透水の浸透の制限

平成元年に、水質汚濁防止法が一部改正され、本法の目的に地下水の水質汚濁防止を図ることが追加されるとともに、地下水の汚染の未然防止を図るための所要の規定が追加された。なお、地下浸透規制の対象となる水は特定地下浸透水である。さらに平成 23 年に同法が一部改正され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵する施設の設置者に対して、地下浸透防止のための構造、設置及び使用方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務が新たに設けられている。

特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L以下
シアン化合物	0.1 mg/L以下
有機燐化合物	0.1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.005 mg/L以下
六価クロム化合物	0.04 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.005 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	0.0005 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.002 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L以下
ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
四塩化炭素	0.0002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン*1	0.004 mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L以下
チウラム	0.0006 mg/L以下
シマジン	0.0003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.002 mg/L以下
ベンゼン	0.001 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.002 mg/L以下
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L以下
アンモニア性窒素	0.7 mg/L以下
亜硝酸性窒素	0.2 mg/L以下
硝酸性窒素	0.2 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L以下

*1 シス体及びトランス体の合計量

(3) 騒音に係る基準等

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は昭和46年に設定されましたが、環境庁告示により改正され、平成11年4月1日に施行されました。これは騒音の評価手法を騒音レベルの中央値（ L_{50} ）から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものです。

○騒音にかかる環境基準

時間の区分 地域の区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(地域の類型)

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

B：第1種・第2種住居専用地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない地域

○道路に面する地域にかかる騒音の環境基準

時間区分 地域区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)	70 デシベル以下	65 デシベル以下
	※屋内基準	45 デシベル以下 40 デシベル以下

(備考) 1. 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては4車線以上の区間に限る）。

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端からの距離により特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

4. 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（※）によることができる。

イ 騒音規制法による基準等

土浦市における騒音規制法の指定地域は、市内全域が指定されています。

○騒音に係る特定施設を設置する工場等に関する規制基準

時間区分 区域区分	昼間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜間 午後9時～翌日午前6時
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

※第4種区域のうち工業専用地域についての基準は工業専用地域から外の地域に排出される場合にのみ適用されるものとする。

○特定建設作業にかかる規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第1号区域	85 デシベル	19 時～7 時禁止、1 日 10 時間以内連続 6 日以内、日祭日の禁止
第2号区域	85 デシベル	22 時～6 時禁止、1 日 14 時間以内連続 6 日以内、日祭日の禁止

第1号地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、

第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域

第2号地域：工業地域、工業専用地域

○道路に面する地域に係る自動車騒音の要請限度

	区域区分	時間の区分	
		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路 c 区域のうち車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域

c 区域：その他、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、用途地域の指定のない地域

(注意)

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

ウ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準等

○深夜騒音の規制基準等（対象となる時間帯：23 時から翌朝 6 時）

1 規制対象営業等

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に該当する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものに限る。）
- (2) ボーリング場営業
- (3) バッティング練習場営業
- (4) ゴルフ練習場営業

2 深夜騒音規制基準

規制対象営業等を含む者は、以下の規制基準を遵守しなければならない。

区 域 類 型	規制の基準	時間帯
第1種区域	40 デシベル	23 時 ～6 時
第2種区域	45 デシベル	
第3種区域	50 デシベル	
第4種区域	55 デシベル	

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域

第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域

第4種区域：工業地域

3 音響機器等の使用の制限

ア 規制対象営業等を含む者は、第1種区域及び第2種区域並びにその周囲10m以内の区域では、音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、深夜（23時から翌朝6時）においては、次の音響機器を使用し、又は使用させてはならない。

（ア）カラオケ装置 （イ）ステレオその他の音声機器 （ウ）録音及び再生装置（（ア）のカラオケ装置を除く） （エ）有線ラジオ放送（受信装置に限る） （オ）楽器 （カ）拡声装置

イ 規制対象営業等を利用する者は、深夜においては、その利用に伴い発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

○拡声機の使用法等

1 使用制限（※区域類型の内訳は深夜騒音のものと同じ）

拡声機の音量		使用の方法	使用の時間
区域類型	音量	1. 商業宣伝を目的として使用するときは、1回の使用時間は5分以内とするとともに、1回につき2分以上休止すること。 2. 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと。	午後6時から翌日の午前9時まででは使用しないこと。
第1種区域	50 デシベル		
第2種区域	55 デシベル		
第3種区域	65 デシベル		
第4種区域	70 デシベル		

2 拡声機放送の全面禁止区域

次の施設の敷地境界から50m以内の区域では、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

（1）学校教育法第1条に規定する学校

（2）児童福祉法第7条に規定する乳児院及び保育所

（3）医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

（4）図書館法第2条第1項に規定する図書館

（5）老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

（6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（4）振動に係る基準等

ア 振動規制法による規制基準

土浦市における振動規制法の指定地域は都市計画法の用途地域ですが、工業専用地域は除かれています。

○特定工場等に係る振動規制基準

時間区分 区域区分	時間区分	
	6時～21時	21時～6時
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	60 デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○特定建設作業に係る振動規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第1号区域	75 デシベル	19 時～7 時禁止、1 日 10 時間以内連続 6 日以内、日祭日の禁止
第2号区域	75 デシベル	22 時～6 時禁止、1 日 14 時間以内連続 6 日以内、日祭日の禁止

第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第2号区域：工業地域

○道路交通振動の要請限度

時間区分 区域区分	6 時～21 時	21 時～6 時
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

イ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準等

振動規制法の指定地域以外の地域が該当します。

○特定施設を有する工場の規制基準

人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさ

(5) 悪臭に係る基準等

悪臭防止法に係る事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 特定悪臭物質	A区域	B区域	地域の区分 特定悪臭物質	A区域	B区域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm	イソパレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm	イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm	酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm	トルエン	10 ppm	30 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm	スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域として定められた地域(同法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域を除く。)
B区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域

(6) ダイオキシン類に係る基準等

ダイオキシン類の環境基準

項 目	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
大 気	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
土 壌	1000 pg-TEQ/L以下
底 質	150 pg-TEQ/g以下

※大気、水質及び地下水は年間平均値で評価する

(7) 土壤に係る基準等

ア 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

イ 土壤汚染対策法の要措置区域指定に係る基準

特定有害物質の種類	分 類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002以下	—	0.002以下
四塩化炭素		0.002以下	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		0.004以下	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	—	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	—	0.002以下
ジクロロメタン		0.02以下	—	0.02以下
テトラクロロエチレン		0.01以下	—	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		1以下	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	—	0.006以下
トリクロロエチレン		0.01以下	—	0.01以下
ベンゼン		0.01以下	—	0.01以下
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等)	0.003以下	150以下	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	0.05以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	1以下
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)	0.003以下	—	0.003以下
チウラム		0.006以下	—	0.006以下
チオベンカルブ		0.02以下	—	0.02以下
PCB		検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと	—	検出されないこと

3 公害関係法令に基づく届出状況

(1) 公害関係法令に基づく届出状況

特定施設（指定施設）を設置している工場・事業場数

		(令和3年度末)	
法・条例		工場・事業場数	施設数
水質汚濁防止法	特定施設	355	1,567
	有害物質貯蔵指定施設	7	13
湖沼水質保全特別措置法	みなし指定地域特定施設	33	38
	指定施設	6	6
大気汚染防止法		116	361
ダイオキシン類対策特別措置法		11	15
騒音規制法		273	2,796
振動規制法		104	856
茨城県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	447	795
	指定施設	231	246
土浦市公害防止条例		28	71
計(延べ)		1,611	6,764

(2) 水質汚濁防止法に係る届出

水質汚濁防止法に係る特定施設の届出状況

施設 番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
		工場数	施設数	設置・使用		廃止	
				工場数	施設数	工場数	施設数
1の2	畜産農業又はサービス業	20	29				
2	畜産食料品製造業	7	68	1	3		
3	水産食料品製造業	3	17				
5	みそ・醤油等の製造業	4	16				
8	パン若しくは菓子製造業又は製あん業の用に供する粗製あん沈殿槽	0	0				
10	飲料製造業	4	16				
11	動物系飼料又は肥料製造業	1	1				
16	麺類製造業	0	0				
17	豆腐又は煮豆製造業	14	31				
18の2	冷凍調理食品製造業	6	22				
19	紡績業又は繊維製品の製造業	0	0				
23の2	新聞業、出版業、印刷業、又は製版業	1	2				
27のヌ	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	2				
33	合成樹脂製造業	1	1				
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	5				
54	セメント製品製造業	2	37				
55	生コンクリート製造業	6	8				
59	砕石業	2	2				
61	鉄鋼業	1	1				
62	非鉄金属製造業	16	48	1	3		
63	金属製品又は機械機具製造業	9	56				
64	ガス供給業又はコークス製造業	2	9				
64の2	水道業	4	44				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	7	35				
66	電気メッキ施設	10	20				
66の3	旅館業	69	639				
66の4	共同調理場	1	1				
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	4				
66の6	飲食店	3	3				
66の7	その他の飲食店	3	5				
67	洗濯業	34	46				
68	写真現像業	6	8				
68の2	病院	4	196				
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	2	2				
69の3	地方卸売市場	1	1				
70の2	自動車分解整備事業	5	6				
71	自動式車両洗浄施設	82	83	1	2	1	1
71の2	科学技術の研究試験等の事業場	7	88				
71の3	一般廃棄物処理施設	1	2				
72	し尿処理施設	7	8				
73	下水道終末処理施設	1	1				
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	4				
計	施設数		1,567		8		1
	工場・事業場数(実工場数)	355	(305)	3		1	

水質汚濁防止法に係る有害物質貯蔵指定施設の届出状況

種類		R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置・使用		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
有害物質貯蔵指定施設		7	13				
計	施設数		13		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	7	(6)	0		0	

(3) 湖沼水質保全特別措置法に係る届出

湖沼水質保全特別措置法に係るみなし指定地域特定施設の届出状況

施設番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	病院	4	9				
2	し尿浄化槽	29	29				
計	施設数		38		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	33	(33)	0		0	

湖沼水質保全特別措置法に係る指定施設の届出状況

施設番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	畜産農業	5	5				
2	こいの養殖施設	1	1				
計	施設数		6		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	6	(6)	0		0	

(4) 茨城県霞ヶ浦水質保全条例に係る届出

茨城県霞ヶ浦水質保全条例に係る指定施設の届出状況

施設番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	車両の洗浄施設	85	87				
3	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場	0	0				
8	病院の排水施設	10	10				
9	特定給食施設	7	10				
11	納豆製造業用湯煮施設	3	3				
13	飲食店の厨房施設	82	82				
17	し尿浄化槽	50	52			1	1
18	指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	2				
計	施設数		246		0		1
	工場・事業場数(実工場数)	238	(231)	0		1	

(5) 大気汚染防止法に係る届出

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況

施設 番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	ボイラー	53	135				
5	金属の精錬又は鑄造用溶解炉	3	16				
6	金属製品の熱処理用加熱炉	4	18				
9	セラミックス製品焼成炉	0	0				
10	反応炉及び直火炉	2	2				
11	乾燥炉	2	4				
12	電気炉	1	1				
13	廃棄物焼却炉	3	6				
29	ガスタービン	3	3				
30	ディーゼル機関	12	11				
計	施設数		196		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	83	(85)	0		0	

大気汚染防止法に係る粉じん発生施設の届出状況

施設 番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	19	17				
3	ベルトコンベアー	7	77				
4	破碎機及び摩砕機	6	22				
5	ふるい	3	25				
計	施設数		141		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	35	(22)	0		0	

大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設の届出状況

施設 番号	種類	R4.3.31現在 届出数		令和3年度中			
				設置		廃止	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	乾燥炉	1	1				
2	塗装施設	1	11				
4	接着用乾燥施設(※)	3	3				
7	グラビア印刷用乾燥施設	1	2				
8	洗浄施設	1	1				
計	施設数		18		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	7	(6)	0		0	

(6) 騒音規制法に係る届出

騒音規制法に係る特定施設の届出状況

施設番号	種類	R4.3.31現在届出数		令和3年度中					
				設置		数変更		全廃	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	49	522	1	1				
2	空気圧縮機及び送風機	212	1,996	1	2	5	117		
3	土石・鉱物用機械	13	81			1	1		
5	建設用資材製造機械	8	10						
7	木材加工機械	23	77						
9	印刷機械	21	58						
10	合成樹脂用射出成形機	6	26						
11	鋳型造型機	6	26						
計	施設数		2,796		3		118		3
	工場・事業場数(実工場数)	338	(273)	2		6		0	

(7) 振動規制法に係る届出

振動規制法に係る特定施設の届出状況

施設番号	種類	R4.3.31現在届出数		令和3年度中					
				設置・使用		数変更		全廃	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	23	427						
2	圧縮機	84	368	1	1	2	1		
3	土石・鉱物用機械	1	5						
5	コンクリートブロックマシン/コンクリート管製造機	0	0						
6	木材加工機械	1	1						
7	印刷機械	6	17						
9	合成樹脂用射出成形機	3	22						
10	鋳型造型機	5	16						
計	施設数		856		1		1		0
	工場・事業場数(実工場数)	123	(104)	1		2		0	

(8) ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出

ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況

施設番号		種類	R4. 3. 31現在届出数		令和3年度中			
					設置		廃止	
			工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
別表第一	2	製鋼用電気炉	1	1				
	5	廃棄物焼却炉	8	9				
別表第二	5	触媒の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	1	1				
	15ーイ	廃ガス洗浄施設	2	2				
	15ーロ	湿式集じん施設	1	1				
	18	下水道終末処理施設	1	1				
計		施設数		15		0		0
		工場・事業場数(実工場数)	14	(11)	0		0	

(9) 茨城県生活環境の保全等に関する条例に係る届出

茨城県生活環境の保全等に関する条例に係る特定施設の届出状況

施設種類			R4.3.31現在 届出数		令和3年度中					
					設置・使用		廃止		数変更	
			工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
ばい煙	シアン化合物を用いる電気メッキ施設		2	2						
	小計	施設数		2		0		0		0
		実工場・事業場数	2							
粉じん	繊維製品製造施設		8	8						
	窯業土石製品用包装施設		1	1						
	小計	施設数		9		0		0		0
		実工場・事業場数	9							
排水	石材加工施設		7	31						
	車両の洗浄施設		107	108						
	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場		0	0						
	病院の排水施設		12	15						
	特定給食施設		9	13			2	2		
	納豆製造業用湯煮施設		3	3						
	飲食店の厨房施設		82	82						
	野菜・果実加工用施設		2	7						
	し尿浄化槽		60	65						
	特定事業場から排出される水の処理施設		1	1						
	小計	施設数		325		0		2		0
		実工場・事業場数	290		0		2		0	
振動	金属加工機械		19	242						-1
	土石鉱物用機械		14	78	1	1				
	建設用資材製造機械		5	7						
	木材加工機械		1	1						
	鋳型造型機		2	2						
	小計	施設数		330		1		0		-1
		実工場・事業場数	40		1		0		0	
地盤沈下	揚水機		101	117	1	3	0	0		
	小計	施設数		117		3		0		0
		実工場・事業場数	93		1		0		0	
悪臭	豚舎		8	8						
	鶏舎		4	4						
	小計	施設数		12		0		0		0
		実工場・事業場数	12		0		0		0	
計	施設数			795		4		2		-1
	実工場・事業場数		447		2		2		0	

(10) 土浦市公害防止条例に係る届出

土浦市公害防止条例に係る特定施設の届出状況

施設種類		R4. 3. 31現在 届出数		令和3年度中					
				設置・使用		廃止		数変更	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
汚水	牛舎	9	9						
	小計		9						
	実工場・事業場数	9							
粉じん	堆積場	8	9						
	ベルトコンベアー	10	37						
	小計		46						
騒音	建設用資材製造機械	2	13						
	小計		13						
	実工場・事業場数	2							
地 下 水	揚水機	3	0						
	小計		3						
	実工場・事業場数	3							
悪臭	豚舎	0	0						
	鶏舎	0	0						
	小計		0						
計	施設数		71		0		0		0
	実工場・事業場数	28		0		0		0	

(11) 特定建設作業に係る届出

騒音規制法に係る届出状況

番号	作業の種類	R4. 3. 31現在	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	1	0
2	びょう打機	0	0
3	さく岩機	10	10
4	空気圧縮機	4	4
5	コンクリートプラン	0	0
6	バックホウ	3	0
7	トラクター	0	0
8	ブルドーザー	0	0
計		18	14

振動規制法に係る届出状況

番号	作業の種類	R4. 3. 31現在	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	1	0
2	剛球使用	0	0
3	舗装版破砕機	0	0
4	ブレーカー	8	7
計		9	7

(12) 特定粉じん排出等作業に係る届出

大気汚染防止法に係る届出状況

番号	作業の種類	R4. 3. 31現在
1	解体作業	3
2	石綿含有建材除去作業	1
3	吹付石綿の事前除去が著しく困難な解体作業	2
4	改造・補修作業	1
計		7

4 大気の状態

(1) 自動車排ガス調査

測定場所	調査日	測定項目	一酸化炭素 (ppm)※1	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)※2	窒素酸化物 (ppm)	メタン (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)	全炭化水素 (ppmC)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)※3	鉛 (μg/m³)	二酸化硫黄 (ppm)	交通量 (台/日)
東真鍋町 土浦市民会館前	H19.7.18 ～ 7.24	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.4 0.7 0.2	0.009 0.050 0.000	0.014 0.034 0.005	0.023 0.084 0.005	1.87 2.28 1.76	0.09 0.31 0.02	1.96 2.59 1.78	0.018 0.071 0.001	0.01		
川口一丁目 モール前	H19.7.7 ～ 7.13	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 0.6 0.3	0.006 0.039 0.001	0.010 0.030 0.003	0.016 0.069 0.004	1.91 2.13 1.76	0.13 0.88 0.00	2.04 3.01 1.76	0.021 0.073 0.003	0.01		
川口二丁目 関東鉄道車庫前	H20.5.29 ～ 6.4	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 1.1 0.1	0.011 0.032 0.002	0.010 0.025 0.000	0.021 0.052 0.003	1.89 2.24 1.83	0.11 0.26 0.04	2.00 2.36 1.91	0.012 0.031 0.000		0.001 0.011 0.000	
東中貫町 国道6号線交差点	H20.6.6 ～ 6.12	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.9 1.6 0.3	0.105 0.282 0.006	0.051 0.146 0.019	0.156 0.322 0.025	1.98 2.40 1.82	0.22 0.68 0.04	2.20 2.75 1.87	0.057 0.146 0.014		0.002 0.009 0.001	
中高津一丁目 カスミスター東側交差点	H21.5.29 ～ 6.4	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 0.8 0.1	0.011 0.082 0.002	0.011 0.032 0.001	0.022 0.114 0.003	1.87 2.12 1.81	0.13 0.33 0.07	2.00 2.45 1.88	0.013 0.053 0.000		0.001 0.019 0.000	
国道6号線 中 6号バイパス合流点	H21.6.6 ～ 6.12	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.4 1.0 0.2	0.026 0.173 0.001	0.020 0.039 0.005	0.046 0.212 0.006	1.92 2.35 1.81	0.13 0.4 0.06	2.05 2.75 1.87	0.02 0.065 0.000		0.001 0.005 0.000	
中荒川沖町 ジョイフル本田前	H22.5.25 ～ 5.28	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.4 0.7 0.2	0.003 0.058 0	0.012 0.031 0.004	0.015 0.089 0.004	1.88 2.01 1.84	0.04 0.21 0	1.92 2.22 1.84	0.016 0.088 0.000		0.001 0.004 0.000	
真鍋六丁目 つくば国際大学前	H22.6.2 ～ 6.8	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 0.5 0.2	0.005 0.083 0	0.013 0.031 0.002	0.018 0.114 0.002	1.86 2.09 1.76	0.09 0.32 0.01	1.95 2.41 1.77	0.016 0.041 0.000		0.001 0.004 0.000	
東真鍋町 土浦市民会館前	H23.6.4 ～ 6.10	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.301 0.500 0.300	0.013 0.033 0.000	0.013 0.027 0.004	0.026 0.060 0.004	1.922 2.270 1.790	0.124 0.550 0.030	2.046 2.820 1.820	0.022 0.051 0.000		0.001 0.009 0.000	
川口一丁目 モール前	H23.5.27 ～ 6.2	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.264 0.400 0.200	0.002 0.033 0.000	0.009 0.031 0.001	0.011 0.064 0.001	1.890 2.100 1.810	0.083 0.220 0.000	1.973 2.320 1.810	0.011 0.041 0.000		0.000 0.001 0.000	

環境基準 ※1 一酸化炭素 1時間値の1日平均値が10 ppm以下かつ1時間値の8時間平均値が20 ppm以下

※2 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまたはそれ以下

※3 浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下かつ1時間値が0.20 mg/m³以下

5 水質の状況

(1) 霞ヶ浦の水質

(単位: mg/

地点	項目	年 度	水温 (°C)	透視度 (度)	pH	D0	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準			基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	基準なし	3.0以下	5.0以下	0.4以下 ※0.6以下	0.03以下 ※0.05以下
大 岩 田 水道事務所前	H15		16.5	14.8	8.1	10.8	3.6	6.4	24.0	1.6	0.12
	H16		15.2	19.9	7.9	10.3	2.6	6.5	22.8	2.0	0.11
	H17		16.4	19.0	7.9	10.1	2.6	6.9	22.8	1.7	0.11
	H18		17.6	19.0	8.8	12.0	3.4	7.3	23.3	1.6	0.11
	H19		17.0	20.0	8.5	12.6	4.5	8.5	21.5	1.3	0.10
	H20		17.0	23.0	8.2	10.9	4.4	7.8	14.2	1.4	0.08
	H21		18.0	38.9	8.4	10.4	3.9	7.4	23.8	1.3	0.07
	H22		17.6	27.0	8.0	10.8	2.3	7.6	19.2	1.7	0.12
	H23		19.0	28.2	8.3	11.8	3.2	8.4	24.2	1.8	0.16
	H24		18.1	26.3	8.1	10.0	2.7	8.5	25.4	1.5	0.13
	H25		18.3	28.7	8.0	11.8	2.6	7.4	19.5	1.5	0.12
	H26		18.5	33.8	8.1	9.3	2.5	7.1	13.1	1.1	0.08
	H27		18.1	29.7	7.8	8.9	2.5	7.3	29.0	1.6	0.15
	H28		18.0	28.5	8.0	8.7	2.7	7.4	20.3	1.2	0.11
	H29		17.2	27.3	8.0	9.0	3.1	7.8	22.7	1.4	0.13
	H30		19.2	30.8	8.2	9.1	2.4	7.5	19.0	1.2	0.11
	R1		18.8	28.2	8.0	8.7	2.4	7.0	21.0	1.4	0.12
	R2		17.6	26.3	8.2	9.1	3.4	8.0	22.3	1.3	0.12
	R3		19.9	23.0	8.2	8.6	2.5	7.5	24.2	1.3	0.12
川口二丁目 土浦新港	H15		16.8	15	7.8	10.2	3.5	6.0	24.3	2.2	0.10
	H16		16.1	20	7.7	9.8	2.4	6.1	23.5	2.5	0.11
	H17		17.2	18	7.9	10.7	2.9	7.0	24.2	2.3	0.13
	H18		17.8	20	8.3	11.3	2.8	6.9	19.5	2.1	0.11
	H19		17.1	18	8.1	10.6	4.5	7.9	24.0	1.0	0.11
	H20		17.1	20	8.3	10.4	4.8	8.0	19.5	1.9	0.11
	H21		17.8	19	7.9	10.0	3.4	6.9	24.3	2.0	0.08
	H22		17.8	22	7.9	10.3	2.8	7.9	26.8	2.3	0.14
	H23		17.7	22	8.1	10.8	3.2	10.1	24.8	2.4	0.15
	H24		19.2	25	7.8	10.8	3.7	10.5	24.2	2.7	0.18
	H25		19.7	28	7.9	11.6	3.0	7.9	16.4	2.5	0.13
	H26		18.8	32	7.9	10.2	3.4	7.6	12.7	2.2	0.12
	H27		19.2	37	7.8	10.3	2.7	7.5	13.9	2.9	0.15
	H28		18.8	32	7.9	9.7	3.1	8.4	18.7	2.1	0.13
	H29		18.3	32	7.6	9.3	2.8	8.5	14.1	2.7	0.16
	H30		19.9	33	7.8	9.4	3.3	8.1	15.1	2.4	0.13
	R1		19.8	30	7.5	8.4	3.2	8.0	20.5	3.0	0.17
	R2		18.4	27	7.9	11.2	4.7	8.4	16.5	2.4	0.14
	R3		21.0	27	8.0	11.0	3.3	8.2	16.2	2.6	0.14
沖宿 沖宿新港	H15		17.1	13	8.2	11.5	3.3	6.8	27.0	1.3	0.14
	H16		16.1	15	8.6	11.6	4.1	8.5	31.8	1.7	0.14
	H17		16.9	14	8.6	12.4	3.6	8.8	32.0	1.2	0.14
	H18		17.6	13	9.0	11.8	4.4	10.6	60.5	1.6	0.19
	H19		17.6	16	8.7	12.3	5.0	9.4	28.5	1.0	0.13
	H20		17.2	17	8.5	11.9	5.3	9.4	21.3	1.4	0.12
	H21		18.3	20	8.4	11.9	3.5	7.9	30.3	1.2	0.08
	H22		18.3	26	8.2	10.9	2.8	8.5	22.7	1.4	0.14
	H23		17.3	23	8.5	11.3	3.4	9.4	28.7	1.2	0.15
	H24		18.3	25	8.4	11.4	2.6	8.6	22.7	1.1	0.13
	H25		18.4	25	8.1	12.5	2.2	7.4	23.8	1.3	0.11
	H26		18.2	26	8.2	10.1	2.8	8.0	19.8	1.3	0.13
	H27		18.6	26	8.2	10.2	2.8	8.2	26.2	1.2	0.13
	H28		18.2	24	8.1	9.0	2.4	8.0	25.7	1.0	0.12
	H29		16.9	25	8.1	9.2	2.4	7.8	22.2	1.0	0.12
	H30		19.1	27	8.2	8.8	3.6	8.4	25.8	1.2	0.15
	R1		19.3	23	8.3	9.4	2.4	7.8	30.0	1.2	0.13
	R2		18.3	22	8.4	10.6	3.0	8.3	28.0	1.0	0.14
	R3		20.5	21	8.4	9.7	2.7	7.8	23.5	1.1	0.12

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/L」。

・全窒素 (T-N)、全りん (T-P) については、本来の環境基準は上段の値であるが、湖沼の特性等に鑑み、当面下段の値 (※印) の達成に努めるものとする。

(2) 河川の水質

(単位: mg/

地点	項目	年 度	水温(℃)	透視度 (度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準			基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2.0以下	基準なし	25以下	基準なし	基準なし
花 室 川 小岩田東二丁目 小岩橋下 (H13年度までは 新和橋下)	H15	15.3	46.6	7.5	7.4	3.3	4.8	7.7	3.4	0.15	
	H16	14.8	48*	7.6	7.1	1.6	3.9	5.9	3.0	0.09	
	H17	15.9	49*	7.5	7.8	1.8	4.9	6.0	2.8	0.11	
	H18	16.8	62*	7.5	8.2	1.5	4.3	8.0	2.9	0.10	
	H19	16.1	56*	7.5	8.1	3.9	5.2	4.2	2.6	0.10	
	H20	15.6	76*	7.6	8.1	2.6	4.1	3.5	3.2	0.11	
	H21	17.2	46.3*	7.5	8.1	2.4	4.4	7.0	2.8	0.12	
	H22	17.8	46.2*	7.7	10.0	1.4	4.6	7.3	2.5	0.12	
	H23	10.4	53.5*	7.5	9.8	1.3	3.5	4.6	2.2	0.09	
	H24	17.7	48.3*	7.6	7.4	2.5	5.3	7.4	2.5	0.18	
	H25	17.2	46.3*	7.5	9.0	2.1	5.3	7.6	2.5	0.25	
	H26	16.9	49.2*	7.5	8.0	1.3	4.3	6.5	2.2	0.12	
	H27	17.6	47.7*	7.6	8.7	1.4	4.3	8.0	2.1	0.11	
	H28	16.6	46.2*	7.6	7.2	2.4	5.3	8.1	2.4	0.15	
	H29	16.6	44.8*	7.5	6.5	2.9	6.0	9.0	2.1	0.15	
	H30	19.5	49*	7.5	6.5	2.7	5.6	8.9	2.6	0.17	
	R1	18.6	44*	7.6	8.2	1.7	4.6	8.7	2.1	0.11	
	R2	16.7	47*	7.6	6.8	3.4	5.0	7.6	3.3	0.11	
	R3	17.9	49*	7.7	7.8	1.3	4.2	6.4	2.0	0.09	
	乙 戸 川 沖新田 桐の木橋下	H15	15.4	44.7	7.1	5.5	5.4	7.1	12.3	4.2	0.21
H16		14.9	48*	7.0	5.9	3.0	6.1	11.5	3.7	0.12	
H17		16.6	39*	7.0	6.0	5.5	8.9	19.7	3.0	0.23	
H18		16.9	54*	7.1	6.7	3.9	7.0	13.7	2.9	0.19	
H19		16.0	63*	7.0	6.3	5.0	7.2	6.5	2.6	0.17	
H20		15.7	78*	7.1	6.7	4.5	6.1	5.8	2.7	0.13	
H21		17.1	49.3*	7.0	6.8	2.6	4.9	6.0	2.7	0.08	
H22		19.9	42.5*	7.3	8.9	3.4	7.5	15.9	2.8	0.16	
H23		17.1	63.5*	7.2	9.1	2.2	5.9	8.6	2.5	0.10	
H24		18.0	48.1*	7.1	7.6	2.9	6.7	11.4	2.3	0.12	
H25		18.1	35*	7.1	9.9	3.5	7.5	19.1	2.3	0.14	
H26		18.1	43.2*	7.1	8.3	2.5	5.9	13.5	2.4	0.11	
H27		18.6	39.3*	7.2	8.7	2.4	5.7	13.8	2.2	0.11	
H28		18.4	40.8*	7.2	8.3	2.7	6.9	15.0	2.0	0.12	
H29		18.1	39.8*	7.2	8.9	2.7	6.9	12.7	1.7	0.12	
H30		21.0	48*	7.3	9.4	2.2	6.1	11.9	1.9	0.11	
R1		19.3	41.7	7.2	8.5	2.1	5.8	12.2	2.1	0.09	
R2		18.1	44*	7.2	9.0	2.6	5.9	12.5	2.4	0.12	
R3		19.6	43*	7.3	10.3	1.6	5.3	13.7	2.1	0.09	
備 前 川 小松一丁目 小松橋下		H15	15.5	37.4	7.5	7.4	3.0	5.2	10.6	2.0	0.12
	H16	15.0	45.2*	7.6	6.5	2.7	5.7	9.5	2.6	0.13	
	H17	16.1	36*	7.5	6.7	2.9	6.4	16.3	2.1	0.12	
	H18	17.0	32.0	7.7	9.0	4.3	7.1	14.8	2.6	0.15	
	H19	16.7	39.0	7.5	7.4	4.5	6.9	9.7	2.4	0.12	
	H20	16.5	27.0	7.6	5.8	5.0	7.8	12.3	1.9	0.12	
	H21	17.7	31.7	7.4	6.5	3.0	5.7	14.8	2.0	0.08	
	H22	18.3	33*	7.6	7.5	4.1	9.2	18.8	2.2	0.20	
	H23	16.2	34.2*	8.0	10.6	4.2	11.0	24.9	2.6	0.21	
	H24	18.0	29.5*	7.8	8.7	3.1	7.1	17.7	1.6	0.14	
	H25	17.9	33.3*	7.7	10.2	4.3	8.1	18.8	1.8	0.16	
	H26	17.6	38.2	7.7	7.6	2.7	5.9	14.2	1.7	0.12	
	H27	18.5	35.8	7.7	9.9	3.6	8.1	18.4	1.9	0.15	
	H28	17.9	35.0	7.7	7.6	2.5	6.5	15.4	1.4	0.12	
	H29	16.9	28.3	7.8	8.1	3.7	7.5	15.0	1.5	0.14	
	H30	17.9	35.0	7.7	7.6	2.5	6.5	15.4	1.4	0.12	
	R1	18.6	32*	7.5	6.2	2.9	7.4	17.6	1.8	0.16	
	R2	17.0	35.0	7.8	7.7	3.4	6.4	14.8	1.9	0.13	
	R3	18.6	37*	7.8	5.7	2.6	6.4	13.5	1.7	0.12	
	上備前川 上高津旧衛生 センター前	H25	17.1	34.7*	7.3	9.1	1.5	6.2	16.0	1.7	0.17
H26		17.6	37.3	7.3	7.6	1.5	5.9	19.0	1.8	0.16	
H27		17.8	37.8	7.4	7.5	1.8	6.1	17.7	1.8	0.18	
H28		17.1	37.0	7.4	6.6	1.8	6.9	19.0	1.7	0.19	
H29		16.4	34.2	7.4	6.6	1.9	7.2	20.5	1.8	0.21	
H30		19.9	36.0	7.4	6.6	1.7	6.6	19.1	2.0	0.21	
R1		18.9	30.2	7.4	6.7	1.5	6.8	24.2	1.6	0.19	
R2		16.8	27.7	7.4	6.8	1.8	6.0	20.8	1.8	0.19	
桜 川 水郷橋下 (H9年度からH16 年度までは 桜川橋下)	R3	18.5	27.7	7.4	6.7	1.4	6.0	21.2	2.5	0.15	
	H15	15.6	33.7	7.7	10.7	2.2	4.4	12.1	2.0	0.08	
	H16	15.1	42.7*	7.6	9.9	1.4	4.1	10.1	2.2	0.07	
	H17	16.3	34*	7.8	10.6	2.6	6.2	17.2	1.9	0.10	
	H18	17.0	42*	7.5	9.7	1.4	4.0	11.8	2.1	0.07	
	H19	16.3	44.0	7.5	10.8	2.6	4.5	9.2	2.0	0.07	
	H20	16.9	39.0	7.8	10.6	2.2	5.1	10.0	2.0	0.07	
	H21	17.3	34.8	7.6	9.4	2.1	4.7	14.2	2.1	0.16	
	H22	17.7	39.8*	7.6	10.5	1.6	4.9	12.5	1.8	0.08	
	H23	15.6	41.2	7.8	10.1	1.4	5.4	16.3	1.8	0.09	
	H24	18.0	33.8	7.8	10.7	1.6	5.7	13.2	1.6	0.09	
	H25	17.6	39.5	7.5	11.9	1.7	5.4	15.3	1.9	0.10	
	H26	17.3	40.5*	7.6	9.3	1.4	4.6	11.3	1.7	0.08	
	H27	18.1	33.6*	7.9	10.6	2.0	5.6	16.8	1.8	0.10	
	H28	17.2	36.1*	7.8	8.5	2.3	6.4	16.6	1.6	0.10	
	H29	16.9	31.3*	7.8	10.0	2.2	6.3	15.5	1.5	0.10	
	H30	17.2	36.1*	7.8	8.5	2.3	6.4	16.6	1.6	0.10	
	R1	18.6	33*	7.7	8.9	2.8	6.7	21.0	1.9	0.13	
	R2	16.6	40*	7.6	9.5	1.3	4.3	10.0	1.6	0.08	
	R3	18.4	42*	7.7	7.9	1.5	4.7	9.3	1.6	0.07	

(単位:mg/

地点	項目	年 度	水温(℃)	透視度 (度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準			基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2.0以下	基準なし	25以下	基準なし	基準なし
新 川 天王橋下 (H10年度からH13 年度までは 新町橋下)	H15	18.1	39.6	7.3	7.4	3.8	6.4	7.9	4.3	0.16	
	H16	16.4	43.5*	7.2	5.5	2.8	6.3	9.3	3.9	0.15	
	H17	17.6	44*	7.1	6.6	2.4	7.1	7.6	3.9	0.22	
	H18	19.2	46*	7.3	7.8	2.6	6.6	7.5	4.3	0.16	
	H19	18.5	42*	7.2	7.4	3.7	7.2	7.3	4.3	0.13	
	H20	17.8	49.0	7.3	7.2	3.4	7.5	7.7	3.6	0.17	
	H21	19.0	42.0	7.2	6.5	3.6	6.3	8.3	3.7	0.11	
	H22	19.6	43.8*	7.3	6.3	2.0	7.5	9.9	3.6	0.15	
	H23	18.5	49.5*	7.4	8.1	2.4	7.6	8.2	4.2	0.16	
	H24	19.9	36*	7.3	7.8	6.1	13.6	23.4	4.3	0.29	
	H25	20.5	42.7*	7.4	8.9	2.6	8.1	9.4	4.1	0.13	
	H26	19.9	43.3*	7.2	7.3	2.5	8.1	10.2	3.3	0.15	
	H27	19.4	37.1*	7.5	7.8	2.8	7.5	10.6	3.8	0.18	
	H28	19.3	41.8*	7.3	7.6	3.2	7.7	10.7	3.1	0.15	
	H29	18.0	35.0*	7.4	8.4	3.4	8.1	11.9	3.5	0.17	
	H30	19.3	41.8*	7.3	7.6	3.2	7.7	10.7	3.1	0.15	
	R1	20.2	37*	7.3	6.9	3.4	8.0	12.4	3.9	0.18	
	R2	19.7	37.6	7.3	6.3	2.9	7.3	11.3	3.6	0.18	
	R3	22.4	44*	7.4	7.4	2.6	7.1	8.3	3.9	0.15	
境 川 木田余 境橋下	H15	19.2	35.2	7.8	9.6	4.2	6.2	18.3	3.5	0.24	
	H16	18.8	29.1*	7.9	8.7	3.5	7.2	19.2	3.8	0.26	
	H17	19.0	28*	7.9	9.9	3.3	10.5	44.3	3.9	0.34	
	H18	20.2	42*	8.3	11.2	2.1	5.6	9.4	3.5	0.20	
	H19	20.3	45*	8.1	11.1	3.0	6.5	12.5	3.7	0.20	
	H20	19.0	34.0	8.0	10.1	3.8	7.2	14.8	3.4	0.20	
	H21	19.0	28.2	7.9	11.0	1.8	5.8	17.0	3.2	0.14	
	H22	19.9	34.8*	8.0	11.2	2.2	7.2	25.8	3.2	0.23	
	H23	18.4	26.5*	8.0	10.7	2.0	10.3	67.8	3.7	0.40	
	H24	19.3	24.5*	8.0	10.7	2.2	7.4	21.1	3.2	0.18	
	H25	18.7	22.5*	7.9	10.8	2.1	8.1	42.2	3.6	0.27	
	H26	19.1	37.5*	7.9	10.0	2.1	10.7	93.7	3.9	0.20	
	H27	19.0	32.2*	7.9	9.6	1.9	6.9	27.7	2.5	0.22	
	H28	19.0	25.8*	7.9	9.3	1.7	7.0	30.2	3.3	0.25	
	H29	16.6	33.8*	7.9	9.3	1.7	6.3	14.2	2.8	0.19	
	H30	19.1	34*	8.1	10.4	2.0	7.0	23.6	3.3	0.26	
	R1	19.5	22.9	8.0	9.6	2.2	8.2	43.8	3.3	0.29	
	R2	19.8	30.0	8.0	10.4	2.1	11.2	67.2	3.4	0.31	
	R3	20.1	29*	8.1	10.3	2.0	7.5	25.8	3.3	0.22	
一の瀬川 菅谷町 一の瀬川5号橋下	H15	18.0	48.3	7.2	9.3	2.8	4.2	7.7	4.4	0.17	
	H16	17.4	49.3*	7.1	9.0	1.3	3.6	7.1	4.3	0.09	
	H17	18.0	56*	7.2	8.7	1.9	4.6	7.2	3.8	0.09	
	H18	18.6	59*	7.3	9.4	1.3	4.0	7.6	3.9	0.11	
	H19	19.1	69*	7.3	9.5	2.6	5.0	4.0	3.4	0.15	
	H20	18.0	64.0	7.3	9.7	2.2	5.2	5.8	3.6	0.11	
	H21	18.7	48.7	7.2	10.3	2.2	4.3	7.2	3.8	0.08	
	H22	17.8	46.2*	7.3	10.7	1.2	4.9	12.4	3.4	0.10	
	H23	18.0	54.8*	7.3	10.0	1.4	4.9	9.3	3.5	0.12	
	H24	18.6	48*	7.3	9.8	1.5	5.3	9.1	3.0	0.17	
	H25	18.9	50*	7.2	11.0	1.5	4.7	8.7	3.2	0.10	
	H26	17.9	48.5*	7.2	8.9	1.3	4.5	9.1	3.2	0.10	
	H27	17.8	48.5*	7.4	10.3	1.4	4.4	9.3	2.7	0.13	
	H28	18.4	48.5*	7.4	8.9	1.1	4.8	9.7	2.4	0.11	
	H29	17.1	47.2*	7.3	9.3	1.5	5.2	11.6	2.7	0.13	
	H30	17.2	47*	7.3	9.1	1.3	4.9	11.0	2.5	0.16	
	R1	18.8	45*	7.3	9.3	1.6	5.2	10.0	2.8	0.11	
	R2	18.9	45*	7.5	10.5	1.7	5.2	12.7	2.8	0.22	
	R3	20.5	39*	7.4	9.3	1.5	5.7	15.6	2.8	0.16	
天ノ川 栗野町 桜橋下	H15	15.7	39.8	7.7	11.0	1.5	4.0	11.8	4.4	0.09	
	H16	15.5	41.1*	7.6	11.0	1.2	4.1	11.5	4.8	0.09	
	H17	16.6	45*	7.7	10.3	1.2	4.5	11.8	4.4	0.11	
	H18	17.6	44*	7.7	10.3	0.9	4.0	12.6	3.7	0.09	
	H19	16.4	60.0	7.7	10.4	2.2	4.5	5.8	3.9	0.09	
	H20	16.3	62.0	7.6	11.2	2.3	4.3	9.2	3.7	0.08	
	H21	17.4	44.3	7.6	10.0	1.4*	3.8	8.3	3.8	0.08	
	H22	15.0	49.5*	7.6	10.0	0.7	4.0	7.5	3.2	0.08	
	H23	16.1	61.8*	7.6	10.3	0.8	4.3	7.5	3.5	0.08	
	H24	17.2	51.2*	7.6	10.6	0.9	4.4	10.2	3.3	0.10	
	H25	15.9	42.2*	7.5	10.8	1.0	4.9	9.7	3.1	0.08	
	H26	15.8	46.2*	7.5	9.8	0.7	4.2	10.0	3.1	0.10	
	H27	16.9	43.8*	7.6	9.8	0.7	5.1	13.0	3.3	0.13	
	H28	15.8	47.3*	7.6	8.9	0.7	4.8	8.2	3.0	0.09	
	H29	15.3	43.0*	7.6	9.2	1.0	5.3	10.5	2.4	0.10	
	H30	14.9	46*	7.5	9.1	1.0*	4.8	10.3	2.6	0.10	
	R1	17.5	40*	7.6	9.1	1.0*	4.9	10.8	2.6	0.11	
	R2	15.8	31.2	7.7	9.6	1.1	4.8	18.5	3.3	0.19	
	R3	18.7	32*	7.7	9.4	1.9	4.9	16.1	3.0	0.13	

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/L」。

・透視度における「*」は、測定限界を超えた値(50<、または100<)があることを示し、平均するにあたっては、測定限界値を値(50<→50、100<→100)として計算した。

6 放射性物質の状況（令和3年度）

（１）小学校

（単位：マイクロシーベルト/時）

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
土浦小学校 (土浦市大手町13-32)	グラウンド 土(中央)	0.066	0.079
下高津小学校 (土浦市下高津四丁目2-9)	グラウンド 土(中央)	0.061	0.060
東小学校 (土浦市中455)	グラウンド 土(中央)	0.057	0.059
大岩田小学校 (土浦市大岩田2066-1)	グラウンド 土(中央)	0.067	0.073
真鍋小学校 (土浦市真鍋四丁目3-1)	グラウンド 土(中央)	0.069	0.063
都和小学校 (土浦市並木五丁目4826-1)	グラウンド 土(中央)	0.074	0.073
荒川沖小学校 (土浦市荒川沖東三丁目24-3)	グラウンド 土(中央)	0.062	0.069
中村小学校 (土浦市中村南五丁目29-5)	グラウンド 土(中央)	0.057	0.067
土浦第二小学校 (土浦市富士崎二丁目1-41)	グラウンド 土(中央)	0.068	0.074
上大津東小学校 (土浦市沖宿2489)	グラウンド 土(中央)	0.069	0.057
神立小学校 (土浦市中神立町4)	グラウンド 土(中央)	0.075	0.080
右廻小学校 (土浦市右廻1728-3)	グラウンド 芝(中央)	0.064	0.048
	(隣接地) 南部地区市民広 土(中央)	0.058	0.051
都和南小学校 (土浦市常名3090)	グラウンド 土(中央)	0.049	0.058
乙戸小学校 (土浦市乙戸南二丁目1-1)	グラウンド 土(中央)	0.043	0.050
菅谷小学校 (土浦市菅谷1464-8)	グラウンド 土(中央)	0.066	0.058
旧藤沢小学校 (土浦市藤沢3057)	グラウンド 土(中央)	0.045	0.048
旧斗利出小学校 (土浦市高岡1367)	グラウンド 土(中央)	0.069	0.060
旧山ノ荘小学校 (土浦市本郷301)	グラウンド 芝(中央)	0.042	0.044
旧穴塚小学校 (穴塚1478)	グラウンド 芝(中央)	0.066	0.061
旧上大津西小学校 (土浦市手野町3651)	グラウンド 土(中央)	0.059	0.058

※右廻小学校H25.6.24～6.27 芝生植付け

（２）中学校

（単位：マイクロシーベルト/時）

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
土浦第一中学校 (土浦市文京町3-8)	グラウンド 土(中央)	0.066	0.067
土浦第二中学校 (土浦市東真鍋21-7)	グラウンド 土(中央)	0.054	0.045
土浦第三中学校 (土浦市中村南一丁目25-15)	グラウンド 土(中央)	0.075	0.057
土浦第四中学校 (土浦市中高津三丁目10-4)	グラウンド 土(中央)	0.051	0.052
土浦第五中学校 (土浦市手野町3218-1)	グラウンド 土(中央)	0.061	0.078
土浦第六中学校 (土浦市右廻428)	グラウンド 土(中央)	0.096	0.092
都和中学校 (土浦市中貫1222-2)	グラウンド 土(中央)	0.072	0.075
新治中学校 (土浦市藤沢913)	グラウンド 土(中央)	0.053	0.049

（３）幼稚園

（単位：マイクロシーベルト/時）

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
土浦幼稚園 (土浦市文京町9-6)	グラウンド 芝(中央)	0.080	0.077
新治幼稚園 (土浦市沢辺1423-4)	グラウンド 芝(中央)	0.060	0.054

（４）保育所、児童館

（単位：マイクロシーベルト/時）

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
荒川沖保育所 (土浦市荒川沖西二丁目10-11)	グラウンド 芝(中央)	0.071	0.065
霞ヶ岡保育所 (土浦市霞ヶ岡町13-20)	グラウンド 芝(中央)	0.089	0.088
東崎保育所 (土浦市東崎町4-7)	グラウンド 土(中央)	0.067	0.060
天川保育所 (土浦市天川一丁目24-1)	グラウンド 土(中央)	0.061	0.049
神立保育所 (土浦市神立中央三丁目8-22)	グラウンド 芝(中央)	0.065	0.065
土浦愛隣会保育所 (土浦市右廻1681)	グラウンド 土(中央)	0.064	0.060
めぐみ保育園 (土浦市鳥山五丁目2263-8)	グラウンド 芝(中央)	0.058	0.052
都和児童館 (土浦市板谷二丁目712-9)	グラウンド 土(中央)	0.067	0.060
ボブラ児童館 (土浦市鳥山二丁目530-394)	グラウンド 芝(中央)	0.046	0.050
新治児童館 (土浦市本郷347-1)	グラウンド 芝(中央)	0.076	0.080

霞ヶ岡保育所 H25.7.26 芝生植付け

ボブラ児童館 H25.6.28 芝生植付け

(5) 主要公園

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
亀城公園 (土浦市中央一丁目1番地)	散水栓脇 芝	0.076	0.079
神立公園 (土浦市北神立町3番地)	散水栓脇 アスファルト	0.070	0.066
霞ヶ浦総合公園 (土浦市大岩田1051番地他)	ネイチャーセンター前 土	0.080	0.082
乙戸沼公園 (土浦市中村西根番外50-10)	遊具前 土	0.071	0.067
田村沖宿公園 (土浦市おおつ野七丁目4番地)	雨水樹脇 芝	0.101	0.076
紫ヶ丘公園 (土浦市紫ヶ丘8番)	階段下 芝	0.056	0.062
水と緑の里公園 (土浦市富士崎二丁目)	水揚げ場前 芝	0.062	0.068
朝日峠展望公園 (土浦市小野字秣場1291-14)	駐車場 アスファルト	0.088	0.092
ふるさとの森公園 (土浦市藤沢字宮窪1388-1、 高岡字鹿島神社2410)	ターザンロープ前 芝	0.061	0.051

(6) 運動公園

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
川口運動公園 (土浦市川口二丁目12-75)	陸上競技場 芝	0.062	0.057
川口運動公園 (土浦市川口二丁目12-75)	野球場 土	0.053	0.046
中貫運動公園 (土浦市東中貫3)	多目的広場 芝	0.070	0.071
南部地区運動広場 (土浦市乙戸1129-)	グラウンド 芝	0.041	0.046
市民運動広場 (土浦市佐野子町260)	野球場 土	0.063	0.056
木田余地区市民運動広場 (木田余東台一丁目3883)	グラウンド 芝	0.067	0.079
新治運動公園 (土浦市藤沢801-1)	子供広場 芝	0.055	0.050
本郷グランド (土浦市本郷番外1)	グラウンド 土	0.046	0.048

(7) 公民館

(単位：マイクロシーベルト/時)

施設 (所)	名 (在)	4月 地上1 m	10月 地上1 m
一中地区公民館 (土浦市大手町13-9)	駐車場 アスファルト	0.072	0.084
二中地区公民館 (土浦市木田余1675)	駐車場 アスファルト	0.085	0.090
三中地区公民館 (土浦市中村南四丁目8-14)	駐車場 アスファルト	0.065	0.081
四中地区公民館 (土浦市国分町11-5)	駐車場 アスファルト	0.068	0.078
上大津公民館 (土浦市手野町3252)	駐車場 アスファルト	0.071	0.058
六中地区公民館 (土浦市鳥山二丁目2346-1)	駐車場 アスファルト	0.064	0.073
都和公民館 (土浦市並木五丁目4824-1)	駐車場 アスファルト	0.077	0.065
新治地区公民館 (土浦市藤沢990)	駐車場 アスファルト	0.071	0.071

7 その他の環境の状況

(1) 水準点の変化

基 標 番 号	設 置 地 点		変動量(mm)		
	町(字)名	目 標	初回観測 変動量 水準点の高さ	S64.1.1 ～ H3.1.1	H3.1.1 ～ H5.1.1
				2年間/累計 (旧成果)	2年間/累計 (旧成果)
土 1 (10912)	中村町一区994	市道1級.29号線道路敷(墓地前)	S27.1.1 (24.0381)	1.5 / -45.5 (23.9926)	-0.9 / -46.4 (23.9917)
土 2 (10913)	中高津三丁目15-5	国道354号線道路敷(常陽銀行前)	H15.1.1 (24.2283)		
土 3	中高津一丁目1-4	土浦下高津郵便局	S47.11.1 (23.4715)	1.8 / -42.2 (23.4293)	0.1 / -42.1 (23.4294)
土 4	下高津四丁目5-5	土浦市第一学校給食センター内	S47.11.1 (22.4116)	-4.4 / -75.0 (22.3366)	-4.9 / -79.9 (22.3317)
土 5	下高津一丁目20-35	旧土浦市役所内	S47.11.1 (20.7983)	2.5 / -34.0 (20.7643)	0.2 / -33.8 (20.7645)
仮土 6	小松町1丁目	土浦小松郵便局前	H12.1.1 (2.9651)		
土 7	蓮河原新町	桜川水郷橋脇水管橋橋台	H 8.1.1 (3.4145)		
土 8	川口二丁目12番街区	土浦市川口運動公園内青年の森脇	S47.11.1 (1.7164)	3.0 / -91.7 (1.6247)	-0.7 / -92.4 (1.6240)
土 9	川口一丁目4番街区	土浦市西口第二駐輪場内	H 6.1.1 (2.7196)		
土10	大和町6-3	常陽銀行土浦駅前支店脇	S47.11.1 (1.7454)	4.2 / -63.6 (1.6818)	-1.1 / -64.7 (1.6807)
土11	桜町四丁目6-35	土浦市桜川ポンプ場内	S47.11.1 (1.4057)	4.1 / -32.6 (1.3731)	-0.9 / -33.5 (1.3722)
土12 (交4033)	大町9-5	(株)大島工務店前道路敷	S27.1.1 (1.6751)	3.4 / -66.3 (1.6088)	-1.7 / -68.0 (1.6071)
土14	中央一丁目12-5	退筆塚不動院内	S47.11.1 (2.7462)	1.4 / -57.1 (2.6891)	-3.1 / -60.2 (2.6860)
土16	田中二丁目6番街区	八幡神社入口	S47.11.1 (1.4683)	6.7 / -62.0 (1.4063)	0.2 / -61.8 (1.4065)
土17	文京町3-8	土浦市立土浦第一中学校内	S47.11.1 (2.0686)	-2.1 / -91.1 (1.9775)	-3.3 / -94.4 (1.9742)
土18	中央一丁目13番街区	亀城公園内忠魂碑脇	S47.11.1 (2.3117)	2.6 / -58.2 (2.2535)	-0.5 / -58.7 (2.2530)
土19	東崎町4-7	土浦市立東崎保育所内	S47.11.1 (1.1622)	0.5 / -94.9 (1.0673)	-4.3 / -99.2 (1.0630)
土20	城北町4-15	土浦税務署内	H24.3.1 (2.0175)	2.7 / 301.8 (2.3193)	-2.3 / 299.5 (2.3170)
土22	東真鍋町2-5	土浦市シルバー人材センター内	S47.11.1 (2.5514)	3.4 / -29.8 (2.5216)	-0.8 / -30.6 (2.5208)
土23	東真鍋町21-7	土浦市立土浦第二中学校内	S47.11.1 (26.6436)	4.1 / -24.5 (26.6191)	-1.4 / -25.9 (26.6177)
土24 (交4034)	真鍋四丁目3-1	土浦市立真鍋小学校内	H 3.1.1 (27.5532)	平成2年度移設 (27.5532)	-2.6 / (27.5506)
土25	大字殿里312	菊田宅内	S47.11.1 (4.4315)	4.5 / -30.8 (4.4007)	-0.8 / -31.6 (4.3999)
土26	真鍋五丁目17-26	土浦合同庁舎内	S47.11.1 (28.2196)	5.1 / -24.6 (28.1950)	-1.3 / -25.9 (28.1937)

()真高:T.P...m

変動量(mm)				
H5.1.1 ～ H8.1.1	H8.1.1 ～ H12.1.1	H12.1.1 ～ H15.1.1	H15.1.1 ～ H20.1.1	H20.1.1 ～ 平成24年度
3年間/累計 (旧成果)	4年間/累計 (旧成果)	3年間/累計 (旧成果) (2000年成果)	5年間/累計 (2000年成果)	5年間/累計 (測地成果2011)
-5.8 / -52.2 (23.9859)	-2.5 / -54.7 (23.9834)	2.1 / -52.6 (23.9855) (23.9508)	1.6 / -51.0 (23.9524)	-92.4 / -143.4 (23.8600)
		平成14年度移設 (24.2633) (24.2283)	1.0 / 1.0 (24.2293)	-95.7 / -94.7 (24.1336)
-4.6 / -46.7 (23.4248)	-1.3 / -48.0 (23.4235)	1.2 / -46.8 (23.4247) (23.3895)	1.9 / -44.9 (23.3914)	-98.5 / -143.4 (23.2929)
-11.8 / -91.7 (22.3199)	-7.8 / -99.5 (22.3121)	-3.0 / -102.5 (22.3091) (22.2737)	-5.4 / -107.9 (22.2683)	-109.7 / -217.6 (22.1586)
-4.9 / -38.7 (20.7596)	-0.9 / -39.6 (20.7587)	-1.6 / -41.2 (20.7571) (20.7218)	3.2 / -38.0 (20.7250)	-98.8 / -136.8 (20.6262)
	平成11年度新設 (2.9651)	-2.4 / -2.4 (2.9627) (2.9274)	-4.7 / -7.1 (2.9227)	-118.0 / -125.1 (2.8047)
平成7年度移設 (3.4145)	-8.3 / -8.3 (3.4062)	2.4 / -5.9 (3.4086) (3.3732)	1.1 / -4.8 (3.3743)	-104.9 / -109.7 (3.2694)
-6.6 / -99.0 (1.6174)	-6.7 / -105.7 (1.6107)	2.2 / -103.5 (1.6129) (1.5771)	-0.4 / -103.9 (1.5767)	-154.0 / -257.9 (1.4227)
平成5年度移設 (2.7196)	-3.0 / -3.0 (2.7166)	2.6 / -0.4 (2.7192) (2.6834)	0.4 / 0.0 (2.6838)	-106.3 / -106.3 (2.5775)
-5.7 / -70.4 (1.6750)	-2.7 / -73.1 (1.6723)	2.6 / -70.5 (1.6749) (1.6391)	-0.1 / -70.6 (1.6390)	-108.1 / -178.7 (1.5309)
-3.2 / -36.7 (1.3690)	-2.6 / -39.3 (1.3664)	3.0 / -36.3 (1.3694) (1.3337)	0.6 / -35.7 (1.3343)	-101.1 / -136.8 (1.2332)
-5.8 / -73.8 (1.6013)	-4.2 / -78.0 (1.5971)	2.4 / -75.6 (1.5995) (1.5638)	0.4 / -75.2 (1.5642)	-103.9 / -179.1 (1.4603)
-7.4 / -67.6 (2.6786)	-2.8 / -70.4 (2.6758)	1.1 / -69.3 (2.6769) (2.6411)	-1.8 / -71.1 (2.6393)	-114.7 / -185.8 (2.5246)
-10.0 / -71.8 (1.3965)	-3.2 / -75.0 (1.3933)	3.4 / -71.6 (1.3967) (1.3608)	0.4 / -71.2 (1.3612)	-101.0 / -172.2 (1.2602)
-8.7 / -103.1 (1.9655)	-6.5 / -109.6 (1.9590)	1.9 / -107.7 (1.9609) (1.9250)	-0.4 / -108.1 (1.9246)	-110.7 / -218.8 (1.8139)
-4.1 / -62.8 (2.2489)	-2.3 / -65.1 (2.2466)	2.5 / -62.6 (2.2491) (2.2132)	0.6 / -62.0 (2.2138)	-104.3 / -166.3 (2.1095)
-10.1 / -109.3 (1.0529)	-7.3 / -116.6 (1.0456)	-1.3 / -117.9 (1.0443) (1.0085)	-6.1 / -124.0 (1.0024)	-121.4 / -245.4 (0.8810)
-7.7 / 291.8 (2.3093)	-4.4 / 287.4 (2.3049)	1.0 / 288.4 (2.3059) (2.2699)	-0.7 / 287.7 (2.2692)	H24年3月移設 (2.0175)
-4.9 / -35.5 (2.5159)	-1.8 / -37.3 (2.5141)	-1.7 / -39.0 (2.5124) (2.4764)	3.7 / -35.3 (2.4801)	-108.4 / -143.7 (2.3717)
-3.0 / -28.9 (26.6147)	-1.3 / -30.2 (26.6134)	1.3 / -28.9 (26.6147) (26.5786)	0.3 / -28.6 (26.5789)	-104.3 / -132.9 (26.4746)
-5.5 / -8.1 (27.5451)	-2.7 / -10.8 (27.5424)	0.5 / -10.3 (27.5429) (27.5067)	-5.1 / -15.4 (27.5016)	-106.6 / -122.0 (27.3950)
-4.6 / -36.2 (4.3953)	-3.3 / -39.5 (4.3920)	0.3 / -39.2 (4.3923) (4.3561)	0.5 / -38.7 (4.3566)	-103.0 / -141.7 (4.2536)
-3.8 / -29.7 (28.1899)	-1.4 / -31.1 (28.1885)	1.4 / -29.7 (28.1899) (28.1536)	-0.2 / -29.9 (28.1534)	-103.1 / -133.0 (28.0503)

基 標 番 号	設 置 地 点		変動量 (mm)		
	町(字)名	目 標	初回観測 変動量 水準点の高さ	S64.1.1 ～ H3.1.1	H3.1.1 ～ H5.1.1
				2年間/累計 (旧成果)	2年間/累計 (旧成果)
土27	大字木田余2515	宝積寺境内	S47. 11. 1 (8.4322)	3.0 / -0.2 (8.4320)	-1.0 / -1.2 (8.4310)
土28	手野町1	茨城県総合検診協会県南センター内	S47.1. 1 (6.2949)	1.1 / -54.6 (6.2403)	-2.7 / -57.3 (6.2376)
土29	手野町1505-1	土浦市上大津支所内	S47.11. 1 (4.5789)	4.3 / -27.2 (4.5517)	-2.4 / -29.6 (4.5493)
土30	荒川沖東二丁目12-1	土浦市荒川沖東部地区学習等共用施設内	S62. 1. 1 (24.8038)	-0.2 / -0.9 (24.8029)	-0.7 / -1.6 (24.8022)
土31	荒川沖西二丁目10-11	土浦市立荒川沖保育所内	H1. 2. 26 (22.1193)	-1.1 / -1.1 (22.1182)	-1.3 / -2.4 (22.1169)
土32	乙戸南二丁目1-1	土浦市立乙戸小学校内	S60. 1. 1 (22.0633)	-3.2 / -13.4 (22.0499)	-2.9 / -16.3 (22.0470)
土33	中荒川沖町27-12	土浦市荒川沖消防署内	S60. 1. 1 (24.8876)	-1.1 / -1.8 (24.8858)	0.1 / -1.7 (24.8859)
土34	大字右靱1944-107	まりやま団地公民館跡地内	S60. 1. 1 (23.6055)	0.4 / -16.9 (23.5886)	-1.7 / -18.6 (23.5869)
土35	中村南一丁目25-15	土浦市立土浦第三中学校内	S60. 1. 1 (24.3565)	-0.4 / -5.6 (24.3509)	-1.2 / -6.8 (24.3497)
土36	中村南五丁目29-5	土浦市立中村小学校内	S60. 1. 1 (24.3650)	-0.7 / -5.1 (24.3599)	-1.6 / -6.7 (24.3583)
土37	大字中村西根50-10	乙戸沼公園内	S60. 1. 1 (23.4377)	-13.3 / -39.4 (23.3983)	-8.2 / -47.6 (23.3901)
土38	大字右靱1655-1	右靱児童公園内	S60. 1. 1 (24.1936)	-0.1 / -4.0 (24.1896)	-2.0 / -6.0 (24.1876)
土39	大字右靱428	土浦市立土浦第六中学校内	S60. 1. 1 (16.3554)	-0.6 / -9.8 (16.3456)	-2.7 / -12.5 (16.3429)
土40	大字中村西根1010	学校法人 常総学院校内	S60. 1. 1 (18.7699)	-0.6 / -2.5 (18.7674)	-0.7 / -3.2 (18.7667)
土41	大字大岩田2066-1	土浦市立大岩田小学校内	S60. 1. 1 (7.0208)	3.6 / -1.4 (7.0194)	-1.4 / -2.8 (7.0180)
土42	小岩田西一丁目18-8	緑ヶ丘公民館内	S60. 1. 1 (24.0976)	2.1 / -4.7 (24.0929)	-1.1 / -5.8 (24.0918)
土43	霞ヶ岡町13-20	土浦市立霞ヶ岡保育所内	S60. 1. 1 (25.6039)	3.5 / -3.8 (25.6001)	-2.2 / -6.0 (25.5979)
土44	大字大岩田	土浦市国民宿舎水郷前歩道敷	S60. 1. 1 (3.2427)	0.5 / -28.5 (3.2142)	-2.9 / -31.4 (3.2113)
土45	大畑字年田209-6	中越運送㈱土浦営業所南側道路敷	H20.3.1 (28.4027)		
土46	本郷字下原303	土浦市立山ノ荘小学校内	H20.3.1 (28.3659)		
土47	小高字山ノ神26-3	吉池東側道路敷	H20.3.1 (28.3578)		
土48	藤沢字大三角975	土浦市役所旧新治庁舎敷地内	H20.3.1 (28.9951)		
土49	藤沢字本町1250-1	土浦警察署旧藤沢駐在所脇	H20.3.1 (27.4481)		
土50	藤沢字浄瑠璃山 3631-6	常陽銀行新治支店入口	H20.3.1 (27.6425)		
県 1	並木町三丁目3-43	土浦市都和支所内	S47.11. 1 (26.3521)	3.2 / -31.8 (26.3203)	0.3 / -31.5 (26.3206)

()真高:T.P…m

変動量(mm)				
H5.1.1 ～ H8.1.1	H8.1.1 ～ H12.1.1	H12.1.1 ～ H15.1.1	H15.1.1 ～ H20.1.1	H20.1.1 ～ 平成24年度
3年間/累計 (旧成果)	4年間/累計 (旧成果)	3年間/累計 (旧成果) (2000年成果)	5年間/累計 (2000年成果)	5年間/累計 (測地成果2011)
-6.5 / -7.7 (8.4245)	-1.4 / -9.1 (8.4231)	1.4 / -7.7 (8.4245) (8.3884)	0.3 / -7.4 (8.3887)	-106.9 / -114.3 (8.2818)
-7.1 / -64.4 (6.2305)	-5.1 / -69.5 (6.2254)	-2.3 / -71.8 (6.2231) (6.1868)	-4.7 / -76.5 (6.1821)	-119.7 / -196.2 (6.0624)
-5.0 / -34.6 (4.5443)	-3.0 / -37.6 (4.5413)	1.6 / -36.0 (4.5429) (4.5064)	-0.7 / -36.7 (4.5057)	-115.9 / -152.6 (4.3898)
-8.5 / -10.1 (24.7937)	-1.7 / -11.8 (24.7920)	-0.3 / -12.1 (24.7917) (24.7577)	4.0 / -8.1 (24.7617)	-88.3 / -96.4 (24.6734)
-6.8 / -9.2 (22.1101)	-2.6 / -11.8 (22.1075)	-0.2 / -12.0 (22.1073) (22.0733)	3.9 / -8.1 (22.0772)	-88.2 / -96.3 (21.9890)
-13.7 / -30.0 (22.0333)	-6.8 / -36.8 (22.0265)	-1.1 / -37.9 (22.0254) (21.9913)	1.9 / -36.0 (21.9932)	-93.4 / -129.4 (21.8998)
-8.5 / -10.2 (24.8774)	-2.1 / -12.3 (24.8753)	-0.2 / -12.5 (24.8751) (24.8410)	3.8 / -8.7 (24.8448)	-89.7 / -98.4 (24.7551)
-5.8 / -24.4 (23.5811)	-3.5 / -27.9 (23.5776)	-0.3 / -28.2 (23.5773) (23.5431)	3.5 / -24.7 (23.5466)	-91.8 / -116.5 (23.4548)
-9.2 / -16.0 (24.3405)	-2.9 / -18.9 (24.3376)	1.0 / -17.9 (24.3386) (24.3043)	2.3 / -15.6 (24.3066)	-91.0 / -106.6 (24.2156)
-9.3 / -16.0 (24.3490)	-5.7 / -21.7 (24.3433)	-0.7 / -22.4 (24.3426) (24.3083)	0.4 / -22.0 (24.3087)	-91.1 / -113.1 (24.2176)
-13.4 / -61.0 (23.3767)	-8.5 / -69.5 (23.3682)	-0.5 / -70.0 (23.3677) (23.3334)	0.5 / -69.5 (23.3339)	-93.6 / -163.1 (23.2403)
-5.4 / -11.4 (24.1822)	-3.4 / -14.8 (24.1788)	0.3 / -14.5 (24.1791) (24.1447)	3.2 / -11.3 (24.1479)	-93.2 / -104.5 (24.0547)
-6.6 / -19.1 (16.3363)	-6.3 / -25.4 (16.3300)	-2.8 / -28.2 (16.3272) (16.2924)	0.1 / -28.1 (16.2925)	-101.2 / -129.3 (16.1913)
-4.1 / -7.3 (18.7626)	-1.7 / -9.0 (18.7609)	2.7 / -6.3 (18.7636) (18.7289)	1.5 / -4.8 (18.7304)	-91.4 / -96.2 (18.6390)
-3.9 / -6.7 (7.0141)	-2.8 / -9.5 (7.0113)	1.7 / -7.8 (7.0130) (6.9780)	2.3 / -5.5 (6.9803)	-98.2 / -103.7 (6.8821)
-3.4 / -9.2 (24.0884)	-3.0 / -12.2 (24.0854)	1.3 / -10.9 (24.0867) (24.0516)	1.4 / -9.5 (24.0530)	-98.1 / -107.6 (23.9549)
-4.3 / -10.3 (25.5936)	-2.6 / -12.9 (25.5910)	1.6 / -11.3 (25.5926) (25.5576)	1.7 / -9.6 (25.5593)	-100.3 / -109.9 (25.4590)
-7.7 / -39.1 (3.2036)	-4.7 / -43.8 (3.1989)	-0.7 / -44.5 (3.1982) (3.1630)	-0.5 / -45.0 (3.1625)	-162.9 / -207.9 (2.9996)
			平成20年度新点新設 (28.4027)	-103.0 / -103.0 (28.2997)
			平成19年度新点新設 (28.3659)	-106.9 / -106.9 (28.2590)
			平成19年度新点新設 (28.3578)	-100.2 / -100.2 (28.2576)
			平成19年度新点新設 (28.9951)	-108.5 / -108.5 (28.8866)
			平成19年度新点新設 (27.4481)	-102.9 / -102.9 (27.3452)
			平成19年度新点新設 (27.6425)	-104.2 / -104.2 (27.5383)
-4.6 / -36.1 (26.3160)	-1.3 / -37.4 (26.3147)	1.0 / -36.4 (26.3157) (26.2792)	0.7 / -35.7 (26.2799)	-104.0 / -139.7 (26.1759)

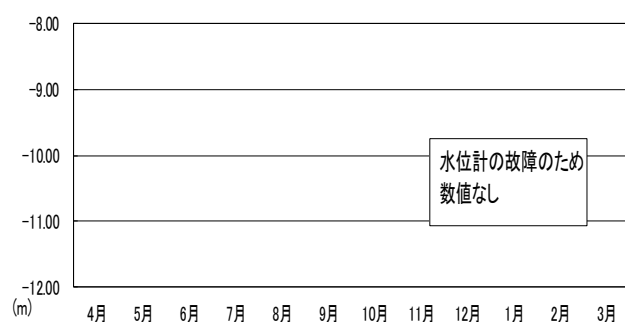
基 標 番 号	設 置 地 点		変動量 (mm)		
	町(字)名	目 標	初回観測 変動量 水準点の高さ	S64.1.1 ～ H3.1.1	H3.1.1 ～ H5.1.1
				2年間/累計 (旧成果)	2年間/累計 (旧成果)
県 2	並木町五丁目4826-1	土浦市立都和小学校内	S47.11. 1 (26.5320)	2.1 / -28.1 (26.5039)	-0.1 / -28.2 (26.5038)
県10	北神立町3	神立公園内	S47.11. 1 (27.0674)		
県11	北神立町1-1	(株)アールピー工場内	S47.11. 1 (26.6472)		
県14	東中貫町3	中貫公園内	S47.11. 1 (27.2672)		
県15	大字中貫1929	鹿島八坂神社入口	S47.11. 1 (26.7256)	2.9 / -21.8 (26.7038)	-0.3 / -22.1 (26.7035)
仮16	板谷六丁目557-4	大沼果樹園前道路敷	H12. 1. 1 (26.4250)		
県17	板谷七丁目605	(株)SHカッパ―プロダクツ旧東山住宅内	S47.11. 1 (26.8100)	4.1 / -20.1 (26.7899)	-0.8 / -20.9 (26.7891)
県18	神立町3591-2	天谷宅内	S47.11. 1 (26.7965)		
県19	神立町2520	中川宅内	S47.11. 1 (25.9133)		
県20	北神立町5	土浦市神立配水場内	S47.11. 1 (27.1388)		
県21	神立町1209	皆藤宅内	S47.11. 1 (24.9453)		
県22	神立町650	日立建機(株)土浦工場内	S47.11. 1 (26.5193)		
仮23	神立東二丁目29-1	日立土浦労働会館前歩道敷	H.20.3.1 (25.2001)		
県24	白鳥町764	白鳥町公民館内	S47.11. 1 (26.5136)		
県25	手野町3218-1	土浦市立土浦第五中学校内	S47.11. 1 (25.3351)		
県26	手野町3651	土浦市立上大津西小学校内	S47.11. 1 (26.6479)		
仮県27	神立町1763-2	神立町1区公民館内	H25.3.1 (25.9544)		
仮28	大字木田余3550	(株)SHカッパ―プロダクツ土浦工場入口	H9.3.1 (26.3438)		
TU55-1	天川一丁目4番街区	天川第2公園内	S56. 1. 1 (22.7303)	1.1 / -5.2 (22.7251)	-1.9 / -7.1 (22.7232)
TU55-2	大字右廻2201-2	日先神社入口	S56. 1. 1 (24.2567)	0.6 / -5.3 (24.2514)	-1.9 / -7.2 (24.2495)
TU55-3	荒川沖東三丁目24-3	土浦市立荒川沖小学校内	S56. 1. 1 (21.9999)	-2.3 / -12.7 (21.9872)	-2.5 / -15.2 (21.9847)
006-067	東若松町3977-3	(株)ホンダベルノ茨城南前緑地	H 2. 1. 1 (21.9845)	平成元年度移設 (21.9845)	-7.3 / -7.3 (21.9772)
10911	荒川沖町字仙上530	ネットトヨタ茨城荒川沖(営)前歩道敷	S48. 12. 1 (23.3799)	-2.8 / -4.8 (23.3751)	-2.3 / -7.1 (23.3728)
4036	千代田町大字上稲吉字 新宿山1831-6	ゼクス土浦店前歩道敷	S48. 12. 1 (27.3082)	1.9 / 1.9 (27.3101)	-1.9 / 0 (27.3082)
NI56-02	沢辺803	沢辺生活改善センター	S56. 1. 1	/	/

()真高:T.P…m

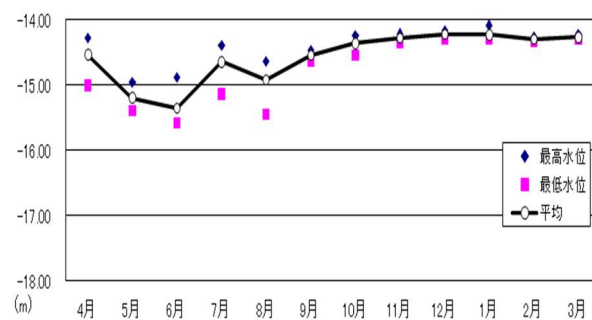
変動量(mm)				
H5.1.1 ～ H8.1.1	H8.1.1 ～ H12.1.1	H12.1.1 ～ H15.1.1	H15.1.1 ～ H20.1.1	H20.1.1 ～ 平成24年度
3年間/累計 (旧成果)	4年間/累計 (旧成果)	3年間/累計 (旧成果) (2000年成果)	5年間/累計 (2000年成果)	5年間/累計 (測地成果2011)
-5.8 / -34.0 (26.4980)	-1.4 / -35.4 (26.4966)	1.4 / -34.0 (26.4980) (26.4614)	-0.1 / -34.1 (26.4613)	-104.5 / -138.6 (26.3568)
/ -25.3 (27.0421)	-0.4 / -25.7 (27.0417)	0.6 / -25.1 (27.0423) (27.0055)	-3.0 / -28.1 (27.0025)	-115.1 / -143.2 (26.8874)
/ -22.4 (26.6248)	-0.5 / -22.9 (26.6243)	0.4 / -22.5 (26.6247) (26.5877)	-1.8 / -24.3 (26.5859)	-107.8 / -132.1 (26.4781)
/ -20.2 (27.2470)	-0.9 / -21.1 (27.2461)	1.1 / -20.0 (27.2472) (27.2101)	-2.4 / -22.4 (27.2077)	-107.3 / -129.7 (27.1004)
-5.8 / -27.9 (26.6977)	-2.1 / -30.0 (26.6956)	-3.6 / -33.6 (26.6920) (26.6510)	4.3 / -29.3 (26.6553)	-107.3 / -136.6 (26.5480)
	平成11年度新設 (26.4250)	0.8 / 0.8 (26.4258) (26.3891)	1.1 / 1.9 (26.3902)	-106.3 / -104.4 (26.2839)
-5.0 / -25.9 (26.7841)	-2.5 / -28.4 (26.7816)	1.1 / -27.3 (26.7827) (26.7459)	-0.6 / -27.9 (26.7453)	-107.4 / -135.3 (26.6379)
/ -24.8 (26.7717)	-0.8 / -25.6 (26.7709)	1.9 / -23.7 (26.7728) (26.7361)	-3.2 / -26.9 (26.7329)	-105.9 / -132.8 (26.6270)
/ -22.4 (25.8909)	-1.8 / -24.2 (25.8891)	1.8 / -22.4 (25.8909) (25.8541)	-1.9 / -24.3 (25.8522)	-106.2 / -130.5 (25.7460)
/ -28.4 (27.1104)	-0.1 / -28.5 (27.1103)	0.8 / -27.7 (27.1111) (27.0744)	-1.3 / -29.0 (27.0731)	-107.5 / -136.5 (26.9656)
/ -24.9 (24.9204)	-1.4 / -26.3 (24.9190)	1.4 / -24.9 (24.9204) (24.8838)	-1.2 / -26.1 (24.8826)	-105.6 / -131.7 (24.7770)
/ -31.8 (26.4875)	-0.3 / -32.1 (26.4872)	1.7 / -30.4 (26.4889) (26.4522)	-2.1 / -32.5 (26.4501)	-106.8 / -139.3 (26.3433)
	平成11年度新設 (25.2586)	2.4 / 60.9 (25.2610) (25.2244)	平成19年度新点新設 (25.2001)	-108.0 / -108.0 (25.0921)
/ -28.5 (26.4851)	-1.1 / -29.6 (26.4840)	-0.3 / -29.9 (26.4837) (26.4471)	-0.9 / -30.8 (26.4462)	-107.5 / -138.3 (26.3387)
/ -28.9 (25.3062)	-1.9 / -30.8 (25.3043)	-0.1 / -30.9 (25.3042) (25.2677)	0.7 / -30.2 (25.2684)	-108.1 / -138.3 (25.1603)
/ -31.4 (26.6165)	-2.7 / -34.1 (26.6138)	1.2 / -32.9 (26.6150) (26.5785)	-1.2 / -34.1 (26.5773)	-106.0 / -140.1 (26.4713)
/ 68.9 (26.0233)	-1.9 / 67.0 (26.0214)	1.0 / 68.0 (26.0224) (25.9858)	-1.9 / 66.1 (25.9839)	仮点新設 (25.9544)
	平成8年度新設 (26.3438)	2.3 / 2.3 (26.3461) (26.3096)	0.7 / 3.0 (26.3103)	-105.7 / -102.7 (26.2046)
-4.3 / -11.4 (22.7189)	-2.2 / -13.6 (22.7167)	2.0 / -11.6 (22.7187) (22.6837)	1.1 / -10.5 (22.6848)	-96.3 / -106.8 (22.5885)
-6.3 / -13.5 (24.2432)	-4.4 / -17.9 (24.2388)	-1.0 / -18.9 (24.2378) (24.2035)	3.3 / -15.6 (24.2068)	-90.8 / -106.4 (24.1160)
-7.1 / -22.3 (21.9776)	-3.0 / -25.3 (21.9746)	-0.7 / -26.0 (21.9739) (21.9400)	4.0 / -22.0 (21.9440)	-87.8 / -109.8 (21.8562)
-15.8 / -23.1 (21.9614)	-15.1 / -38.2 (21.9463)	-6.0 / -44.2 (21.9403) (21.9039)	-9.0 / -53.2 (21.8949)	-123.0 / -176.2 (21.7719)
-8.8 / -15.9 (23.3640)	-4.2 / -20.1 (23.3598)	0.1 / -20.0 (23.3599) (23.3257)	3.4 / -16.6 (23.3291)	-89.5 / -106.1 (23.2396)
-3.8 / -3.8 (27.3044)	-3.2 / -7.0 (27.3012)	0.7 / -6.3 (27.3019)	-39.5 / -45.8 (27.2624)	-109.7 / -155.5 (27.1527)
/	/	/	0.3 / 0.3	-103.1 / -102.8
		(30.4607) (30.4213)	(30.4216)	(30.3185)

(2) 地下水位変動状況（令和3年度）

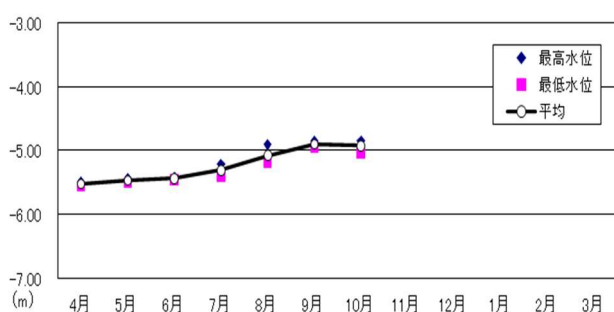
①中川宅（神立町）の地下水位変動状況



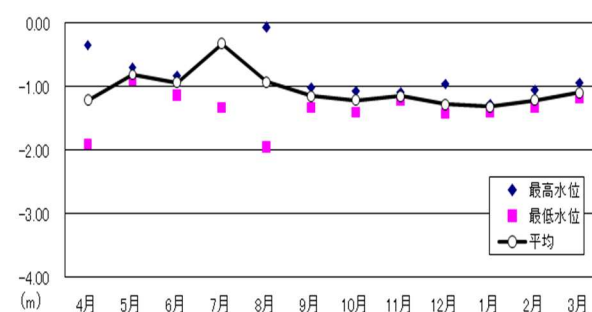
②皆藤宅（神立町）の地下水位変動状況



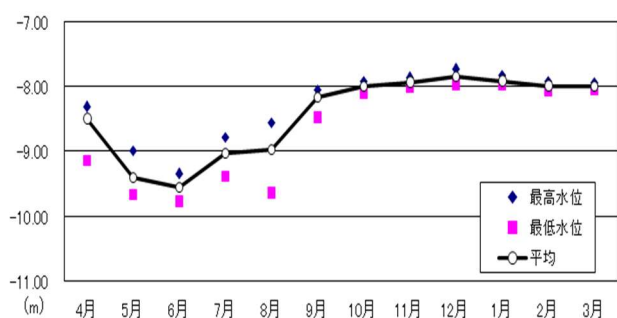
③天谷宅（神立町）の地下水位変動状況



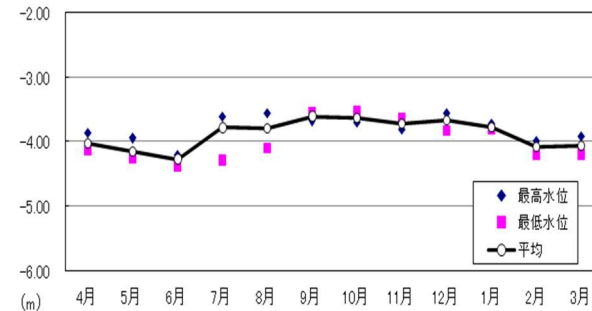
④太洋社（中央一丁目）の地下水位変動状況



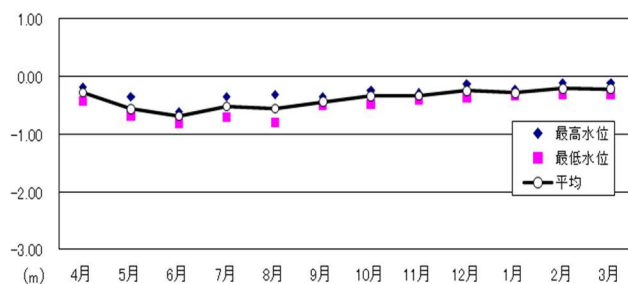
⑤都和公民館（並木五丁目）の地下水位変動状況



⑥荒川沖消防署（中荒川沖）の地下水位変動状況



⑦桜町児童公園（桜町四丁目）の地下水位変動状況



8 助成制度等（令和 3 年度）

（１）公害防止施設資金保証料補助及び利子補給制度

茨城県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合、融資のあっ旋及び利子補給を行う「茨城県環境保全施設資金融資制度」が設けられています。土浦市は、この活用について積極的に推進するとともに、この制度により公害防止施設の改善等に係る資金の融資を受けた市内の中小事業者に対し、保証料の補助と利子の補給を行っています。

○公害防止施設資金保証料補助

1 対象者

- ・ 市内に工場等を有するまたは建設する者で、公害防止施設を設置、改善する者
- ・ 茨城県環境保全施設資金融資制度により融資を受けるとき、融資条件が茨城県信用保証協会の保証付となって融資を受けた中小事業者
- ・ 市税を完納している者

2 対象額

茨城県環境保全施設資金融資制度による融資資金に対する保証料（県負担分を除く）

○公害防止施設資金利子補給金

1 対象者

- ・ 市内に工場等を有するまたは建設する者で、公害防止施設を設置、改善する者
- ・ 茨城県環境保全施設資金融資制度に基づく融資を受けた者
- ・ 市税を完納している者

2 融資の条件（県制度）

融資限度額	環境保全施設	(1) 融資対象となる事業費の 80%以内 (2) 一つの貸付事業につき 2,500 万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は 5,000 万円
	地球温暖化対策	(1) 融資対象となる事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に 80%を乗じた額 (2) 一つの貸付事業につき 500 万円を限度 但し、再生可能エネルギー施設の設置等、知事が必要と認めた場合は 1,500 万円
融資利率	融資期間利率（カッコ内は保証付きの場合） 5 年超～7 年以内 2.3 (1.8) % 3 年超～5 年以内 2.2 (1.7) % 3 年以内 2.1 (1.6) %	
償還方法	元金均等償還（1 年以内の据置可）	

3 利子補給

県融資制度対象事業		利子補給対象事業		県の 利子補給	市の 利子補給
環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設の設置や改善	小規模事業者が行う污水处理施設の新設、改修（霞ヶ浦流域）		全額	
		家畜排せつ物の負荷削減対策施設の新設、改修（霞ヶ浦流域）		全額	
		ダイオキシン類対策施設の新設、改修		0.6%	末端利率の3分の2以内（県補給分除く）
		上記以外の公害防止施設の設置や改善		-	
	産業廃棄物の適正処理施設の設置や改善	-		-	
	化学物質の適正管理施設の設置や改善	-		-	
低公害車の導入	ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車	-		-	
地球温暖化対策	省エネルギー、再生可能エネルギー施設の設置や改善	エコ事業所登録事業者の省エネルギー施設等の設置または改善(省エネルギー施設導入に係る県の補助対象事業を除く。)	省エネルギー対策実施計画書を提出済	全額	
			上記以外	0.9%	

（２）令和３年度住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金

環境と共生した、うるおいとやすらぎのある「まち」の創造と地球環境の保全を目的として、太陽光発電設備と連携し、環境に配慮した住宅用の蓄電システムを設置する方に、その経費の一部を補助します。

１ 申込資格・条件

（１）次のいずれかに該当する方

①市内に自らが居住する住宅に環境配慮型設備をこれから設置される方

②自らが居住しようとする環境配慮型設備付建売住宅を市内にこれから購入される方

（２）市町村税を滞納していない方

（３）年度内にすべての手続を完了することができる方

（４）過去に定置用リチウムイオン蓄電システムに係る土浦市の補助金を受けたことのない方（同一の世帯員の方を含む）

（５）茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に実績報告までに登録し、家庭での省エネの取り組みを行っている方

２ 補助対象設備・補助金額・補助対象経費

補助対象設備	補助金の額	補助対象経費
蓄電システム	１台あたり 50,000 円	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事費）

※1 すべての補助対象設備は未使用品に限ります。

※2 蓄電システムとは以下の要件すべてに該当する設備に限ります。

- ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。
- ・住居等に設置された太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。
- ・蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。

（３）高度処理型浄化槽設置補助

昭和 62 年度から公共下水道事業認可区域外および農業集落排水事業区域外の地域を対象に、合併処理浄化槽設置に係る補助制度を設けて普及を図っていますが、平成 12 年度より合併処理浄化槽の中でも汚水中の有機物（BOD）のみならず富栄養塩類（窒素又はリン）を除去する機能を持つ「高度処理型浄化槽」を、補助対象浄化槽と定めています。

補助金交付申請の受付につきましては、毎年度 4 月 1 日（土日祝日を除く）からの先着順とし、当該年度の補助可能な件数に到達した時点で受付終了となります。

１ 補助対象地域

公共下水道事業認可区域外および農業集落排水事業区域外の地域
（区域内であっても 7 年以上整備が見込まれない土地）

2 補助金額

補助対象人数	補助限度額	
5 人槽	窒素（転換有）	685,000 円
	窒素（転換なし）	474,000 円
	窒素・りん（転換有）	1,099,000 円
	窒素・りん（転換なし）	876,000 円
7 人槽	窒素（転換有）	901,000 円
	窒素（転換なし）	615,000 円
	窒素・りん（転換有）	1,475,000 円
	窒素・りん（転換なし）	1,219,000 円
10 人槽	窒素（転換有）	1,143,000 円
	窒素（転換なし）	723,000 円
	窒素・りん（転換有）	2,063,000 円
	窒素・りん（転換なし）	1,719,000 円

補助対象高度処理型浄化槽の水質基準

（単位：mg/L）

	窒素	窒素・リン
BOD	10以下	10以下
窒素	10以下	10以下
リン	-	1以下

※BODの除去率は90%以上あること。

* 転換とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物の新築、改築または増築に伴うものを除く、専用住宅における新規浄化槽への入れ替え

（4）生ごみ処理容器の補助金事業

生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器の購入補助を行っています。

種類	電気式生ごみ処理機		コンポスト容器	E Mぼかし容器
	乾燥式	バイオ式		
写真				
補助金額	1 世帯 1 基まで 「購入価格(税抜)の半額」(上限 20,000 円)		1 世帯 2 基まで 「購入価格(税抜)の半額」(上限 4,000 円)	

(5) 公共下水道・農業集落排水処理施設接続工事費補助制度

生活環境の向上と霞ヶ浦流域や流入河川の水質保全のため、供用開始3年以内に公共下水道・農業集落排水処理施設接続工事（水洗化工事）を実施する方に、その工事費の一部を補助します。

なお、令和4年度までは霞ヶ浦の生活排水対策を加速させるため、供用開始4年目以降も対象とし、高齢者又は青少年の方の同居世帯で、世帯の課税対象所得合計額が334万円以下の方を対象に接続工事にかかる補助を大幅に拡充しています。

1 補助要件

次の項目のすべてに該当する方が、補助対象となります。

- (1) 次の補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という）を行う方
 - ・くみ取り便所から水洗便所に改造し公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事
 - ・浄化槽を廃止し、公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事
- (2) 区域処理内の建築物の所有者又はその同意を得た当該建築物の賃借人であり、法人その他の団体でないこと
- (3) 下水道受益者負担金又は農業集落排水事業受益者分担金・市税を滞納していない方、及び水洗便所改造資金の利子補給または農業集落排水設備資金の利子補給を受けていない方

2 補助金額

(1) 通常補助

補助対象工事費の2分の1とし、4万円を限度額として補助（千円未満切り捨て）

(2) 拡充補助

65歳以上又は18歳未満の方が同居する世帯で、申請者と生計を一にする配偶者その他親族の課税対象所得合計額が334万円以下の方の場合、(1)に代わり35万円を限度額として全額補助（千円未満切り捨て）

※借家・アパートは対象内、ただし新築・官公庁・法人・団体は対象外

3 補助の手続

- (1) 接続工事費補助金交付申請書と必要書類の提出をしてください。
- (2) 市による申請内容の審査の後、接続工事費補助金交付決定通知書を送付します。
- (3) 工事着工
- (4) 接続工事費補助金実績報告書と必要書類の提出をしてください。
- (5) 市による報告内容の審査の後、接続工事費補助金額確定通知書を送付します。
- (6) 接続工事費補助金交付請求書の提出をしてください。
- (7) 補助金の交付

※公共下水道と農業集落排水施設のどちらに接続する場合にも同様の手続きが必要になります。

詳しくは、下水道課のホームページをご覧ください。

（６）生垣設置奨励補助金

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、新たに生垣を設置される方に補助金を交付します。生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心にうるおいと安らぎを与え、地震などの災害防止にも役立ち、市街地の緑化に重要な役割を果たします。

現在、すでに古くなったブロック塀や石塀をお持ちの方は、緑の生垣に変えてみてはいかがでしょうか。

１ 補助金交付対象生垣の条件

- （１） 市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの
- （２） 道路に面するもので総延長が 5 m 以上であるもの
- （３） 樹木の高さが概ね 60 cm 以上で、延長 1 m につき 2 本以上植栽されるもの
- （４） 国もしくは地方公共団体の所有、または管理に属しない土地に設置されるもの
- （５） 道路の幅員が 4 m 未満の場合は、その中心線から 2 m 以上後退させて設置するもの
- （６） コンクリートブロック等を使用して敷地面から 60 cm を超える基礎の上に設置されるものでないこと
- （７） 不動産の販売を目的として設置されるものでないもの
- （８） 他の法令等の規定により補助または補償を受けたものでないもの

２ 補助対象者

新たに生垣を設置する者又は既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する者

３ 補助金の額

設置に要する経費（既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。）の 2 分の 1 とし、その限度額は、15 万円とする。ただし、延長 1 m 当たりの補助金の額は、5,000 円を限度とする。

４ 補助金交付までの手続（申請者の行うものは◎印）

補助制度をご利用される方は申請書提出前に都市整備課公園緑地係までご一報下さい。

- （１） ◎生垣設置奨励補助金交付申請書の提出
- （２） 市による申請内容等の審査
- （３） 生垣設置奨励補助金交付決定通知
- （４） ◎工事着工
- （５） ◎生垣設置完了報告書の提出
- （６） 市による工事完了生垣の検査
- （７） 生垣設置奨励補助金交付額決定通知
- （８） 補助金の交付（金融機関口座振込）

9 土浦市環境基本条例

平成 12 年 3 月 29 日

条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 9 条）

第 2 節 環境基本計画（第 10 条）

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策の推進（第 11 条—第 24 条）

第 4 節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第 25 条）

第 5 節 地球環境保全のための施策の推進（第 26 条）

第 3 章 環境審議会及び環境計画進行管理委員会

第 1 節 環境審議会（第 27 条—第 34 条）

第 2 節 環境計画進行管理委員会（第 35 条—第 41 条）

第 3 節 補則（第 42 条・第 43 条）

付則

私たち土浦市民は、太古の昔より、清らかな空の下で、豊かな水をたたえる霞ヶ浦から昇る朝日を待ちわび、筑波の山裾^{すそ}に広がる緑の大地に沈む夕日を惜しみながら、これらの自然から大いなる恵みを受けて、ときには自然の荒波にもまれながらも営々と歴史と文化を刻み、今日の繁栄を築き上げてきた。

しかしながら、現在の私たちは、豊かな生活や便利さを手に入れた一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を作り出しながら、私たちの生活を支え続けてきた緑を減らし、空気と水と大地を汚すなどの環境の問題も生み出してしまった。今やこの問題は、地域をはるかに越えて、生命存続の基でもある地球の環境をも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時にこれまで先人たちがその英知と努力により守り、育てて来た私たちのまち土浦の自然、歴史、文化はもちろんのこと生命の母なる地球の良好な環境を将来の世代に引き継いで行く責務も有している。

私たちは、限りある自然とその恵みに感謝し、自然とともに生き、かけがえのない地球の良好な環境を守っていくため、これまでの事業活動や日常生活を顧みて、市と事業者と市民がそれぞれの役割分担の下、協力し合いながら、環境への負荷の少ない循環を基調として発展する社会を築いていかなければならない。

私たちはこのような認識の下、健康で文化的な生活を営むために必要となる良好な環境の保全と創造を実現し、これを将来の世代に引き継いで行くため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに土浦市（以下「市」という。）、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現

在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に限りがあるとの認識の下、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民等が公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- 4 霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、土浦らしさを表わす風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、又は良好な環境の創造に努めること。
 - (2) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が

図られるようにすること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活を営むに当たっては、自らの活動に伴って生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、及び良好な環境の創造に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然その他の環境の保全に努めなければならない。

2 滞在者は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止その他により霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の環境（以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。）が修復、保全及び創造されること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。

(5) 安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(6) 伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。

(7) 廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。

(8) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民等との連携が強化されるとともに環境に関する教育及び学習が推進されること。

(9) 地球環境保全が国際協力の下、推進されること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、土浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第11条 環境に影響を及ぼすと認められる市の施策を策定し、及び実施する際には、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、森林、農地、水辺地等の自然環境の適正な保全を図るとともに市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為

(3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業

の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第15条 市は、環境の状況の的確な把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定のために必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況の的確な把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の実施のために必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した行動等の普及)

第17条 市は、事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

3 市は、滞在者による霞ヶ浦の湖沼環境その他の環境の保全に配慮した行動の普及に努めるものとする。

(経済的な措置等)

第18条 市は、事業者、市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、事業者、市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第 22 条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(事業者、市民等との連携及び協力)

第 23 条 市は、事業者、市民、民間団体等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第 24 条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

第 4 節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

第 25 条 市は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保等に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前 2 項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

第 5 節 地球環境保全のための施策の推進

第 26 条 市は、国、他の地方公共団体、事業者及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会及び環境計画進行管理委員会

第 1 節 環境審議会

(環境審議会の設置)

第 27 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、土浦市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 28 条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 30 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験のある者

(3) 産業界を代表する者

(4) 市議会の議員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 33 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第 34 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第 2 節 環境計画進行管理委員会

(環境計画進行管理委員会の設置)

第 35 条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な進行を確保するため、土浦市環境計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 36 条 委員会は、環境基本計画に基づく市の施策の進行状況について調査し、市長に対し、その結果を報告し、又は必要な助言を行う。

(組織)

第 37 条 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

(委員)

第 38 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 39 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 40 条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、2 人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の合議によりこれを決する。

(委員以外の者の出席等)

第 41 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第 3 節 補則

(庶務)

第 42 条 審議会及び委員会の庶務は、市民生活部環境保全課において処理する。

(委任)

第 43 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(土浦市環境審議会条例の廃止)

2 土浦市環境審議会条例（平成 11 年土浦市条例第 9 号）は、廃止する。

(審議会等に係る経過措置)

3 前項の規定による廃止前の土浦市環境審議会条例の規定に基づく土浦市環境審議会及びその委員は、この条例の規定に基づく審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年土浦市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

10 土浦市公害防止条例

昭和47年4月1日

条例第15号

改正 平成11年3月29日条例第9号

平成17年9月26日条例第60号

(目的)

第1条 この条例は、法令及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定め、もつて市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全をはかることを目的とする。

(平17条例60・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地下水枯渇・地盤沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、公害を発生するおそれがあるもので、規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、公害の実態を掌握し、公害の防止に関する必要な施策を積極的に推進し、公害の防止に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を自らの責任において講ずるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公共の場所を汚し、又は静穏を阻害する等公害を発生させることのないよう常に努めるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第6条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

(防止協定)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(措置要請)

第8条 市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、国又は県に対し直ちに適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事故届等)

第9条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出をした者は、すみやかに事故発生防止のための措置に関する計画書を市長

に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による計画書を提出した者が当該計画に基く措置を完了したときは、市長に届け出なければならない。

（特定施設設置等の届出）

第 10 条 特定施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日前 60 日（騒音に係るものについては、30 日）までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。その届け出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- （1）氏名及び住所（法人にあつては、その名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）工場等の名称及び所在地
- （3）事業の内容
- （4）特定施設の種類と数
- （5）特定施設の構造
- （6）公害防止の方法
- （7）その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による届け出があつた場合、公害を防止するために必要な条件を付することができる。

（経過措置）

第 11 条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から 30 日以内に、前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（規制基準）

第 12 条 市長は、公害を防止するため、特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、土浦市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
- 3 事業者は、第 1 項の規定による規制基準を遵守しなければならない。

（平 11 条例 9 ・一部改正）

（改善勧告）

第 13 条 市長は、特定施設から公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた者は、すみやかに公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずるとともに、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（措置の届出）

第 15 条 第 13 条第 1 項の規定による改善勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、すみやかに市長に届け出てその確認を受けなければならない。

(調査請求)

第 16 条 公害を受けている者又は受けるおそれがある者は、市長に対し、その状況を報告し、調査を請求することができる。

(報告及び立入検査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第 1 項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。

(助成)

第 18 条 市長は、公害の防止のための施設の設置又は改善に必要な資金のあつせん及び技術的な助言に努めるものとする。

(罰則)

第 19 条 第 14 条の規定による改善命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条又は第 11 条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(2) 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平 11 条例 9 ・ 一部改正)

(両罰規定)

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条から第 15 条まで、第 19 条及び第 20 条の規定は、この条例公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 47 年規則第 24 号で、第 10 条から第 15 条まで、第 19 条及び第 20 条の規定は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行)

(平 17 条例 60 ・ 旧付則 ・ 一部改正)

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 新治村の編入の日 (以下「編入日」という。)において、現に旧新治村の区域内で第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置している者 (設置の工事をしている者を含む。)は、編入日から起算して 30 日以内に第 10 条第 1 項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(平 17 条例 ・ 60 追加)

付 則 (平成 11 年 3 月 29 日条例第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 9 月 26 日条例第 60 号）

この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

11 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成 16 年 6 月 28 日

条例第 21 号

改正 平成 17 年 9 月 26 日条例第 61 号

平成 23 年 6 月 22 日条例第 16 号

平成 27 年 6 月 19 日条例第 28 号

平成 29 年 3 月 22 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除くものとする。

(2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

(3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

(4) 特定有害物質 鉛、砒^ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして市規則で定めるものをいう。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第 3 条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域及びその周辺の地域における土壤の汚染及び土砂等の流出を未然に防止する等、当該埋立て等区域及びその周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第 4 条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、廃棄物の混入した土砂等又は土壤の汚染若しくは崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれのある土砂等を運搬することのないよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の所有者の責務)

第 5 条 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、茨城県その他の関係機関と協力して土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(土地の埋立て等の許可)

第7条 埋立て等区域の面積が 5,000 平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、前項の規定は適用しない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (2) 国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。ただし、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等及び同法第 4 条第 1 項第 7 号又は第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出に係る土地の埋立て等を除く。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める土地の埋立て等

3 第 1 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に市規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（平 23 条例 16・平 29 条例 10・一部改正）

（土地の所有者等の同意）

第8条 申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、前条第 3 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項の同意のほか、申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域に隣接する土地の所有者、占有者、管理者及び居住者に対し、前条第 3 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、当該事項を説明できないこと及び当該事項に同意を得ることができないことについて特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（平 27 条例 28・平 29 条例 10・一部改正）

（住民への周知）

第9条 申請者は、あらかじめ、市規則の定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域の周辺の住民に対し、当該土地の埋立て等の概要を周知させるよう努めなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質、特定有害物質による汚染の状態及び水素イオン濃度指数が市規則で定める基準に適合しているものであること。
- (2) その土地の埋立て等の施工に関する計画が市規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。
- (3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が市規則で定める埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。
- (4) その土地の埋立て等に用いる土砂等が発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) その申請をする者（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、その施工する者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア第21条の規定により許可を取り消され、かつ、当該取消しの日から5年を経過していない者

イ第21条又は第22条第2項の規定による土地の埋立て等の停止命令の期間を経過していない者

ウ第22条第1項の規定による土地の埋立て等の中止命令を受けている者

エ第22条第1項又は第2項の規定による土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置命令を受けている者

オその他市規則で定める要件に該当する者

- (6) その土地の埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(平27条例28・平29条例10・一部改正)

(許可の条件)

第11条 市長は、第7条第1項の許可をするに当たっては、土地の埋立て等を行う期間を1年を限度として許可するものとし、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第3項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、市規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第3項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平29条例10・一部改正)

(着手の届出等)

第13条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める期日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手するとき。着手する日の7日前
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。完了した日から15日以内
- (3) 当該許可に係る土地の埋め立て等を廃止し、又は休止したとき。廃止し、又は休止した日から15日以内
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋め立て等を再開するとき。再開する日の7日前

2 市長は、前項の届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第3項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（平29条例10・一部改正）

（埋立て等に使用された土砂等の量の報告）

第14条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

（土壌の調査及び報告）

第15条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第16条 許可を受けた者が当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させる者に限る。）があったときは、当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（標識の掲示）

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、市規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（帳簿への記載）

第 19 条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の市規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第 20 条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る第 7 条第 3 項の申請書の写し、前条の帳簿その他の市規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平 29 条例 10・一部改正)

(許可の取消し等)

第 21 条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 第 12 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可を受けたとき。

(3) 第 11 条(第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。次条第 2 項において同じ。)の規定により第 7 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可に付した条件(次条第 2 項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(4) この条又は次条第 2 項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令等)

第 22 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第 11 条の規定により第 7 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第 10 条第 1 号の基準又は当該許可に係る第 7 条第 3 項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

3 市長は、前 2 項の規定により、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去を命じられた者により土地の埋立て等が行われた埋立て等区域の土壌が第 10 条第 1 号の基準に適合せず、当該埋立て等区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、茨城県知事にその旨を通報するものとする。

(平 29 条例 10・一部改正)

(協力要請)

第 23 条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第 24 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立

て等に関して必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、第21条の規定に基づき第7条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消された者又は第21条若しくは第22条第1項若しくは第2項に定める命令に従わない者の氏名、違反の事実その他市規則で定める事項を公表することができる。

(手数料)

第26条 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、土浦市手数料条例（平成12年土浦市条例第19号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第21条又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条、第15条又は第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第3項、第13条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条の規定に違反した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)

2 土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年土浦市条例第42号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項第2号の規定により旧条例の適用を除外される旧条例第2条第2号に規定する事業（以下「事業」という。）として、当該土地の埋立て等を行っている者（第7条第1項の許可を必要とする土地の埋立て等を行っている者に限る。）は、この条例の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に第7条第1項の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、なお従前の例により当該土地について事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 5 前項の場合において、同項に規定する者の行う事業については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際又は付則第4項の期間経過の際現に発せられている旧条例第13条の規定に基づく勧告並びに旧条例第14条、第15条、第16条第2項及び第18条第2項の規定に基づく命令は、なお効力を有する。
- 7 この条例の施行前にした行為、付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる土地の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 8 新治村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、新治村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成6年新治村条例第1号。以下「新治村条例」という。）第5条の規定による事業の許可を受けた者は、この条例の規定により、土地の埋立て等の許可を受けた者とみなす。

(平17条例61・追加)

- 9 編入日において、現に旧新治村の区域内で埋立て等区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満である土地の埋立て等を行っている者は、第7条の規定により、編入日から起算して30日以内に市長の許可を受けなければならない。

(平17条例61・追加)

- 10 編入日前にした新治村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、新治村条例の例による。

(平17条例61・追加)

(土浦市手数料条例の一部改正)

- 11 土浦市手数料条例（平成12年土浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平17条例61・旧第8項繰下)

付 則（平成17年9月26日条例第61号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成23年6月日条例第16号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成27年6月19日条例第28号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 22 日条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 4 項の規定によりなされた申請に係る許可の基準については、この条例の規定による改正後の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 土浦市さわやか環境条例

平成6年9月29日

条例第25号

改正 平成9年12月24日条例第44号

平成17年9月26日条例第55号

平成30年6月22日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 ポイ捨ての禁止等（第5条—第7条）
- 第3章 空き地の美化（第8条—第11条）
- 第4章 空き缶等の散乱防止（第12条—第18条）
- 第5章 自動車等の放置防止（第19条—第29条）
- 第6章 飼い犬のふん害の防止（第30条・第31条）
- 第7章 雑則（第32条・第33条）
- 第8章 罰則（第34条—第38条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

（市民の責務）

第2条 市民は、清潔な環境が保持されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、清潔な環境が保持されるよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、各種施策を通じて清潔な環境の保持に努めなければならない。

第2章 ポイ捨ての禁止等

（空き地へのポイ捨ての禁止等）

第5条 何人も、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。以下同じ。）に、みだりにごみ（飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器（以下「空き缶等」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムの嚙（か）みかす、包装紙その他の散乱性の高いごみをいう。以下同じ。）を捨ててはならない。

2 空き地を所有し、又は管理する者（以下「空き地の所有者等」という。）は、ごみを捨てられないよう自ら必要な措置を講じなければならない。

（公共の場所でのポイ捨て禁止等）

第6条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において、

みだりにごみを捨ててはならない。

- 2 公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所の清潔を保持し、みだりにごみが捨てられないよう努めなければならない。

（宣伝物等の配布者の收拾義務等）

第7条 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者（以下「配布者」という。）は、その配布場所周辺に宣伝物等が飛散したときは、当該宣伝物等を速やかに收拾しなければならない。

- 2 市長は、宣伝物等がその配布場所周辺に飛散している場合は、配布者に対し、当該宣伝物等を收拾するよう指示することができる。

第3章 空き地の美化

（空き地の管理）

第8条 空き地の所有者等は、空き地に雑草等（雑草・枯草又はこれに類するかん木類をいう。次条において同じ。）が繁茂し、その空き地が次の各号のいずれかに該当する状態（次条及び第11条において「不良状態」という。）にならないよう常に適正な管理に努めなければならない。

- （1）害虫の発生場所になること。
- （2）雑草が開花し、その花粉により人の健康を害するおそれがある場所になること。
- （3）火災の予防上危険な場所になること。
- （4）犯罪の防止上好ましくない場所になること。
- （5）交通上の障害になる場所になること。
- （6）廃棄物の不法投棄場所になること。

（空き地の所有者等に対する勧告）

第9条 市長は、空き地が不良状態にあるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、その空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他不良状態の改善について必要な措置（次条及び第11条において「改善措置」という。）を講ずべきことを勧告することができる。

（除草等の委託）

第10条 空き地の所有者等は、やむを得ない事情により、改善措置を自ら実施できないときは、これを市長に委託することができる。

（空き地の所有者等に対する命令）

第11条 市長は、空き地が不良状態にあるにもかかわらず、その空き地の所有者等が第9条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 空き缶等の散乱防止

（実施計画）

第12条 市は、空き缶等の散乱の防止及び回収の促進に関する施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

- 2 実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する事項
- （2）空き缶等の回収の促進に関する事項
- （3）空き缶等の回収を自主的に行う団体の育成に関する事項

（販売業者等の散乱防止の責務）

第13条 缶等（飲食料を収納する缶、瓶その他の容器をいう。次条及び第17条において同じ。）に収納した飲食料を販売する事業を行う者（以下「販売業者」という。）は、空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進を図るために、規則で定める分別回収容器（以下「指定回収容器」という。）の設置、当該指定回収容器の維持管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業、旅客を運送する事業その他の観光に関する事業を報酬を得て行う者は、空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進を図るために、観光旅行者に対する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自動販売機の届出）

第14条 販売業者は、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により缶等に収納した飲食料を販売しようとするときは、当該自動販売機ごとに、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- （2）自動販売機の設置の場所
- （3）指定回収容器の設置の場所及びその管理の方法
- （4）その他市長が必要と認める事項

（変更等の届出）

第15条 前条の規定による届出をした販売業者は、その届出に係る同条第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定による届出をした販売業者は、その届出に係る同条第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第16条 市長は、第14条及び前条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）の規定による届出があったときは、その届出をした販売業者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 届出済証の交付を受けた販売業者は、当該届出済証を亡失し、又は当該届出済証が毀損したときは、その事実を知った日から14日以内にその旨を市長に届け出て、届出済証の再交付を受けなければならない。

3 届出済証の交付又は再交付を受けた販売業者は、その届出に係る自動販売機の見やすい位置に、当該届出済証を貼付しなければならない。

（指定回収容器の設置義務等）

第17条 缶等に収納した飲食料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機について、指定回収容器を設置するとともに、当該指定回収容器を適正に管理しなければならない。

（自動販売業者に対する勧告及び命令）

第18条 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、指定回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた自動販売業者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、

その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5章 自動車等の放置防止

(放置の禁止)

第19条 何人も、故なく自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。以下同じ。）を放置（自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた土地以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。以下同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第20条 放置されている自動車等を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第21条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に自動車等が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査等)

第22条 市長は、第20条第1項の規定による通報を受けたときその他必要があると認めるときは、その職員に、当該自動車等の状況、所有者等（自動車等を所有し、占有し、又は使用する権利を現に有する者若しくは最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。以下同じ。）その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車等が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の場合においては、所有者等に対して放置してはならない旨を注意する警告書を当該自動車等に取り付けるものとする。

(自動車等の所有者等に対する勧告)

第23条 市長は、市が管理する土地に放置された自動車等であって、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、当該自動車等の所有者等が判明したものについては、その所有者等に対し、当該自動車等を撤去すべきことを勧告することができる。

(自動車等の所有者等に対する命令)

第24条 市長は、当該自動車等の所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、当該自動車等を撤去すべきことを命ずることができる。

(自動車等の撤去及び保管)

第25条 市長は、第22条第1項及び第2項の規定による調査にもかかわらず、所有者等を知ることができないため、前条の規定により当該自動車等を撤去すべきことを命ずることができないときは、当該自動車等を自ら撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自動車等を撤去したときは、当該自動車等を規則で定める場所に保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により自動車等を保管したときは、当該自動車等の所有者等に対して当該自動車等を返還するため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の認定)

第26条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して6月を経過しても同条第2項の規定により保管した自動車等を返還することができないときは、当該自動車等を廃物として認定することができる。

2 市長は、前条第1項の規定により撤去した自動車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項の規定にかかわらず、直ちに当該自動車等を廃物として認定することができる。

(1) 機能の一部又は全部を喪失し、自動車等として本来の用に供することが困難であると認めるとき。

(2) 道路運送車両法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、同法第73条第1項に規定する車両番号標その他これに類する標識が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損し、かつ、同法第7条第1項第2号に規定する車台番号又はこれに類する車体の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度に毀損しているとき。

(3) 相当の期間にわたり放置されており、かつ、放置されている場所その他の状況から投棄の意思が明らかであると認めるとき。

3 市長は、前2項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(自動車等の処分)

第27条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により自動車等を廃物として認定したときは、これを処分することができる。

(費用の徴収等)

第28条 市長は、第25条第1項及び第2項の規定により撤去し、保管した自動車等を所有者等に返還するときは、当該自動車等に係る撤去及び保管に要した費用をその者から徴収する。

2 市長は、前条の規定により自動車等を処分した後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、当該自動車等に係る撤去、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の費用を免除することができる。

(関係法規の活用)

第29条 市長は、自動車等の放置の防止及び放置された自動車等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

第6章 飼い犬のふん害の防止

(飼い主の遵守事項)

第30条 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有者以外の者が飼養し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

(飼い主に対する指導)

第31条 市長は、飼い主が前条の規定に違反して、同条各号の規定を遵守していないと認めるときは、当

該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

第7章 雑則

(立入調査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き地の所有者等、自動販売業者若しくは自動車等の所有者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、空き地、空き缶等に係る自動販売機が設置されている土地若しくは自動車が放置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第34条 第24条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第14条、第15条第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第16条第3項の規定による届出済証の貼付をしなかった者

(4) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第36条 第32条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第38条 第6条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例（昭和59年土浦市条例第11号）

(2) 土浦市雑草等の除去に関する条例（平成元年土浦市条例第30号）

(経過措置)

3 施行日前にした廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例又は土浦市雑草等の除去に関する条例の規定による勧告、命令その他の処分又は届出その他の手続でこの条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってした勧告、命令その他の処分又は届出その他の手続とみなす。

4 この条例の施行の際現に廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例第13条の自動販売業者であつて、同条の規定による回収容器を設置したものは、この条例の施行の日から3月を経過する日ま

での間、この条例第17条の規定による指定回収容器を設置した自動販売業者とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に廃止前の土浦市空き缶等の散乱防止に関する条例第13条の自動販売業者であつて、同条の規定による指定回収容器を設置していないものは、この条例の施行の日から30日以内に、この条例第17条の規定により指定回収容器を設置しなければならない。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 6 新治村の編入の日前に、新治村空き缶回収に関する条例（昭和59年新治村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成9年12月24日条例第44号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月26日条例第55号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成30年6月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

13 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成 6 年 9 月 29 日

条例第 24 号

改正 平成 8 年 3 月 22 日 条例第 7 号
平成 9 年 3 月 27 日 条例第 14 号
平成 12 年 9 月 26 日 条例第 41 号
平成 14 年 9 月 27 日 条例第 32 号
平成 17 年 9 月 26 日 条例第 54 号
平成 19 年 12 月 25 日 条例第 31 号
平成 22 年 3 月 25 日 条例第 6 号
平成 25 年 3 月 27 日 条例第 8 号
平成 26 年 3 月 24 日 条例第 20 号
平成 29 年 6 月 27 日 条例第 28 号
平成 29 年 9 月 25 日 条例第 31 号
平成 30 年 3 月 27 日 条例第 7 号
平成 31 年 3 月 28 日 条例第 14 号
令和 2 年 3 月 27 日 条例第 5 号
令和 2 年 12 月 22 日 条例第 36 号

(未施行)

令和 3 年 3 月 29 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の例による。

2 この条例において「再利用」とは、廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、及びその生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 3 事業者は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の発生抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため、土浦市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民の代表者、学識経験のある者、市議会の議員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

- 2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(市民の意見の反映)

第8条 市長は、廃棄物の発生抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

(廃棄物に係る環境学習)

第9条 市長は、廃棄物の発生抑制、再利用等に係る市民及び事業者の環境学習の推進に努めなければならない。

(市長による廃棄物の再利用等)

第10条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別して排出された再利用が可能な廃棄物の収集、市の処理施設での資源の回収等に努めなければならない。

- 2 市長は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の再利用)

第11条 市民は、地域等における資源集団回収等の自主的活動に参加すること、協力すること等により、廃棄物の再利用に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の発生抑制等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等の推進)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が製品の購入等に際して、その製品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその製品に係る包装材、容器等の返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理等)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(市民等による一般廃棄物の適正排出)

第15条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を分別して排出すること等適正に排出しなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物を所定の場所以外に排出してはならない。
- 3 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物についてはなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管するなどして市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(資源になる物の所有権等)

第15条の2 前条第2項の規定により所定の場所に排出された一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める資源になる物（子ども会廃品回収その他の集団回収による資源になる物を除く。次項において「資源になる物」という。）の所有権は、市に帰属する。

- 2 市長又は市長が指定する者以外の者は、資源になる物を収集し、又は運搬してはならない。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者について、市規則で定めるところにより、その氏名等を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(事業者の産業廃棄物の処理)

第16条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第17条 市は、市内で発生した産業廃棄物のうち、有害性物質を含まず、危険性がなく、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、廃棄物の処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたものを処理することができる。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち、一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう協力を求めることができる。

4 市民は、前項の事業者の適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

（排出規制物等）

第19条 土地又は建物の占有者は、適正処理困難物を除く一般廃棄物で、次に掲げるものを排出してはならない。

（1） 有害性物質を含む物

（2） 危険性のある物

（3） 引火性のある物

（4） 著しく悪臭を発する物

（5） 著しく容積の大きい物又は著しく重量のある物

（6） 前各号に準ずる物で、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（廃棄物処理手数料）

第20条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を別表第1に定めるところにより徴収する。

2 市長は、第17条の規定により産業廃棄物を処理するときは、当該産業廃棄物の処分に係る手数料を別表第2に定めるところにより徴収する。

（廃棄物処理手数料の免除）

第21条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する廃棄物処理手数料を免除することができる。

（廃棄物処理手数料の不還付）

第21条の2 既に納付された第20条に規定する廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物処理業等の許可等）

第22条 廃棄物処理法第7条第1項又は第6項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。廃棄物処理法第7条第2項又は第7項の規定により、許可の更新を受けようとする者についても、同様とする。

（浄化槽清掃業の許可等）

第23条 浄化槽法第35条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

2 浄化槽法第35条第2項に規定する許可期限は、2年とする。

3 前項の許可期限を過ぎて引き続き許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

（許可証の交付）

第24条 市長は、第22条又は前条に規定する許可又はその更新の申請を受け、当該申請を許可し、又は更新するときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証交付等手数料)

第25条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、別表第3に定める金額の手数を納付しなければならない。

(立入検査)

第26条 市長は、廃棄物処理法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地若しくは建物の占有者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項に規定する立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(技術管理者の資格)

第27条 廃棄物処理法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第29条 第15条の2第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例(以下「新条例」という。)は、平成7年1月1日から施行する。

(土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成元年土浦市条例第24号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

4 新条例の施行の際現に廃棄物処理法第6条第1項の規定により定められている一般廃棄物処理計画は、新条例第6条第1項の規定により定めたものとみなす。

5 新条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の規定に基づいて交付されている一般廃棄物処理業及び

浄化槽清掃業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新条例第21条第1項の規定に基づいて交付された許可証とみなす。

（新治村の編入に伴う経過措置）

- 6 新治村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、旧新治村の区域内において、廃棄物処理法第7条第1項及び第6項の規定による許可又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者は、この条例の相当規定により許可を受けた者とみなす。ただし、その許可に係る業を行う区域は、旧新治村の区域内とする。
- 7 編入日前に、この条例の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、その許可に係る業を行う区域は、編入前の土浦市の区域とする。

付 則（平成8年3月22日条例第7号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成9年3月27日条例第14号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年9月26日条例第41号）

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

付 則（平成14年9月27日条例第32号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年9月26日条例第54号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成19年12月25日条例第31号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第6号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

付 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月24日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。）は、平成26年5月1日から施行する。

付 則（平成29年6月27日条例第28号）

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

付 則（平成29年9月25日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができ

る。

付 則（平成30年3月27日条例第7号）

この条例中第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月28日条例第14号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

付 則（令和2年3月27日第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

種別	取扱区分	手数料
し尿	定額料金 一般世帯から排出されたもの（水洗貯留式便槽等から排出されたもの及び3月以上に1回排出されたものを除く。）を収集し、運搬し、及び処分するとき。	(1) 1月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額345円にくみ取り時の世帯人員数を乗じて得た額と世帯割額270円との合計額 (2) 1月に2回以上収集し、運搬し、及び処分する場合 1回目は、前記(1)により算出した額 2回目以降は、675円 (3) 2月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額345円にくみ取り時の世帯人員数を乗じて得た額の2倍の額と世帯割額270円との合計額
	従量料金 官公庁、学校、事業所等から排出されたもの、一般世帯の水洗貯留式便槽等から排出されたもの又は3月以上に1回一般世帯から排出されたものを収集し、運搬し、及び処分するとき。	18リットルにつき175円。ただし、18リットルに満たないときは、175円とする。
浄化槽汚泥	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき18円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。
ごみ及び粗大ごみ（市長が認めたものに限り。）	一般世帯から市が指定する燃やせるごみ又は燃やせないごみの袋を使用し、所定の場所に排出されたごみ	(1) 市が指定する燃やせるごみの袋1袋につき ア 容量15リットル相当のもの 15円 イ 容量30リットル相当のもの 30円 ウ 容量45リットル相当のもの 50円

	を市が定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。	(2) 市が指定する燃やせないごみの袋1袋につき ア 容量15リットル相当のもの 15円 イ 容量30リットル相当のもの 30円
	一般世帯から排出された粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき20円を基準として品目別に規則で定める額
	一般世帯から排出されたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき130円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。
	事業活動に伴って生じたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき265円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額

別表第2（第20条関係）

種別	取扱区分	手数料
産業廃棄物	排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1回の搬入量10キログラムにつき265円とし、当該搬入量に10キログラムに満たない部分がある場合における当該10キログラムに満たない部分の扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該搬入量が10キログラムに満たないとき 10キログラムとする。 (2) 当該搬入量が10キログラムを超えるとき 当該10キログラムに満たない部分を四捨五入し、0キログラム又は10キログラムとする。

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額

別表第 3 （第25条関係）

許可証の種別	交付手数料	再交付手数料
一般廃棄物処理業の許可証	3, 000円	1, 500円
浄化槽清掃業の許可証	3, 000円	1, 500円

14 土浦市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）

第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を縦覧する場合の手続並びに一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土浦市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から 1 月とする。

(意見書の提出先等の告示)

第 5 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第 6 条 意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土浦市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設を設置し、又は変更する場合において、当該施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に市の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦覧の実施その他必要な事項について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

15 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 43 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 小規模水道（第 7 条—第 18 条）
- 第 3 章 小簡易専用水道及び簡易専用水道（第 19 条—第 22 条）
- 第 4 章 飲用井戸等（第 23 条—第 26 条）
- 第 5 章 監督（第 27 条—第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条・第 31 条）
- 第 7 章 罰則（第 32 条—第 35 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道（以下「小規模水道等」という。）並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- （2）小規模水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、次のいずれかに掲げる者に必要な水を供給するもの（ア又はイに掲げる者に水を供給するものにあっては、常時水の供給を受ける者が 50 人未満であるものを除く。）のうち、同項に規定する水道事業の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道以外のものをいう。
 - ア特定の地域に居住する者
 - イ市規則で定める建築物等を使用し、又は利用する者
 - ウ賃貸住宅その他の建築物の全部又は一部であって、賃貸の用に供するもの（市規則で定めるものを除く。）に居住する者
- （3）小簡易専用水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道又は小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であって、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が、水道事業の用に供する水道からのみ受水する場合にあっては 5 立方メートル以上 10 立方メートル以下であるもの、その他の場合にあっては 5 立方メートル以上であるものをいう。
- （4）簡易専用水道 法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。
- （5）飲用井戸等 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、同項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第 6 項に規定する

専用水道及び第2号に規定する小規模水道以外のものをいう。

(6) 水道施設 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道又は飲用井戸等の設置者の管理に属するものをいう。

(小規模水道等及び飲用井戸等の設置者の責務)

第3条 小規模水道等及び飲用井戸等の設置者は、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分に認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有する。

(適用除外)

第4条 この条例の規定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

第2条第1項に規定する特定建築物を使用し、又は利用する者に必要な水を供給するために当該特定建築物に布設させる小規模水道等及び飲用井戸等に対しては、適用しない。

(水質基準)

第5条 小規模水道又は小簡易専用水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅、鉄、ふっ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の定めるところによる。

(施設基準)

第6条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

(2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

(3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

(4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

(5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

(6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設（飲用井戸等の水道施設を除く。）の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第2章 小規模水道

(確認)

第7条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第8条 前条の確認の申請をしようとする者は、申請書に、工事設計書その他市規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 給水人口
- (2) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (3) 水源の種別及び取水地点
- (4) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (5) 水道施設の位置、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完成の予定年月日

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第6条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(変更等に係る工事前の届出)

第9条 小規模水道の設置者は、当該水道施設について、次に掲げる工事をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - (2) 沈殿池、ろ過池又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
- (給水開始前の検査及び届出)

第10条 小規模水道の設置者は、当該水道の布設工事が完成し、給水を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行い、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第11条 小規模水道の設置者は、市規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、市規則で定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第12条 小規模水道の設置者は、市規則で定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(管理責任者の設置及び健康診断)

第14条 小規模水道の設置者は、水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら管理責任者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により管理責任者を置いたときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 小規模水道の設置者は、第1項の管理責任者について、市規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

4 小規模水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(設置者等の住所又は氏名の変更の届出)

第15条 小規模水道の設置者は、自己又は管理責任者の住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第16条 相続、合併、分割、譲受その他の事由により、小規模水道の水道施設の所有権その他小規模水道の使用に関する権原を取得し、小規模水道の設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 小規模水道の設置者は、当該水道を廃止したときは、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第18条 第2条第2号イ又はウに規定する市規則の制定改廃の際現に当該規則の制定改廃により新たに小規模水道となる水道を設置している者（水道の布設工事に着手している者を含む。）は、当該規則の施行の日から3月以内に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第3章 小簡易専用水道及び簡易専用水道

(布設工事着手前の届出)

第19条 小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、市規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第20条 前条の規定により届出をした者は、その届け出た内容のうち、市規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(小簡易専用水道等の管理等)

第21条 小簡易専用水道の設置者は、市規則で定める基準に従い、当該水道を管理しなければならない。

2 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、市規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行わなければならない。

3 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、市規則で

定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して2年間、これを保存しなければならない。

(準用規定)

第22条 第14条、第15条(管理責任者に係る部分に限る。)、第16条及び第17条の規定は、小簡易専用水道及び簡易専用水道の設置者について準用する。

第4章 飲用井戸等

(水質検査等)

第23条 飲用井戸等の設置者は、当該水道の布設工事が完成し、給水を開始しようとするときは、水質検査を行うよう努めなければならない。

2 飲用井戸等の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行うよう努めなければならない。

3 飲用井戸等の設置者は、前2項の規定による水質検査の結果、その供給しようとし、又は供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告するよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生上の措置)

第24条 飲用井戸等の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給水の緊急停止等)

第25条 飲用井戸等の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を市長に報告するよう努めるとともに、給水の停止その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第26条 市長は、前3条に定める事項に関し、飲用井戸等の設置者が適切に措置を講ずるために必要な指針を定めるものとする。

第5章 監督

(改善の指示等)

第27条 市長は、小規模水道について、当該水道施設が第6条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、住民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、当該水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善することを指示することができる。

2 市長は、小簡易専用水道の管理が第21条第1項の市規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該小簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとることを指示することができる。

(給水停止命令)

第28条 市長は、小規模水道又は小簡易専用水道の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止することを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第29条 市長は、小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道等の設置者から工事の施工状況若しくは小規模水道等の管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入ら

せ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑則

（情報の提供等）

第30条 市長は、小規模水道等及び飲用井戸等の設置者に対し、安全な飲料水を供給するために必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（委任）

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、市規則で定める。

第7章 罰則

第32条 第13条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- （1）第7条の規定による確認を受けないで小規模水道の布設工事に着手した者
- （2）第10条の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- （3）第11条第1項の規定に違反して水質検査を行わなかった者
- （4）第14条第3項（第22条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- （5）第21条第2項の規定に違反して水質検査を行わなかった者
- （6）第28条の規定による給水停止命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- （1）第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- （2）第19条の規定による届出をしないで小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事に着手した者
- （3）第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

土浦市環境白書（令和 3 年度年次報告書）

■ 令和 4 年 9 月発行

■ 発行 土浦市

■ 編集 市民生活部環境保全課

〒300-8686 土浦市大和町 9 番 1 号

TEL 029-826-1111（代表）

FAX 029-826-1147

E-mail k-hozen@city.tsuchiura.lg.jp

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

